

○：復古記は其の名の示すが如く、王政復古の顛末を記した貴重な文献で、筆を慶應三年十月十四日徳川慶喜大政を奉還する所より起し、明治元年十一月二十八日戊辰戦争平定した東征總督の解任に終つて居り、其の間僅に一年一ヶ月に亘つたに過ぎないが、それに附随した復古外記といはれる東海東山北陸奥羽蝦夷地等の戦記を収めたものと併せて、明治六年五月に稿を起し同二十二年十二月に完成した：其の復古記は數部の副本もあつて、從來或る一部の學者には披見する機會も多少あつたが、外記に至つては實に其の稿本一部が東京帝國大學に秘藏せらるゝのみであつた。關東大震災の時も、本書が幸に史料編纂掛の書庫にあつたため焼失を免れたのである。云々。（『歴史と地理』第二十三卷第五號より）

○明治維新の研究は：先づ作家に取り扱はれ、映畫に演劇に進出することによつて、やがて一つの流行であるかに見られた。然し其の後學界に於ける眞摯な攻究は、現代社會批判の尖鋭化と相まつて、この問題の究明をして學界に於ける必然の課題たらしめた。それにも拘らず、確實な史料の公開は遅々として進まず、研究者は天を仰いで歎くのがあつた。復古記の出版は、實にこの期待に報ゆる最大のものである。云々。（『史學雜誌』第四十編第四號より）

# 總房鎮撫日記

【解説】慶應四年（明治元年）正月三日鳥羽伏見の戦に敗れて徳川慶喜江戸に走ると、有栖川宮熾仁親王は征東大總督として二月に京都を發し、東海・東山の兩道から江戸に向つた。橋本實梁は東海道の先鋒兼鎮撫使として四月十八日檄を武・總・房・常の二十九藩に傳へ、舊幕府の歩兵奉行大鳥圭介及び撤兵頭福田八郎右衛門を討伐せしめた。閏四月三日賊兵官軍を上總八幡に襲ひ、追撃して市川に至つたが、官軍援隊を得て之を破り、船橋に次した。四日海に沿つて八幡に迫り、七日姉崎を襲撃したので賊は狼狽して木更津・眞里谷へ走つた。この日、東海道の先鋒副總督柳原前光は下總佐倉城に入り、近藩の老臣を召して其の向背を問ひ、監軍大村藩士渡邊清・薩摩藩士相良長發をして木更津・眞里谷の賊を討たせ、尋いで大多喜城に至つて藩主大河内正質を幽し、佐貫城主阿部正恒の封土を收め、佐倉藩に之を管せしめた。かくて房總悉く平定し、官軍は兵を還したのである。本書は其の間の總督鎮撫日記で、閏四月四日千住驛から始めて、同二十二日下總登戸に至る記事を掲げ、「附録」は同二十五日から五月四日迄を載せ、前掲明治戊辰房總戦亂記原本「復古記」にも引用されてゐる。今、閲讀上の便を考へて原文に句讀點を施した。（稻葉）

總房鎮撫日記

後四月三日。

從明四日、副總督府千住宿へ進發可有之旨、大總督府ヨリ御沙汰之事。

四日。強雨烈風。

副將御進發、辰半刻。千住宿御着陣、午半刻。

同日、於同所、堀田相摸守へ御達書如左。

佐倉藩へ

頃日來、舟橋邊屯集候徳川脱走之兵隊、段々寛宥之御處置候處、不圖昨三日暴舉及戰爭候儀、不容易所行、依是急速出兵、拔巢之策略相立、勤王之實効可有之事。

後四月四日 東海道

副總督

同日。同所、先鋒薩州・備前・伊州・佐土原藩等へ各通ヲ以、如左。

副總督府、今四日千住宿迄御進軍、五日眞間山へ御

轉陣、於同所軍議可被在候條、長官壹人御本營へ可  
罷出旨、副總督府御沙汰候事。

後四月四日

東海道副總督

參

謀

後四月四日。備前藩ヨリ差出、翌朝以使總督府  
へ相送ル文言、如左。

後四月三日、下總八幡表戰爭之略書。

弊藩斥候隊、先達テヨリ八幡宿へ留屯仕、賊徒相押  
居申候處、去月廿九日、船橋之賊中山法華寺へ轉陣  
仕候條、一應江原鑄三郎へ及詰問候處、大ニ迷惑仕  
候。其内一昨二日中ニハ、兵器銃砲悉ク田安殿へ相  
渡候段、御移合ニ相成リ申候。萬一異儀ニ相及候ハ  
バ、昨三日ヨリ出先各藩直ニ應接仕、兵器請取方取  
計候様、大總督宮様、御參謀御附屬衆ヨリ御移合ニ  
相成、各藩謹承事情折角承糺候處、賊徒共台命遵奉  
不仕趣、須本藩ヨリ相傳へ申候。兼テ出先各藩申談  
候儀ニテ、同朝各藩一列ニテ賊巢へ相迫リ、篤ト應

接仕、草偃之御仁德相示シ、兵器請取可申含ニテ、期  
限相待居申候處、前夕ヨリ彼之舉動可疑件々不少候  
ニ付、同所有合之兵隊、一同宿陣所ニ集メ置、見張番  
嚴重ニ配置仕、舉動相伺居申候處、果テ曉七ツ半時  
頃、賊徒共弊藩出張所ヲ取籠ミ候勢ヒ、確然相顯候  
段、斥候巡邏之者共ヨリ、追々報知仕候得共、是ヨ  
リ輕舉妄動仕候テハ不可然旨、兼テ御移合御座候  
付、決テ相動キ不申候得共、右之一段ニ相成、不得  
止事、有合候人員整列相待居申候處、彼ヨリ及砲擊  
ニ候付、不得止事、直ニ戰爭手合仕候儀ニ御座候。  
然ル處、前日各藩約諾ハ、談判相破候ハ、手配之次  
第、佐土原藩鎌ヶ谷へ繰込、船橋へ進撃、爲應援伊  
州藩貝塚へ出兵、弊藩ハ佐倉往還ヨリ賊巢法華寺へ  
進撃、爲應援伊州藩八幡へ出兵、筑州藩ハ行徳ヨリ直  
ニ船橋へ進撃ニ相及ビ可申約ニテ各牒シ合、同朝未  
明ニハ應援之伊州藩、市川ヨリ八幡へ繰込候筈之處、  
出兵少々遅延ニ相成、弊藩兩三隊之者共モ、松戸宿  
ヨリ八幡へ繰込候筈之處、是モ遅延ニ相成、其内兵

端相開ケ四方ヨリ被取圍、賊兵引請孤立接戰、代リ

合候兵隊無御座、追々銃兵相疲レ、其上初戰之儀、持

味へ兼候勢相見エ候ニ付、荏苒繰リ揚、市川表へ僞

引寄、根陣眞間山ニテ松戸之兵諸共併合仕、伊州藩

ト協力遂ニ賊兵追反シ、市川表ハ取返シ候得共、死

傷段々御座候ニ付、其段ハ直ニ昨日口達同然ニテ、

雀部八郎ヨリ御達申上候儀ニ御座候。就テハ賊共死

傷段々御座候趣、手詰接戰之刻、令官霜山健次郎手疵

相請候得共、當之敵兩人下部諸共ニテ搏捕、内壹人

鈴木音次郎ト申者之持手銃壹挺分捕致シ申候。此段

大略書付ヲ以御届申上候。死傷別紙之通ニ御座候。

以上。

後四月四日

備前侍從内軍事掛リ

森下立太郎

死傷之覺書、

一玉疵 令司旗ニ壹ヶ所。羽織ニ三 令官 淺野 忠次郎

一頭上ニ壹ヶ所 同 霜山健次郎

一討死 銃隊 花房喜三太

一同 杉山喜之介

一同 信正 卯平

一向齋壹ヶ所 榑原 彦右衛門

一股壹ヶ所 荻野 改次郎

一肩先壹ヶ所 角南 菅三郎

右、孰モ小銃疵。

銃隊 角南 元造、

深澤健太郎

西岡貞三郎

右、三人之者共、被生捕候哉ニ奉存候。

以上

五日。

千住宿御發途、辰刻。市川宿近邊國府臺・安國

山總寧寺・御宿、未刻許。

但、昨日之御達ニハ、眞間山ト有之候處、同

寺儀ハ要害惡シキニ付、俄ニ當寺ト御治定

之事。

同日左之藩々へ達章。

濱松藩隊長

伏谷 又左衛門

右者參謀加勢被仰付候事。

(朱書) 御面會御口達

薩州藩

相良 治部

木更津邊ニ屯在候兇黨等爲進擊、明六日、佐倉表へ進發候條、其藩々直ニ爲先鋒、拔巢忠勤、可相勤候事。

但、渡邊清左衛門監軍申付候條、指揮可相請候事。

後四月五日 東海道

副總督

藤原前光

薩州藩

藤堂藩

佐土原藩

今般、木更津屯集之兇黨進擊ニ付、其方監軍職申附候間、薩州・佐土原・藤堂等、三藩指揮致シ、臨機處置可抽精忠事。

後四月五日 東海道

副總督

藤原前光

大村藩

渡邊 清左衛門

右同上

(朱書) 御面會御口達之事、長州大村備前藤堂等。

五日。

市川宿因兵燹、爲御救助金被下。達書如左。

今般、徳川家臣脱走之兇徒多人數、舟橋宿屯集暴行

同文

但、相良治部へ監軍申付候條、指揮可相受事。

後四月五日 東海道

副總督

藤原前光

五日。

外五ヶ寺 年寄 彌平次

右軒別無洩落配當 兵 吉

頂戴仕候以上 彌次右衛門

名主 次郎左衛門

候趣モ相聞候ニ付、官軍被差向候得共、戰爭ニ及候

テハ村民忽塗炭之困ニ陥リ可申、且、素ヨリ御寛大之思召ニモ有之、則條理ヲ以追々説得ニ及候處、賊

徒陽ニ降伏之情體ヲ顯シ、陰ニ禍心ヲ包藏シ、去ル

三日夜陰竊ニ襲來、官軍ニ對シ不意ニ發砲致シ候段、

不屈至極、不得止砲擊追討ヲ加ヘ候處、賊徒忽敗走

致候得共、其村方ニ於テ多分之燒失難澁ニ迫リ候事ト、深不惑ニ被思召候。何レ御救助之筋モ可有之候得

共、差掛リ乍聊別紙目錄之通、被下候條、夫々可致配當候事。

後四月

東海道副總督

參謀

燒失家數百二十七軒 下總國葛飾郡

金五百兩 人數六百六十九人 市川村

不致燒失家數百三軒 百姓代 彦四郎

人數四百六十人 彌兵衛

總房鎮撫日誌

長州藩へ達書、如左。

長州藩

市川・舟橋邊亂妨之賊徒爲追討、進軍。備前・伊州

・大村三藩申談、巢窟攻撃可有之事。

後四月五日 東海道

副總督

藤原前光

(朱書) 但加州藩林喜太郎、廣瀬彌三郎ヲ以被仰遣。

五日。

佐倉藩へ達書、如左。

徳川慶喜儀朝敵之巨魁ト相成、既ニ御親征被仰出候

處、悔悟恭順之實効相立、居城械器等朝廷へ差上候

ニ付、格別之思召ヲ以、寛大之御處置被爲仰付候處、

家臣之内、陽ニ降伏之情體ヲ顯、陰ニ禍心ヲ包藏、  
剩脱走シ、所々横行候條、甚以不埒之至ニ候。依之  
東海道副總督、爲鎮撫、明六日國府臺御發途、別紙  
御休泊付之通、佐倉表へ御進發、御滯陣、四方號令  
可被爲在候條、依之、兵食人馬繼立等之儀、彼是用  
意可有之旨、副總督府御沙汰候事。

後四月五日 東海道先鋒副總督府 參 謀

六日。

國府臺御發途、卯半刻。大和田宿御着陣、未刻。  
同日。

紀州藩御用金護送ニ付、御達如左。

官軍用金護送之處、濱松藩へ相渡可申候事。  
後四月六日 副總督 參 謀

紀州藩護送候官軍用金、請取護衛可有之候事。

紀州藩へ 參 謀

後四月六日

副總督

參 謀

濱松藩

長官中

六日。

總督府ヨリ御沙汰書、左之通。

愈御清健御在陣珍重ニ存候。然者、上總國大田喜一  
條ニ付、別紙之通、京師ヨリ大總督府へ御處置書到  
來、今日城中ニオイテ、御達相成候間、其御出先ニ  
オイテ、別紙各件夫々御取計可有之候。

大河内豊前

右松平下總守へ、御預之事。

同人領地

右追而者取締方、御處置可被爲在候得共、當分之處、  
柳原侍從出先ニオイテ、可然取締可有之事。

後四月五日

實 梁

柳原侍從殿

猶々其表へ出陣之諸藩へ、感狀御遣可相成段、大

總督府へ言上候處、諸藩去ル三日攻來之戰爭始末  
書、早々可差出御沙汰ニ候間、夫々相認メ差出候  
様、御達可給候。

備前藩

一右者戰爭始末略書最早差出候間、御達ニ不及候事。

一佐土原藩

右者昨日町田吉之進參陣ニテ、船橋大捷之段、口  
演ヲ以略承知候間、是亦御達ニ不及候事。

一伊州藩

右者兩隊ニ勝敗有之趣、相聞候間、別ニ巨細書差  
出候様、御達可給候。

右得貴意度、別啓如此候也。

徳川慶喜反逆ヲ相助ケ候重罪、尤巨魁ナルハ大河内  
豊前・竹中丹後等ニテ、屹度御所分可被仰出ニ付、  
當人並家來等ヨリ差出候願書類ハ、一切御取揚無之  
様、被仰越度、且、左之通大總督府ニ於テ、先ヅ御  
所置相成可然乎。

大河内豊前

右、諸侯へ御預之事。

同人領地

右、先被召揚、諸侯へ取締之事。

同人家來

重立候者

右、大多喜、於寺院、謹慎之事。

總家來

帶刀之者

右、銘々、於居宅、差控之事。

六日。

佐倉藩續徳太郎、爲伺御用、當御本營迄罷出  
ヅ。明日佐倉表御着之節、爲警衛銃隊一小隊・  
槍士一小隊、差出候旨、申出ヅ。念入候儀、當  
宿迄ニハ不及、其最寄迄可差出旨、御沙汰候  
事。

七日。

大和田宿御發途、辰刻。佐倉御着陣、午刻後。

去ル三日、船橋宿因兵燹、爲御救助金左之通被下。達書ハ市川宿同文ニ付略ス。

目錄

金貳千貳百拾九兩

金拾七兩貳分 社家中へ十二人

金千匹 怪我人共へ五人

燒失家數・人別書如左。 小笠原甫三郎支配所

家數五百六拾貳軒 下總國葛飾郡

人數三千九拾壹人 船橋九日市村

家數貳百貳拾壹軒 同 五日市村

人數千七百七拾壹人

家數三拾壹軒

家數八百八拾四軒

人數四千四百三十八人

壹人ニ付金貳分宛ニ當ル。

右三ヶ村役人總代

九日市村年寄 長兵衛

海神村名主 善右衛門

七日。

兩總・常陸・安房等之諸藩へ御達書、如左。

御用之儀有之候間、重臣壹人、佐倉表御本營へ急速可罷出候事。

後四月七日

東海道副總督府

參謀

岩槻 古河 高岡 關宿 多古 小

見川 生實 久留里 飯野 一ノ宮

佐貫 鶴牧 館山 勝山 森岡 下

妻 穴戸 麻生 府中 牛久 谷田

部 各重臣中

八日。

大河内豊前御處置之儀、別紙之通御治定、當府へ御委任相成候旨、被仰出候ニ就而者、當佐倉御進發、別紙御休泊割之通、大多喜表へ御進軍ニ相成候條、自然報知之儀有之候節ハ、其御本陣先へ可罷出、且木更津邊鎮靜、各藩兵隊引揚候場合ニ立到候ハ、

連ニ大多喜表へ進軍可有之旨、副總督府御沙汰候事。

後四月八日

東海道副總督府

伏谷 又左衛門

安場 一平

相良治部殿

渡邊清左衛門殿

追而、本文之趣、其地先鋒各藩へ御通達可被下。

且、藤堂仁右衛門一手ハ大多喜近傍長南へ進軍、

留屯御指揮相待可申旨、是亦御達可被下事。

別紙御休泊附、左之通。

後四月九日

佐倉御發途

貳里

御小休

御野立

貳里半餘

同

岩富町

御晝

御野立

御小休

垣立村

貳里半餘

十日 明光寺

御晝

御泊

御晝

御小休

同

同 本漸寺 南禪寺 兩寺之内

御泊

御小休

御晝

御泊

同

御晝

御晝

御晝

御野立

東金村

壹里

福俵村

壹里餘

大網村

壹里

本能村

本

茂原村

壹里半

長南村

壹里

佐坪村

壹里

市部村

壹里

十一日

以上

大田喜

(朱書)別紙

愈御清健御在陣、中略。下總國大田喜一條ニ付、別紙之通、京師ヨリ大總督府へ、御處置書到來云々。

マリヤツ  
は眞里谷

右一通

徳川慶喜反逆ヲ相助ケ候重罪、尤巨魁ナレバ、大河内豊前云々。

右一通

(朱書)右御沙汰書寫ヲ以、爲心得、先鋒之藩々へ通達之事。

八日。

布施尾は  
伏谷か

薩州相良治部ヨリ報知、如左。

マリは眞  
里谷か

昨六日、薩州遊撃隊、曾我野宿陣八幡へ斥候差出置候處、賊兵襲來、番兵所へ撃込、貳人即死之旨、急報ヲ以申來候付、一隊擧テ夜半八幡へ繰出、且又

長州・備前之兵モ、曾我野へ着陣ニ付、兩藩ヨリ一小隊宛、八幡へ繰出申候。同日、伊州兵隊檢見川着陣、薩州・佐土原兵隊千葉着陣、大村兵隊寒川着陣。六藩相談之上、今七日早曉各出陣、八幡へ繰込候處、賊軍配之模様相見候付、此方儀、處々軍配押詰候處、賊次第二敗走、五井川ヲ越エ引取候付、官軍連ニ進撃、屯集所姉ヶ崎攻落シ、賊徒散々敗走マリヤツ木更津邊へ逃去申候。依之總軍姉ヶ崎引上宿陣罷在候。此段、御届申候。賊之即死多ク有之候得共、未ダ取調相付不申候付、追而御届申候。尤、官軍ニハ怪我人貳拾五六人、即死一人有之候。以上。

閏四月七日

渡邊 清左衛門

相良 治部

安場 一平様

布施尾又左衛門様

二白。成丈急速巢窟掃蕩之積リニ御座候得共、近在諸侯之向背未ダ相分リ兼候故、明日ハ長州・大村ニテ、奈良輪之賊相衝、備前・佐土原ニテマリ

ヲ衝、久留里へ向ヒ、其餘之藩ハ近在探索之覺悟ニ御座候。楮、伊州藩藤堂仁右衛門一手ハ、飯野ヨリ大田喜へ掛リ候様、御差圖可被下候。一、當藩モ、降伏謝罪申出候。以上。

八日。

木梨精一郎・吉村長兵衛等へ、安場一平・伏谷又左衛門等ヨリ、上總大多喜表御處置被仰出候ニ付テハ、副督府、明九日當佐倉表御發途、大多喜表へ御進軍可有之旨、申遣。猶總督府并大總督府等言上之儀、頼遣也。且、前條薩州藩ヨリ注進之趣、申遣。

後四月八日。

勝山藩ヨリ差出、左之通。

主人銚次郎陣屋勝山へ向、昨日、遊撃隊ト相唱脱走之徒押來候趣、相聞候ニ付、兼而被仰出之趣モ有之、攻撃之手當可仕處、何分多人數之趣相聞、主人銚次郎儀ハ上京中ニモ有之、元來、小藩手薄之儀、無餘

儀及掛合候處、當國鎮撫罷越候ニ付、致出兵候様、嚴重ニ申談有之、相拒候へバ直様兵ヲ差向候趣、就而者主人留主中、且隣領應援之兵モ無御座、既ニ近隣各藩之人數モ相加リ候趣、連モ數日防禦之見込モ不相立、甚奉恐入候得共、無據雜兵共貳拾五人、今八日差出申候。此段御届申上候間、何卒、御出勢被成下候ハ、如何様ニモ出兵之上、盡力仕度、此段奉歎願候。以上。

閏四月八日

酒井銚次郎家來

都筑圖書介

富塚謙助

九日。

佐倉御發途、卯刻後。東金町連福寺御着陣、申刻。

十日。

卯半刻、東金御進發。午下刻、茂原村御着陣。藻原驛御本陣へ、一ノ宮藩重臣小泉重兵衛參

陣。右者、大多喜松平豐前儀、本城立退、於菩提所深謹慎罷在、於家來之者モ同様寺院へ引籠相慎居候ニ付、何時ニテモ御入城被爲在候テ差支無之、且、近傍ニ賊徒潜伏等不仕。尤、先達テ賊徒共ヨリ彼是申來候得共、謹慎中ニ付、決テ取合不申候付、何卒、御寛大之御所置奉願度段、同藩ヲ以奉歎願候旨、申出ヅ。依之御僉儀件々、如左。

一ノ宮藩へ御達書、如左。

松平豐前ニ就被 仰出之旨、監軍安場一平、明十一日巳刻、大多喜城へ被差向候間、同藩重臣之者、罷出相待可申候。此段同藩へ相達可申條、副總督府御沙汰候事。

後四月十日

東海道副總督府

參 謀

二ノ宮藩

重 臣 中

佐倉藩へ御達書、如左。

佐倉藩へ

松平豐前不容易罪狀ニ付、追々御處分可有候得共、先其藩へ御預、且不軌之儀ニ付、從事ノ者ニ於ハ、於寺院謹慎被 仰付候間、嚴衛可致事。

後四月

東海道

副 總 督

藤原前光

但、右御達書、同藩へ兵食取計方被 仰付有之ニ付、出役之者へ相渡候事。

十一日。

漢原驛御發途、辰刻。長南驛へ御着、巳刻。於當驛御滯陣。先是、監軍安場一平ヲ以、松平豐前へ御沙汰書、如左。

松平豐前

先達慶喜叛逆之候、從而其密謀ヲ贊成候段、不可許罪狀付、追々御處分可有候得共、一先佐倉藩へ御預、且、左兩件等被仰付。速ニ拜請可仕事。

一條

本城掃除且領地圖籍武器類等、悉皆被召上候事。

二條

豐前同意不軌之儀ニ付、從事候族者、各當地於寺院謹慎之事。

但其餘雖子弟無罪之輩ハ、更不及關係候也。

右兩條被 仰出候、仍明十二日辰刻ヲ限り、可及遵奉候。若於違背者、膺懲之典刑可相正事。

辰後四月十一日

東海道

副 總 督

藤原前光

前條御達ニ付、左之通請書差出ス。

先般慶喜叛逆之候、從而其密謀ヲ贊成候段、御許容難被爲在罪狀ニ付、追テ御處分被 仰出候迄、一先佐倉藩へ御預、且被 仰付候御兩件之趣、明辰之刻ヲ限り、可奉遵奉旨、豐前始臣下一同恐入奉畏候。右御請奉申上候。以上。

閏四月十一日

大河内豐前家來

總房鎮撫日誌

可兒治太夫

十二日。

長南驛御發途大多喜へ御着、正午。直ニ本城御請取御入城。御點檢相濟、同所ニ御滯陣。尤一ノ宮藩重臣小泉重兵衛誘引、且萬端同人ヲ以、參謀ヨリ掛合之事。

領地圖籍暨武器其外、請取目錄左之通。

目 錄

- 一、城 繪 圖 壹枚
- 一、城山繪圖 壹枚
- 一、武器取調帳 三冊
- 內壹冊伊南陣屋分
- 一、城附村繪圖 壹枚
- 一、夷隅郡繪圖 壹枚
- 一、伊南領中總繪圖 壹枚
- 一、同所村分繪圖 八枚
- 一、同所海岸繪圖 壹枚

一、郷帳 四冊

内貳册根小屋分  
内貳册伊南分

一、米藏在米取調書

右之通ニ御座候。以上。

閏四月

大河内豊前家來

可兒治太夫

十二日。

上總大田喜大河内豊前家中、姓名錄差出如左。

七人内七歲家老 大河内源太夫 七人七歲已下  
 家老 可兒治太夫 三人九十九同 武藤早之丞  
 三人次郎 同 矢部紋三郎 四人小三郎 用人 岩上  
 與右衛門 六人七歲以下一人 用人 種田市左衛門  
 六人鹿之助 大野半 三人 同 永島源吾 五人  
 粹和虎、孫去病 近習組頭 粕谷權兵衛 六人七歲以  
 七歲以下一人 下一者頭 岡野茂左衛門 四人七歲  
 河内力藏 五人七歲已下 同 蘭田達右衛門 三

人房吉 同 近藤助左衛門 五人粹十麒雄  
 藤井森右衛門 四人仲之助 同 小林李右衛門  
 九人七歲已下三人 同 武田彌三郎 五人銓太郎 同 澤地  
 權之進 四人虎之助 同 中島中 七人七歲已下  
 一人 同 堀内室右衛門 七人粹要 伊藤  
 新六 六人七歲已下一人 同 朝岡藤作 五人双之助 同  
 引田彌五郎 六人粹芳郎 同 河野多門  
 五人勝藏 同 岡崎春三 四人七歲已下一人 同 天野胖三  
 郎 七人粹輔太郎 同 小島佐森 五人七歲已下  
 同 岡本金吾 四人 同 淺羽左源次 七人七  
 已下 同 窪田金之助 同 葉田十次兵衛 六人  
 七歲 同 岡本鍊之助 二人 同 岩上洗之助  
 六人七歲已下一人 同 井上武次郎 五人七歲已下  
 平内 四人 同 井上登 四人給人朝岡鈞之助  
 二人 給人 安田鑛之助 五人 同 朝岡左内  
 四人粹錫三郎 同 佐久間勘兵衛 同 村上鐵吉

同 種田市之丞 同 内林五十兵衛 同 可兒  
 司 同 今西準助 同 岩上小三郎 四人喜  
 多 同 木村半之丞 六人 同 石井三彌 五人  
 粹 五三郎 同 山田五太夫 五人常次 同 平山捨五郎  
 同 粕谷和虎 六人瀧次郎 同 佐々木勘四郎  
 同 武藤九十九 四人 同 林鐵三郎 五人七  
 已下 同 三木力 四人七歲已下 森亂吉 三人勇雄  
 同 佐久間鋼吉 同 坂部簾平 三人蘭次郎 同  
 中路直次郎 八人七歲已下二人 同 瀧口源内  
 四人七歲已下二人 同 舟越多美彌 同 本間雄治 同  
 大野鹿之助 二人 同 左右田金吾 六人粹金  
 同 木島覺五郎 四人德藏 同 飯村虎三郎 六人  
 本吉修助 給人 新妻清次郎 三人道之助 同  
 松井準輔 四人七歲已下一人 同 桂始 同 堀  
 内鈴太郎 二人 同 松本雄次郎 同 岡田皆  
 五郎 四人七歲已下 同 近藤常藏 四人七歲已下 同

大見門佐七郎 三人七歲已下 野村八郎 野村  
 一家 同 大八木岩之助 同 澤地銓太郎 五人  
 同 西山直藏 同 中島虎之助 同 引田双之  
 助 八人七歲已下三人 同 黒須權内 同 船越  
 衛守 四人七歲已下二人 同 赤石羽良三 同 岡崎勝  
 藏 二人 同 宮本勝之進 五人七歲已下 同 田  
 中新 二人 同 安田錦之助 同 藤井十麒雄  
 四人 同 會田芳三郎 五人七歲已下二人 同 高室健次  
 郎 同 矢部次郎 七人七歲已下一人 同 長坂保之助  
 同 近藤房吉 四人 同 岡本三郎 同 小林  
 仲之助 同 矢島寅三 同 伊東要  
 六人七歲已下 同 岩下清藏 同 河野芳郎 六  
 人粹 同 下村喜太夫 同 山浦常次郎 二人  
 同 小島勝彌 同 岡野東六 二人 同 安田  
 權次郎 同 小島鋪太郎 三人七歲已下 同 木村  
 鎗三郎 同 淺野左源次 四人七歲已下 同 太田  
 半之助

二人 醫師 渡邊道器 三人 同 菊地陽齋 五  
 人 又次郎 徒士 仲佐平八 二人 同 田中良三 二  
 人 同 山口麓 三人 同 鈴木意三郎 四人 七  
 已下 武田秀三 四人 同 淺野丹三 二人  
 同 田中鉦四郎 四人 剛藏 同 粕谷萬平 同  
 木村喜多三 同 坂部嘉市 四人 七歲已下 井  
 上鏐次郎 五人 七歲已下 種田安造 五人 七  
 一人 同 渡邊喜內 五人 七歲已下 金子鉞之助  
 四人 同 淺野嘉十郎 四人 七歲已下 蘭田岩  
 尾 四人 同 蜂巢仙彌 四人 七歲已下 雪吹  
 新平 六人 松榮 同 大塚雅三郎 三人 同 多  
 田甚內 五人 七歲已下 同 安田彌 三人 七歲已  
 朝岡錄之助 四人 七歲已下 同 中村幸八郎 同  
 永井猪三郎 五人 七歲已下 同 永谷半助 三人  
 同 岡本爲次郎 同 佐久間錫三郎 同 仲佐  
 又次郎 三人 同 尾川鑾之助 同 手島銀之

助 同 庄司大助 四人 七歲已下 二人 同 伊原  
 鑑造 同 江澤駒之助 三人 七歲已下 同 森新吉  
 五人 七歲已下 二人 同 本吉百千萬 同 高須錦太  
 郎 同 今西皆三 同 石井式馬 同 早川  
 政三郎 同 粕谷去病 同 內林三藏 同  
 金子武平 同 瀧口鎌一郎 三人 七歲已下 同 齋  
 藤熊藏 同 大島金次郎 二人 同 蘭部鉦藏  
 同 佐々木瀧次郎 同 平山常次 五人 同 宮  
 地欣吉 同 小出虎三郎 六人 七歲已下 一人 醫  
 師 青柳健叔 同 上坂玄壽 三人 同 市原  
 誠齋 同 渡邊雄輔 小役人 成瀬屯藏 同  
 由良秋藏 同 榊原愛助 同 大須賀鎌吉  
 同 高須直太 五人 七歲已下 同 手島源右衛門  
 同 大竹直次 同 近藤善藏 同 中村仙藏  
 六人 七歲已下 一人 同 中村德齋 三人 同 大木駒之助  
 新妻尙之助 三人 同 鶴飼友之助 同 坂部  
 次郎 同 松井道之助 同 飯村德藏 同

鳥山集造 同 渡邊重作 三人 同 藤井兼藏  
 四人 七歲已下 一人 同 左右田銀八 二人 同 關喜平  
 三人 同 本間鎌吉 同 關虎之助 同 坂部  
 菊次 同 久世富三郎 同 新川六郎 三人  
 七歲已下 一人 同 伊藤半次郎 五人 同 渡邊鋤兵衛  
 同 佐久間勇催 三人 同 渡邊喜一郎 同  
 柱東齋 五人 七歲已下 一人 同 石川良造 同 植村清  
 藏 四人 同 長谷川要藏 同 多田田多  
 四人 同 星野穂彌太 同 中路蘭次郎 同  
 粕谷剛藏 同 渡邊益彌 同 黒須鑿彌 五  
 人 七歲已下 一人 同 星野増藏 同 判治定助 同 平  
 岩谷藏 同 青柳健齋 五人 董吉 三浦伊右衛門  
 同 三浦董太郎 同 下村要 同 渡邊富齋  
 五人 七歲已下 二人 同 山岸繁之助 同 尾崎佐助 同  
 小野田重次郎 同 中村德齋 同 江澤鎮吉  
 同 大塚春榮 五人 同 佐藤才佐 三人 磯  
 野助齋

右之内從事不仕候者共八、城外ニ散居謹慎罷在候。

矢部紋三郎 小林左右衛門 小島佐森 井上  
 武次郎 岡本鍊之助 林鐵三郎 森釦吉  
 山田五太夫 瀧口源內 近藤常藏 大八木岩  
 之助 赤石羽良三 會田芳三郎 矢部次郎  
 引田双之助 高室健次郎 伊東要 山浦常次  
 郎 菊池陽齋 山口麓 田中鉦四郎 淺野  
 嘉十郎 庄司大助 早川政三郎 大木駒之助  
 長谷川要藏 鳥山集造 粕谷剛藏 星野増藏  
 農兵貳拾人  
 右之面々、當正月異變之節供仕候。以上。  
 矢部紋三郎 同次郎  
 右兩人儀、大和國御總督府於御役所、三月七日御  
 赦免被仰渡候。自家兵隊之儀ハ一切召連不申候。  
 右之者共儀モ供仕候而已ニテ、砲發ハ不仕候。  
 但田町圓照寺・東長寺ニ謹慎罷在候。

後四月十二日。

大田喜武器員數帳三冊、差出ス。

一足輕具足 拾三領 一桶側具足 拾八領 一  
 旗持具足 拾四領 一鎖帷子 五領 一馬印  
 壹本 一水印 壹流 一長柄 拾八筋 一鎗  
 三筋 一矢 三箱入 一弓建 壹荷 一矢籠  
 貳脊 一弓固 拾五 一刀 四拾五腰 一脇  
 差 四拾二挺 一陣鎌 壹挺 一陣山刀 二拾  
 九挺 一十手 二本 一薦口 二拾五本 一  
 猪鎗 拾七本 一棒 二拾四本 一脊板連雀  
 拾一 一請筒 百三拾七 一六百日筒 壹挺  
 一五百目筒 壹挺 一拾文目筒 三挺 一三文  
 目五分筒 四拾壹挺 一木棉火繩 四 一大小  
 鑄形 九挺 一六百日鐵玉 三百拾八 一百二拾  
 目玉 六拾三 一胴亂 四ツ 一空穗 拾  
 一鎧 四指 一鞭 二本 一合藥焰硝 百八拾  
 百二 一硫黃 二十八貫六 一合藥焰硝 九拾七  
 目四十 一硫黃 百六拾目 一合藥焰硝 貫八百

右

一中士具足 六領 一足輕具足 三十八領 一  
 下士具足 拾七領 一桶側具足 五十四領 一鐵  
 前掛 四拾四領 一旗 壹流 一馬印 壹本  
 一纏 七本 一水印 四流 一長柄 拾六筋  
 一幕 四走 一陣笠 百八拾七蓋 一刀 八拾  
 七腰 一弓 六挺 一脇差 六拾八腰 一半  
 弓 拾六挺 一弓建 壹荷 一矢ノ根 七百本  
 一芝矢 千百六拾九本 一陣山刀 二拾挺 一  
 陣鎌 拾五挺 一陣太鼓 二ツ 一根付矢 四  
 百本 一弓固 十 一弓籠手 拾三指 一弓  
 掛 拾 一革空穗 七ツ 一鐘 壹ツ 一脊  
 板連雀 壹脊 一麻小四半 四本 一陣羽織  
 拾八枚 一革鐵砲袋 拾五 一早合胴亂 三十七  
 一拍子木 四組 一敷革 三枚 一三久五分筒  
 拾挺 一貳目九分筒 拾挺 一七目筒 拾挺  
 一口藥ツボ 七拾 一玉簞筒 二荷 一矢簞筒  
 壹荷 一陣貝 四羽 一鞍 九脊 一鎧 六  
 脊 一泥障 五脊 一切付馬肌 三脊 一手

繩 三筋 一力革 七脊 一腹帶 六脊 一  
 板ハセン 四脊 一泥障紐 七脊半 一タチキ、  
 拾壹 一馬柄杓 壹本 一押掛 八脊 一ホ  
 ナン 壹ツ 一轡 五口 一鼻革 三脊 一  
 鹽手 五ツ 一尻カイ 二脊 一面カイ 二脊  
 一鐵タチキ、五脊 一百二拾目玉 八拾七 一  
 百目玉 六百四拾 一三拾目玉 拾九 一貳拾  
 目玉 拾 一拾目玉 三百二十九 一七目三分  
 玉 四百四拾壹 一六目玉 千二百六十四 一  
 四目玉 二百拾八 一三目五分玉 六百四十壹  
 一二目九分玉 三百 一百目玉 九拾三 一百  
 目筒 二挺 一三拾目筒 壹挺 一二拾目筒  
 壹挺 一拾目筒 六挺 一ボウト 二挺 一  
 ケペール手銃 七拾五挺 一合藥 拾五貫目  
 一同 二貫目 一同 二貫目 一机床 四脚  
 一組鍋 四ツ 一スイツル筒 二十五挺 一五  
 百目鐵丸 四十六 一鉛丸但ツ 壹ツ 一同唐  
 金丸 二ツ 一百目鐵丸 拾二 一破裂彈 八

拾五 一散彈 拾八 一大砲方長持 三棹但壹  
砲附屬之品入  
二棹彈丸入 一百目筒 四挺

右

海邊手當武器員數

一旗 壹流 一赤地纏 貳流 一白地纏 壹流  
 一中士具足 貳領 一下士具足 拾三領 一旗持  
 具足 四拾七領 一桶鑰具足 二十八領 一鐵  
 前掛 三拾六領 一陣笠 四十七蓋 一乳切二  
 重笠 三蓋 一半月笠 三十八蓋 一脊板連雀  
 三脊 一印付大小 四十五腰 一印付刀 四本  
 一木柄刀 九本 一印付脇差 二十九本 一海  
 部脇差 拾四本 一小頭看板 三枚 一乳切看  
 板 三枚 一半月法被 五十六枚 一早合胴亂  
 四十九 一溜塗口藥壺 拾七 一木地挽物口藥  
 壺 拾五 一陣羽織 拾二枚 一幕 壹走半  
 一弓 拾五張 一鞞 拾指 一弓小手 拾指  
 一矢籠 拾脊 一芝矢 二百七拾本 一矢之根  
 二百七拾本 一芝矢 三百本 一矢簞筒 壹荷

一敷皮 六枚 一下座敷 拾四枚 一組入鍋  
 八ッ 一水印 壹流 一床机 二脚 一高張  
 挑燈 拾六張 一弓張挑燈 八張 一小田原挑  
 燈 五ッ 一足輕具足 四拾七領 一拍子木  
 三組 一細引 拾五筋 一澁紙 拾二枚 一  
 笠印 五十 一馬具皆具 三脊 一長柄 拾筋  
 一使者鎗 二本 一貸鎗 壹本 一給乳切看板  
 七枚 一番刀 壹本 一陣山刀 拾挺 一具  
 足櫃 壹荷 一同覆 壹荷分 一譯史幟 壹流  
 一同印高張 貳張 一藥研 壹挺 一五貫目木  
 筒 四挺 一貳百目筒但鑄形添 壹挺 一四貫目砲  
 烙筒 壹挺 一百目筒 四挺 一三拾目筒但鑄形添  
 壹挺 一二拾目筒但鑄形添 同 一拾文目筒 九挺  
 一六文目筒 貳挺 一四目筒 貳拾挺 一三文  
 目五分筒 貳拾貳挺 一三分目五 壹挺 一鑄  
 鍋 一 一玉藥簞筒 六荷 一百目車臺 二挺  
 一木馬臺 三机 一鐵砲砲臺 四机 一弓筋臺  
 二机 一鋌拔 壹挺 一駄荷桐油 三枚 一

竹二間柄鎗 貳拾五本 一六尺棒 八本  
 外 一ケベル筒 四挺

後四月十二日。  
 大多喜領市在之庄屋割元呼出、今般之事件、被  
 仰渡之上、別紙布告書御渡。

猿稻町 割元 清次郎  
 新町 割元見習 治兵衛  
 櫻臺町 庄屋 庄兵衛  
 久保町 同 庄五郎  
 紺屋町 同 半九郎  
 柳原町 同 半藏  
 横山町 同 喜代次

先般其方ドモノ領主、徳川慶喜ノ爲ニ謀叛ヲ相助ケ、  
 剩ヘ 天朝ニ對シ奉リ、忍ビガタキアシキシワザ  
 ナナシ、屹度キビシキ御科メヲモ仰セツケラルベキ  
 ノ處、格別厚キ御憐ミヲ以、領地召シアゲラレ、領主

ハ堀田相模守へ御預ケ 仰セツケラレ、重ダチ候職  
 分ノ者ハ、城下ノ寺院ニオイテ、ツ、シミアレトノ  
 事被 仰付、何モ難有御受イタシ候上ハ、市在ノ者  
 ニオイテハ、更ニ御構アラセラレズ。銘々安堵致シ  
 其家業ヲ營ミ、天朝ノ御料ト相ナリ、ミナノ心  
 得違無之様ツ、シミ、マカリアルベク者也。

辰後四月 東海道副總督府

參 謀

後四月十二日。  
 總督府ヨリ達書、左之通。

動止愈御嘉迪御配運致杳祝候。陳者、總州大多喜大  
 河内豊前領地取締之儀、當分之處貴下御出先ニ於テ  
 鎮撫可有之段、先書得貴意置候處、今日城中ニ而御  
 沙汰候者、貴下一所ニ淹留相成候テハ、諸州巡撫遲  
 緩ニ及、自然機會相失候モ難計候間、同所作々之處  
 分粗相付候上ハ、同家大河内刑部大輔家臣共へ、城  
 并謹慎之家來等諸取締向被申付置候テ、速ニ巡撫可

總房鎮撫日誌

然候間、此段猶又可得貴意トノ事ニ付、即吉田藩へ  
 別紙之通達置候條、其表へ出張候ハ、可然御申付  
 可被成候也。

後四月九日 實 梁

柳原侍從殿 別紙

總州大多喜藩之儀ニ付、今般副將柳原侍從へ申入置  
 候事件有之間、其藩總隊副將出陣所へ罷越、命令可  
 相受候事。

後四月 東海道 總 督

後四月十二日。  
 生實森川内膳正重臣新井鍛久之進、差副石橋  
 財次郎、爲伺御機嫌參陣。  
 佐倉藩ヨリ、爲御警衛、並兵食賄人馬世話出  
 兵、如左。

一、平士 二小隊  
人數六拾人 頭 岩瀧傳兵衛

一、大砲 壹隊

人數四拾八人 頭 石島衛士左衛門

一、步兵 二中隊

人數百六拾四人 步兵奉行 池浦直衛

總奉行 熊谷左膳 總奉行附 宮崎傳治

大目付 木村榮左衛門共附屬 小荷駄奉行

小島善助共附屬 使番貳人共附屬 醫師貳人

右之通御座候。以上。

閏四月 堀田相模守家來 熊谷左膳

同日。

阿部邦之助家來、爲伺御機嫌、參陣。

後四月十二日。

上總國中瀧阿部式部、同國阿部德二郎ヨリ、證

書差出如左。

今般大政御復古萬機御一新之折柄、別テ勤勞王事可仕者勿論之儀、后天后土誓而二心無御座候。式部在邑不仕事故、不取敢私ヨリ證書奉差上候。依而如件。

阿部式部家來

慶應四戊辰年閏四月 島田太市印書判

阿部德二郎家來

濱路吉左衛門印書判

文面同前

覺

今般總房之地へ、脱走人多人數入込候。就而ハ主人式部、右等へ助力ニテモ仕候哉之風評モ、粗承知仕候得共、素ヨリ重御沙汰之趣モ伺居、恐多事ニテ、右様異存モ無御座儀、其上式部儀以只今、江府靜寛院宮へ、相勤居候事モ御座候間、右様助力杯之儀者、毛頭無御座儀ニハ候得共、種々風聞モ及承、自然達御聽候事ニ相成候而ハ深心配仕候。前段之次第篤ト御賢察被成下候様、奉願上候。若又御疑惑之儀モ被爲存候ハ、外々篤ト御探索被成下候へバ、事實詳

ニ御分リ可被爲成ト奉恐察候。就而者、式部在邑モ不仕事故、不取敢右之段私ヨリ、御含迄ニ申上置度奉存候。此段申上候。以上。

閏四月

阿部式部家來

島田太市印

阿部德二郎家來

文面同上

濱路吉左衛門印

後四月十二日。

飯野藩ヨリ差出如左。

彈正儀、舊臘御用ニ付、被爲召、難有早速上京可仕之處、其以前ヨリ病ニ罹リ、長々養生中之處、追々大政御復古、百事御一新、聖運御隆監之段敬承、積年之宿志可相貫御時勢ニ立至リ候ト、雀躍無限、依之冒疾患、當春三月中斷然江戸屋敷引拂、采地上總國飯野表へ罷歸リ、三月上旬、同所乗船上京可仕覺悟ニテ出帆仕候處、海上難風ニ出逢、東西漂流之上、漸志州鳥羽近海へ碇泊仕、終ニ勢州四日市港へ着岸

仕候處、豈圖大總督官様已ニ御下向。尤駿府城御在陣ニ被爲定候趣承之候付、即御陣營へ參伺御用可奉伺歟共、愚按仕候得共、舊臘被爲召候御旨趣モ有之、且京師近國之儀御座候故、旁以テ一ト先 輦轂下ニ馳登、其上御指揮相伺進退可仕候ト奉存候而、京師ニ趣候途中、草津驛ヨリ家來共ヲ以テ通行方奉伺候處、松平肥後本末之間柄ヲ以テ入京御差止メ御取糺等御座候ニ付、別紙之通以書取逐一申上、入京御免之儀奉歎願候處、速ニ被爲聞食、入京御免之蒙御沙汰、難有仕合奉存候。乍併大總督官様へ通行方不奉伺候段、不都合之至リニ付、着京之上謹慎罷居、府中驛御陣營へ重臣ヲ以テ御詫願差出候様、御差圖被下置、去月十六日府中へ參着仕候處、最早御發向ニ相成、夫ヨリ直様當地着府之上、承知仕候處、御先鋒御總督様ヨリ、勤王證書差上候様留守居共へ御沙汰被爲遊下、重々難有奉存候。然ル處、前書通行方不都合之歎願仕候上ナラデハ、即今主人謹慎中之儀ニテ、順序モ如何ト彼是狼狽、不計、別紙差上方延

引、今日ニ相成候段、何共奉恐入候得共、前件之衷情御憐察被成下、出格之思召ヲ以テ、家來共不行届之段御有免被成下候様、伏而奉歎願候。且又、先般被仰達候勤王證書、奉差上候間、御採用被成下、何卒彈正忠素志貫徹出來候様、被仰付被下度、此段重々奉懇願候。以上。

閏四月

飯野藩

差添 進藤健造

八田 助左衛門

重臣 大須賀貞右衛門

東海道

御先鋒御總督様

御役人中様

奉願上口上覺

彈正忠儀、在所表ヨリ海上登京仕候處、途中逆風ニテ漂流之上、京地近ク着岸相成、大總督官様へ不奉窺通行ニ相成候段、蒙御沙汰重々奉恐入候。別紙歎願書ニ委細奉申上候通、至ク風波之爲ニ不都合相成、

何共恐縮仕候。於京地以御憐慈御張紙ニテ御下知被

下候通、爲御詫願府中驛へ罷出候處、御發向後ニ相成候ニ付、猶是迄罷出奉追願候。何卒厚以御仁惠右通行方不行届之段、御許容被成下、彈正忠謹慎御免被成下置候様、只管奉歎願候。以上。

閏四月廿六日

保科彈正忠重役

大須賀貞右衛門

同家來附添

進藤健造

彈正忠儀 朝旨遵奉之儀者、申上候迄モ無之候得

共、今般、大政御一新ニ付、勤王可仕旨、蒙御沙汰

畏奉敬伏候。彌以彈正忠闔藩無二念至誠ヲ以テ純一

ニ忠勤勉勵可仕候。爲其連印之證書、仍テ如件。

辰閏四月

飯野重臣

大須賀貞右衛門印

差副

八田 助左衛門印

進藤健造印

後四月十三日。

兒島孫七郎ヨリ證書並歎願書差出、如左。

今般、大政御復古、萬機御一新之折柄、別而勤勞王事可仕者勿論之儀、后天后土誓而二心無御座候。依而證書如件。

慶應四戊辰年閏四月日

兒島孫七郎印

御先鋒總督府

御參謀

御役人中様

今般、王政御復古之義付、遠ヨリ勤王之證書奉差上度、奉存候得共、當二月中ヨリ知行所上總國長柄郡箕輪村へ土着罷在候ニ付、延願之段、深ク奉恐入、此段奉歎願候。以上。

慶應四戊辰年閏四月

兒島孫七郎

御先鋒總督府

御參謀

御役人中様

後四月十三日。

上總國箕輪村石倉淺左衛門、外四人者ヨリ願書、如左。

乍恐以書付、奉願上候。

上總國長柄郡箕輪村石倉清左衛門、并同國埴生郡岩川村白井莊藏弟同忠藏、右兩人、奉申上候。今般、王政復古、是迄之流弊御一新之折柄、當國へ御進軍、御掃清被爲遊、難有奉拜伏候。依而私共年來武藝心掛罷在、未熟之程奉耻入候得共、精心ヲ以致盡力、奉報國度存念ニ御座候間、何卒寛大之御所置被爲在、軍事之端ニ御採用被成下置候ハ、誠以難有仕合奉拜請、彌忠誠ヲ抽テ微忠之程表シ申度奉存候間、右願之通御聞濟被成下候ハ、冥加至極難有奉存候。以上。

慶應四戊辰年閏四月日

石倉清左衛門印

白井忠藏印

御先鋒總督府

御參謀

御役人中様

乍恐以書付奉願上候。

上總國長柄郡箕輪村石倉權左衛門并同國埴生郡岩川村白井莊藏、右兩人奉申上候。今般、王政復古、是迄之流弊御一新寛大之所置被。仰出候趣奉拜伏候。當國者海東之儀故、彼是混騰罷在候處、早速御進軍御掃清相成、誠以難有仕合奉存候。私共義モ農業相勵聊貯置候米御座候付、些少之程奉恐入候得共、米五十俵宛奉上納度、御軍用之端ニ御差加へ被下置候ハ、誠以難有仕合ニ奉存候。猶相當之御用筋モ御座候ハ、盡力精勤仕度、奉存候間、此段御採用之程、偏ニ奉願上候。以上。

慶應四年閏四月

石倉 權左衛門

白井 莊藏

右差添人 石倉 清左衛門

上

後四月十三日。

去ル三日西海神村因兵變爲御救助金、左之通被下。達書ハ、市川宿同文ニ付略之。

目錄

金百四拾四兩貳分

右燒失家數、人別書左之通。

家數六拾軒

人數百八拾九人

佐々井半十郎支配所下總國葛飾郡行徳領

西海神村 百姓代 平十郎

年寄 善左衛門

名主 善兵衛

後四月十三日。

備前藩ヨリ報知左之通。

一去ル四日、五日、中山法華經寺并其近邊ニ而分取

仕候器械等、追テ取調之上可申上候。

一同七日、弊藩戰爭之始末并賊巢ニ而器械等分取仕

候儀ハ、處々へ分隊仕候故、急速難取調御座候間、是亦追テ可申上候。

一同日於總州姉崎御監軍ヨリ、久留里城并近方處々賊徒屯集之趣相聞候ニ付、伊州藩申合明朝ヨリ進擊可仕旨御達ニ付、翌八日兵隊繰出所々遂探索候處、横田村并高田圓照寺、其他眞里谷村眞里谷津等ニ賊兵屯在。尤眞里谷津眞如寺賊巢之趣ニ付、伊州藤堂監物共申談、横田村へハ伊州藩一手ニテ攻撃、圓明寺并眞里谷村へハ弊藩人數相進メ可申旨、及評決、直ニ圓明寺へ押寄候得共、賊兵昨七日ヨリ追々落去之由ニ付、住僧及糺問候處、別條無之ニ付、眞里谷村へ進入仕候處、是亦落去後ニ而、眞里谷津巢窟へ引取候趣ニ付、斥候兵差出置、於眞里谷村喫兵喰、尙攻口等及示談、弊藩之人數二手ニ分配、伊州モ同様應援ト決定仕候折柄、斥候兵之内、壹人歸報、昨日之戰爭官軍大勝利ニ付而ハ、賊兵三百計屯在之趣傳承仕候間、早々進擊可致旨ニ付、迅速出兵押詰申候、然ル處、最前差出置候斥候兵、侵入發砲聞聲ヲ相發、及

攻撃候處、四五名之賊徒狼狽落去候ニ付、寺内點檢仕候處、器械要具等、多分取殘シ居申候ニ付、伊州藩着到相待、兩藩分捕ニ取計可申ト存、暫時待居候得共、右様子相分リ候故、着到無之ニ付、弊藩ニテ分捕仕候員數之儀者、取調追々書上可申上候。且又右眞如寺者、存外之要地ニ御座候ニ付、其儘差置候而ハ、再ビ賊之根據ト相成、後害難計候ニ付、住僧へ其段及説諭、放火仕、其近方へ泊陣仕候。

一同九日眞里谷津出兵、伊州藩藤堂監物共申談、久留里城下近へ相進ミ、手配等可仕ト、山本村迄行進仕候處、既ニ於同所、伊州藩藤堂隼人之手ヨリ、久留里藩呼出ニ相成居申候ニ付、藤堂監物ヨリ一應詰問仕候得バ、勤王之外更ニ二念無之趣ニ付、尙又藤堂監物并弊藩共ニ、不審之件々及糺問候處、賊徒襲來之節、實ニ小藩微力衆寡難敵勢ヒヨリ、唯々恐懼之外無御座候ニ付、兎モ角モ、城下ニオイテ、尙談判可致旨申聞、直ニ進入、城下へ宿陣、再々情實承候處、彌恭順之外無御座、依之翌十日城中點檢仕候處、不

審ノ儀モ無御座候付、銃器盡ク預リ置申候。同十一日御監軍ヨリ當地鎮定ニ付テハ、弊藩兵隊不殘江戸表へ引揚、此後之御沙汰奉待候様、御達御座候付、今十二日悉引揚申候。右此段不取敢御届申上候。以上。

後四月十二日

備前侍從内

薄田 兵右衛門

後四月十四日。

大多喜市在へ達書、左之通。

今度、當地在陣諸藩之兵隊、於市在、強暴之儀有之間敷段、堅申付置候得共、自然致心得違、不當之舉動致者有之候ハ、隠シ不置、早々其筋へ可訴出、至當之御所置可有之候事。

東海道鎮撫副總督

辰後四月十四日

監

軍

前文ヲ以、滯陣之藩々へ達ス。

同文略之。

右之通相觸候間、於其藩々、末々迄、心得違無之様可致旨、副總督府御沙汰候事。

後四月十四日。

大多喜家ヨリ、願書差出。左之通。

乍恐、以副書奉願口上覺。

主人豊前儀、今般重大之御嚴責被 仰付候ニ付、臣下一同恐入謹慎罷在候得共、當御形勢、自然近邑在々等へ、脱走之兇徒、潜伏有之哉モ難計付而者、私共年來當地ニ住居罷在、地勢之險易等、聊相辨居候間、謹慎中願上候モ奉恐入候得共、萬一、御征討御出兵ニモ相成候節者、何卒私共嚮導御先鋒被 仰付被下置候様奉願上候。然ル上者、本書ニモ奉申上候通、必以死、勤王之實効相顯、豊前赦罪之一助ニモ仕度微衷ニ御座候間、格別之御仁惠、右被 仰付候様、御執成奉願上候。以上。

閏四月

大河内豊前 從事外

臣 下一 同

(朱書) 右願ニ依テ達書左之通。

其藩謹慎中ニ候處、近邑殘賊潛匿之儀モ難計、就而者、主人謝罪爲一助、嚮導御先鋒奮擊仕度旨、被願出。乃副總督へ御内聽候處、未御處置中ニ候得共、其至情神妙ニ被思召候ヲ以、參謀之可任所意旨、被仰出候。因精々可有盡力候。功勳相顯候上ハ、寛大之御沙汰モ可有之候事。

東海道副總督監軍

後四月

安場 一平

松平 豊前

重臣并家來中

(朱書) 但本願書ハ當時御採用難相成、成功迄、監軍へ預リ置候旨、申達置。

後四月十四日。

濱松藩へ達書如左。

濱松藩

金澤柳次右衛門

中島 藤右衛門  
豊田 儀助  
小久保 文七

金貳百匹宛

今度、御軍用金護衛之儀、大儀ニ被思召候。依之、目錄之通、被下置候。猶忠勤可相勵條、副總督御沙汰候事。

東海道副總督府

後四月

參

謀

後四月十四日。

古河藩ヨリ中田宿・栗橋宿兩驛、増助郷之儀、願書差出、如左。

當領分中田宿之儀者、元幕府領栗橋宿合宿ニテ、半月ヅツ問屋場相立御繼立仕候舊來之仕來ニ御座候處、當三月初旬ヨリ、總野兩州爲御鎮撫御人數御通行ニ付、領分持場驛々へ、其砌ヨリ役々出張罷在、是迄精々取計仕候得共、何分大御通行之儀、不行届

之儀モ可有御座、奉恐入候。此程重役之者へ、宿驛人馬繼立之儀者、御軍事第一之要務ニ付、領分者勿論、近領迄モ、鎮撫盡力仕、御差支之筋無之様、可仕旨、御達ニ付、猶此上精々盡力可仕御請申上置候。然ル處、元幕府領栗橋宿助郷武州村々同宿へモ懸リ、百姓共一揆相起、猥ニ放火亂妨等御座候。以後今以熟和不仕。助郷人馬差出不申候方ヨリ御繼立出來兼候趣、承知仕候間、中宿役人ヲ以、栗橋宿役人共へ、爲申諭置候得共、更ニ盡力之廉相顯不申、唯々當惑之方ヨリ、因循罷在候様子ニ付、當月初旬同宿へ立越、宿役人呼出、御趣意柄篤ト理解仕、幾重ニモ骨折、御繼立無滞可相勤、申渡候折柄、元關東取締吉田喜平次・百瀬正藏、右兩人へ、千住宿ヨリ栗橋宿迄驛々人馬繼立等御差支無之様、持場へ被仰付候哉ニ承知、安堵罷在候處、今以應令不仕哉、宿役人共へ何等之指揮モ無之、日々少人數之通行ニモ差支勝ニ相成居申候。内實之義探索仕候處、助郷村々不一方氣合ニ相拘リ居、容易ニ出人馬有之様ニハ相

成間敷、御差支眼前ト奉存候得共、元幕府領之場所、殊兩人へ懸リ被仰付候上ハ、私共差配可仕義ニモ無御座、甚以心痛罷在候。乍併、傍觀罷在候テハ、何分大御用途御差支眼前之儀ニ付、行届ハ仕間敷候得共、外國府間村ヨリ、栗橋宿近村元幕府領之分、主人へ御預ケ被 仰付、領分同様指揮仕候ハ、行届可申哉。何分、從來之私曲筋等種々混居候様子ニ御座候間、民政嚴重ニ無御座候而者、疑開仕間敷候。且此儘差置候テハ、人馬繼立者勿論、宿村共次第ニ困窮相迫、追々退轉仕候者共、相増可申ト奉存候ニ付、此段奉伺御内慮候。以上。

閏四月

土井大炊頭家來

朝倉銳七郎

後四月十四日。

乍恐、以書付奉欺願候。

御官軍様、御通行ニ付、中宿并定助郷村々役人共、一同奉申上候。當助郷村々之儀ハ利根川渡・良瀬川

兩縁村々ニテ、至而低場故、田畑年々及水腐、極困窮人少之村方ニ御座候處、近年引續、御通行相嵩、如之、當春中、武州埼玉郡助郷村ニハ百姓共徒黨仕、重立候百姓ハ、不殘放火被致、宿助郷共悉疲弊仕候。然處、今般、御官軍様、御通行被爲在候ニ付テハ、稀成人馬御繼立モ有之、迎モ定助郷而已ニテハ御繼立不行届、如何可仕ト、同心配難澁罷在候間、何卒格別之以御慈悲、別紙調帳之通増助郷被仰付被下置候様、奉願上候。右願之通御聞濟被成下置候ハ、大御通行御繼立モ御差支無御座、宿助郷共相助、莫大之御仁恵ト、重々難有仕合奉存候。以上。

下總國葛飾郡中田宿

慶應四辰閏四月

年寄 久兵衛印

問屋 三郎左衛門印

同 忠藏印

助郷總代同國同郡元栗橋村

名主 勘兵衛印

御役所

(朱書)別紙。

増助郷村々取調書上帳

中田宿

武州埼玉郡

下大越村 常木村 前原村 岡古井村 下

谷村 廣川村 常泉村 舟越村 花崎村

正能村 馬内村 明顯寺村 神戸村 油井

島村 外川村 内田ヶ谷村 道地村 下高

柳村 中妻村 戸室村 北篠崎村 北袋村

堤村 尾崎村 町谷村 同新田 三俣村

上三田ヶ谷村

下總國豊田郡

中居指村 行田村 松岡村 小島村 古澤

村 袋畑村 柳原村 射谷村 樋橋村

大園木村 杉山新田 加養村 新堀村 谷

田部村

拾四ヶ村

地方

總房鎮撫日誌

下總國猿島郡

山村 同新田 北山田村 庄右衛門新田  
四ヶ村

下總國結城郡

七五三場村 忍名村 同新田 平塚村 同  
新田 大町新田 新宿村 菅谷村 上成村  
大戸新田 田間村 武井村 徳右衛門新田  
南茂呂村 北茂呂村 松本村 成田村 大  
山新田 東茂呂村 長左衛門新田 尾崎村  
江口新田 水口村 水海道村 兵庫新田

貳拾五ヶ村

同國岡田郡

報恩寺村 羽生村 横曾根村 同新田 横  
曾根新々田 大生郷村 同新田 伊左衛門新  
田 大間木村 磯村 五郎兵衛新田 笹塚  
村 花島村 大輪村 倉持村 同新田  
篠山新田  
拾七ヶ村

下總國葛飾郡

上砂井村 砂井新田 柳橋村 葛生村 中  
根新田 花井新田 横内村 鷺島新田 柳  
澤新田 奉目新田 宮崎新田 大殿井村  
谷津村 吉春村

拾四ヶ村

小笠原甫三郎支配所  
伊坂村 中新丹村 新川通村 小右衛門村  
廣島村 河原代村 細間村 琴寄村 道目  
村 渡沼村 佐波村

拾壹ヶ村

一橋領知

松永村 佐間村  
行田領知  
杓子木村 生出村  
五ヶ村  
黒田領知  
中渡村 河口村

(朱書) 右依願、左之通達ス。

古河藩へ

今般、官軍多人數其領近傍通行候ニ付而ハ、栗橋宿・  
中田宿等難澁之趣、右宿役人共ヨリ巨細歎願書之  
旨、遂熟見候處、實以無餘儀事情ニ相聞候間、即今  
諸道鎮撫府其近傍御巡行中、其領内トナク人馬繼立  
之儀、一切其藩へ御委任被 仰付、當分増助郷等見  
込之通御差免相成候。尤、人馬出役之儀ハ民間第一  
之苦情ニテ、差向人心之向背ニ係リ候事ニ付、重役  
初一同其旨厚相心得、勞逸不平ニ至様配分、精々  
盡力、朝旨貫徹候様、屹度可相心得候條、副總督府  
御沙汰候事。

東海道先鋒兼鎮撫府

監 軍

慶應四戊辰年

安場 一平

後四月

伏谷 又左衛門

猶以、栗橋宿元幕府領役人共、不束トハ乍申、於  
民間不容易動搖ヲ生ジ、其末、人馬繼立等一切差

總房鎮撫日誌

一橋始四藩へ達書。

當春以來、官軍多人數通行ニ付テハ、其領近傍出役  
多端難澁之趣相聞、今度吟味之上、別紙之通、古河  
藩へ被仰付候條、其旨深相心得、私領ハ領主々々、  
舊幕領并麾下ハ其懸リ役々ヨリ及通達、古河藩ヨリ

觸當次第、相應之人馬、聊差支無滯差出、御用闕  
ニ不相成様、兼テ可被申付置、尤夫役之儀、民間第一  
之困苦候ニ付、古河藩申談、聊ニテモ不平之取扱ニ  
不至様、精々盡力可有之條、副總督府御沙汰候事。

東海道先鋒兼鎮撫府

監軍

慶應四戊辰年

安場一平

後四月

伏谷又左衛門

一橋藩

忍藩

久留里藩

各代官中

小笠原甫三郎殿

支配所出張役人中

(朱書)但、古河藩へ達書之寫添。

後四月十四日。

御城内穀倉中、

現米 百貳拾貳俵

右者、御用ニモ可相成處、此度之儀ニ付テハ、豊前家  
來共之内ニハ、小給或鱒寡孤獨廢疾之者モ可有之、  
如何ニモ御不便被思召候ニ付、爲御救、前書俵數被  
下置、難有仕合奉存候。則、別紙名前之者へ相渡申  
候處、何レモ徹心根、難有頂戴仕候。御禮之儀申上  
度旨、申出候間、此段申上候。以上。

加納嘉元次郎家來

閏四月十四日

小泉重兵衛

石井三彌始拾九人

徒士以下百三人

但壹人ニ壹俵ヅツ

城内ニ御座候米百貳拾貳俵、極難之者共へ被下置、  
難有仕合奉存候。右ニ付、前書之面々へ、御趣意之  
旨爲申聞、夫々頂戴爲仕候。以上。

粟 五拾壹俵

右者、豊前元領中百姓共、凶年爲手當、銘々積置候  
粟、前書之通、格別之以思召、元々へ御下被下、  
難有仕合奉存候。則夫々へ相渡申候。此段申上候。

以上。

加納嘉元次郎家來

閏四月十四日

小泉重兵衛

後四月十五日。

加藤監物

稻葉勝之助

野口一郎

加藤卯太郎

佐藤直次郎

武田榮一郎

秋田保太郎

右者參謀附屬被仰付旨、副總督御沙汰候事。

東海道先鋒副總督府

後四月十五日

參謀

後四月十五日。

岩槻藩兒玉宗吾へ達書、如左。

大岡主膳正

其方領地近傍、無賴之惡徒等蜂起、良民ヲ逆害候ニ  
付、爲鎮靜、巨魁生殺之權其方へ可委任候間、精々  
鎮撫、至當之處置可有之候事。

辰後四月

東海道先鋒

副總督

前藤原

後四月十五日。

乍恐、吐露赤心仕候テ、奉哀訴候。私共宗家、濱松  
藩同様、勤王之微志不淺、爲報國、何卒相應之御用  
向相勤申度奉存候。然ル處、去月十六日、脱走之徒  
多人數罷越候ニ付、手配等、彼是心配仕居候内、陣  
屋下へ急々押寄、強談申成シ候ニ付、體能致挨拶、  
爲引拂候得共、家來之内、相見不申者御座候ニ付、  
追々取調候處、都合十人無體ニ引連罷越候由、併内  
四五人者、途中ヨリ程能相避ケ候風聞御座候得共、  
何レへ潜伏仕居候哉、今以相分不申、深心痛仕候。全  
人少微力之處ヨリ、右之次第ニ相成、重々奉恐入候。  
就テハ、格別之御寬典、出兵被 仰付候ハ、一小  
隊之人數速ニ差出可申、又者、兵食賄方等被 仰付

候ハ、難有御請可申上候間、偏土之窮臣ヲ御憐察被遊候テ、右兩般條件之内、願之通被 仰付候様仕度、弊邑君臣一同涕泣奉哀訴候。誠惶誠恐、頓首謹言。

閏四月十五日

井上辰若丸家來

横田彌十郎

辰若丸領分近邊、都テ當節之形勢ニ付、惡徒共寄集リ、民家ヲ騷シ候趣、度々申出候ニ付、不取敢人數差出候儀ニ御座候。以來右様之節、近邊他領ヨリ頼出候ハ、人數差出可申哉。且又、右惡徒共召捕候節ハ、子細相糺、相當之仕置申付候テモ、不苦儀ニ御座候哉。右兩様兼テ相心得罷在度、此段奉伺候。以上。

閏四月十五日

井上辰若丸家來

横田彌十郎

後四月十六日。  
下妻藩へ達書。

井上辰若丸

文面岩槻藩ニ同。

同日。

吉田藩・佐倉藩へ達書、如左。

松平豊前本城領地、并家中從事之者共、圓照寺ニ謹慎罷在候人數、一應被預置候。就テハ、嚴重守衛萬事行届候様、可被取計候事。

但、市在取締、且公事等承届、可然様、處置可有之候。重大之事件ニオイテハ、伺出候テ、差圖之上、處置候事。

辰後四月

副將

前光

大河内刑部大輔殿

堀田相模守へ

其方へ、一應被預置候松平豊前家來從事之者共、今度、改テ大河内刑部大輔へ被預置候條、被引渡交代、於豊前者是迄之通、其方へ被預置候間、嚴確守衛可之有事。

辰後四月

副將

前光

後四月十六日。

一ノ宮藩ヨリ差出如左。

栗山 豊前菩提所

圓照寺内

豊前從事

家來共

右閉居謹慎罷在候。

田町

東長寺内

同人從事外

家來共

右自分謹慎罷在候。

右之通御座候。此段申上候。以上。

加納嘉元次郎家來

小泉重兵衛

後四月十七日。

總房鎮撫日誌

佐倉藩ヨリ差出書、如左。

松平豊前當藩へ御預被仰付、去ル十二日御請取相濟、直ニ兵隊ニテ警固、道中二泊、同十四日夕佐倉表へ到着、城内侍屋敷へ差置、嚴衛仕候。此段御届申上候。以上。

閏四月

堀田相模守家來

熊谷左膳

同日。

佐倉藩・吉田藩兩藩ヨリ届書、如左。

相模守へ、一應被御預置候松平豊前家來從事之者共、今般改テ大河内刑部大輔様へ、被御預置候旨、被 仰出付、御同人様家來へ引渡相濟申候。此段御届申上候。以上。

閏四月十七日

堀田相模守家來

阿部節造

松平豊前家來共、昨日御達之通、佐倉藩へ掛合、今朝請取申候。此段御届申上候。以上。

閏四月十七日

吉田藩

關口泰藏

後四月十七日。

佐倉藩後藤大助等へ、金穀警衛被仰付達書。

後藤大助  
阿部節造  
外五人

今般、先鋒官軍御用金穀警衛、并人馬兵食賄世話向  
等被仰付候條、猶會計局從差圖、忠勤可相勵旨、  
御沙汰候事。

東海道先鋒副總督府

參謀

後四月

慶應四戊辰年閏四月

保科彈正忠内

八田太郎右衛門印

副御總督府

御軍監

相良治部殿

渡邊清左衛門殿

後藤大助  
下役林庄藏  
赤尾久次郎  
沼田又藏  
同心清水榮次郎  
小者五人

(朱書) 右相良治部・渡邊清左衛門受取、今日持  
歸。

後四月十七日。

飯野藩八田太郎右衛門ヨリ差出書、如左。

一、彈正忠領分賊徒共通行候者、見當次第早々御注  
進可申上候。

一、御人數彈正忠領分御通行之節者、何時ニテモ人  
馬之儀、無御差支、差出候様、夫々申付置候。御糧  
米之儀モ、微力相叶候程者、御差圖次第差出可申候。  
右之通、毛頭相違無御座候。仍如件。

後四月十七日。

先鋒監軍相良治部・渡邊清左衛門、於出張、久  
留里・前橋兩藩ヨリ受取、今日歸陣、差出書如  
左。

此度、賊徒近方へ屯在ニ付、私儀黨與仕可居申哉ト、  
奉蒙御不審、實々奉恐入候。過日賊兵襲來一味可仕  
旨及強談候ニ付、斷然相斷候得共、尙切迫、糧米等  
可差出達テ申出、其儀モ相斷候得共、直ニ討入勢ヒ  
有之、決死防戰可仕者、勿論之儀ニ御座候得共、小  
藩微力衆寡難敵、不得止、聊糧米差遣置、其内ニハ  
官軍御進ニモ可相成ト、日夜奉仰望居申候儀ニ御座  
候。然ル處、昨九日、御兩藩ヨリ去就御糺問相成、  
重々奉恐入候。素ヨリ於勤王者、確乎變動不仕候儀  
ニ付、爲其實効、銃器盡ク御預申上、向後愈以勤王  
相勵可申候。爲後日證書如件。

慶應四戊辰年閏四月十日

黑田筑後守印花押

備前御藩

伊州御藩

富津陣屋付領分木更津村へ、去月十二日十三日頃ヨ  
リ、徳川家脱走人之由、凡三千人程ト相聞エ罷越、  
同村ハ勿論、最寄村々へ屯集之上、兵食賄等之申談  
御座候付、其節、於江戸表御届申上置候通、徳川家  
之脱走人故、同家へ申談、鎮靜方精々可仕見込之趣  
申上、參政始へモ得ト談判仕候趣之處、連ニ松平太  
郎爲鎮靜罷越、其以來追々領分外へ立退、相殘候者  
モ、穩ニ屯集罷在候處、如何相心得候哉、俄ニ當三  
日右脱走人兵器ヲ以相迫、陣屋四面ヲ相圍、強談ニ  
オヨビ、及異儀候ハ、直ニ可討入形勢ニ相見え、  
然ル處、右陣屋詰合之儀ハ、地方掛金穀取扱之役  
々、其外人數者纔ナラデハ無御座處、近頃爲取締、  
家老壹人罷越候儀ニテ、手薄至極ニ御座候間、兵力  
ヲ以被相迫候得バ、實ニ致方無御座、兼テ一統心痛  
罷在候儀ニハ候得共、前條之如ク、餘リ過激之次第  
ニ付、中ニハ怒ニ堪兼、事之敗ニモ可及模様ニ付、

家老上ニテ相制、自然右邊ヨリ兵端ヲ相開候而者、當御時勢ト申、御總督御近傍之儀、實以奉恐入候付、何卒穩ニ取扱申度ト、種々及談判候得共、何分ニモ脱人過激之應答ニテ、彼是手間取候得共、暴發モ可仕、萬一兵端相開候テハ、此節柄之儀恐入、加之、家中妻子共、陣屋最寄ヘ假ニ住居爲仕置候モノ共、凡八九百人モ可有之、夫而已ナラズ、農民共モ如何様之災害ヲ受候哉モ難計、是又如何ニモ難忍儀ニ御座候得バ、一時銳氣ヲ避候迄之策略ニテ、脱人之望ニ爲仕候上、鎮靜方モ可有之ト、家老之指揮ニ隨ヒト先陣屋引拂申候。然ル處、脱人之儀モ追々引退、凡百人程モ相殘居罷在候處、當八日、一同俄ニ退散仕候。扱右一條奉對 天朝候テハ勿論之儀、隨而大和守ヘ對候而モ寸分之申譯モ無御座候ニ付、指揮仕候小河原左官ト申者割腹仕、赤心ヲ表シ候次第ニ御座候。御憐察被成下度奉存候。此段御尋ニ付奉申上候。以上。

閏四月

前橋少將家來

賊大ニ潰エ、姉ヶ崎ヘ敗走ス。三藩之兵盡ク川ヲ涉リテ追撃、姉ヶ崎ヨリ二三町手前ニ暫ク集整、兵食ヲ遣フ。海邊ニ進、備前大村之兵鬪濱ヲ廻リ追撃。埋伏之賊二三十人計皆遁逃、養老川ヲ渡リ南ニ走ル。故ニ二藩共引揚、本道ヨリ河ヲ渡ル。柳糸村町田村畑木村邊賊屯集之趣ニ付、長州半隊大村半隊分配、賊埋伏之民家ニ放火追撃。賊潰エ散亂。權現堂邊ニ進、伊州兵隊隔河戰爭。賊利ヲ失ヒ寢退ニ乘ジ、屯集之民家ニ放火追撃。賊敗走。姉ヶ崎ハ賊之窟ニテ、敗兵多クハ此處ニ集リ、砲臺ヲ築キ、或ハ巢堤岡ニ據リ、處々分配。依而薩二小隊并大村半隊ハ砲臺ニ向ヒ、薩一小隊・長一小隊・大村半隊ハ砲臺ノ右手ヨリ進、橫撃。備前佐土原モ此處ヘ駆付、同時ニ戰始ル。賊モ此處ヲ第一ト相防、暫ク相支ヘ候得共、遂ニ賊敗走。官軍彌進ミ、姉ヶ崎陣屋ヘ放火追撃。賊木更津マリヤツニ敗走、散亂。八時過戰ヲ止メ、姉ヶ崎ニ出ル。權現堂ヨリ進ム伊州兵ハ、山手ヲ通り横田ニ出ル。

總房鎮撫日誌

白井 宣左衛門

後四月十七日。先鋒監軍相良治部・渡邊清左衛門歸陣。兵乘略差出如左。

戰爭大略記

後四月六日。薩長備各一小隊、曾我野着陣。薩番兵八幡ヘ差出置候處、此夜賊多勢襲來、番兵貳人ヲ奄殺ス。此報曾我野ヘ來ル。依テ夜半過右三藩出勢。其他薩長大村伊州藤堂隼人一手雞鳴出陣。同七日。八幡宿外賊既ニ軍配、官軍モ又十四町之間ニ散兵ヲ敷キ、互ニ放發。賊次第ニ退ク。其誘出シテ中斷之策ニ出ルヲ量リ、伊州兵隊ヲ五井川權現堂邊ニ進メ、備前半隊大村半隊ヲ海邊ニ進メ、薩長大村半隊ハ本道ヲ進撃。賊敗走、養老川ヲ渡リ、河岸小堤ニ據リ渡船ヲ引揚ル。防戰此邊戰尤熾也。薩長正面ヨリ川ヲ涉ル者有リ。狙撃ノモノ有リ。此時大村兵壹丁計リ川下ヨリ涉リ、賊之左ニ出テ橫撃ス。

同八日。薩長大村佐土原ハ奈良和ヨリ木更津ニ向ヒ、備前伊州ハ眞里谷ヨリ久留里ヘ向ヒ、賊屯集ノ寺院ヲ放火ス。何レモ殘賊遁逃。木更津之賊ハ大船五艘小船六艘ニ乘リ、昨夜ヨリ今朝迄江戸ヘ逃ル。眞里谷之賊ハ大田喜ニ出ル。九十九里ヲ通り、銚子ニ逃ル。七日戰爭。賊死骸七ヶ村ヨリ届ノ分五十七人。此他處々死體數知レズ。官軍死傷左之通。

英式四小隊大砲三挺 薩州 手負 貳拾壹人  
蘭式二小隊 長州 手負 壹人

備州 薄手 壹人  
伊州 薄手 貳人

英式一小隊大砲壹挺 大村 薄手 貳人  
英式一小隊大砲貳挺 佐土原 薄手 壹人

同日。木更津邊人心不折舍ニ付、町役召出、左之通達ス。

王政御一新之折、惡徒共其隙ヲ窺ヒ、徒黨ヲ結び、金穀ヲ掠メル而已ナラズ。既ニ於市川、官軍ヲ欺キ、

町家ニ放火シ、下民令動搖候段、不届至極ニ付、官軍御差向、速ニ惡徒打拂ヒ、農商安堵被遊候御趣意ニ付、必動搖ケ間敷儀無之、銘々産業ヲ營ミ安心可致候。若心得違於有之ハ、屹度可處嚴科モノ也。

後四月

副總督

監

軍印

一、前橋藩へ書狀相遣、重役之者召出候處、書狀持歸、名主ヨリ届出有之。前三日、賊徒佐貫人ト共ニ當陣屋ニ襲來強談掠奪シ候故、當藩家老屠腹シ、其餘之士分江戸へ相避候趣。

一、佐貫藩重役召出候處、是モ書狀持歸リ、役人壹人モ無之趣申來ル。

一、夜九ツ時頃火事有之、探索之者相遣候處、請西陣屋ニテ、何者之仕事カ相分不申趣、申來ル。

同九日。雨。

一、各藩同所留陣之事。

一、請西陣屋へ書狀相遣、重役召出候處、壹人モ無之趣、申來候事。

一、飯野藩山下道右衛門罷出、官軍木更津御着陣ニ付、御用被爲在候ハ、相應ノ用達仕度旨申出。依之、賊徒探索申付、且、轉陣之節兵食人馬用辨申付候事。

一、佐倉藩山口用之助・栗原莊太郎・小野林之助、各藩木更津御宿陣中、兵食用聞トシテ罷出候事。

同十日。晴。

一、渡邊清左衛門總督府迄罷出候事。

同十一日。晴。

一、出張先見切り有之、各藩歸陣。薩州一分隊伊州藤堂軍人大村一分隊相殘候事。

同十二日。晴。

一、渡邊清左衛門總督府ヨリ歸陣之事。

一、午後同所出陣、七ツ半富津へ着ス。夜半過阿部駿河守家來栗飯原庄右衛門・館野彌一右衛門罷出、其儘歸シ候事。

同十三日。

竹ヶ岡へ賊徒前日兵食相談致、今兩三日中請取ニ參

候趣申來候ニ付、一四列差遣、爲取調候事。同十四日。

一、朝同所出陣。午時佐貫城内衝入候得共、守兵壹人モ無之、重役栗飯原庄左衛門若年寄、召出、申達左之通。

阿部駿河守

一、家來共徳川家脱走之賊徒ニ比黨シ、兵隊ヲ以松平大和守領分富津村へ襲來、強談相迫リ陣屋ヲ暴奪シ候事。

一、官軍木更津村へ轉陣之砌、主從脱走之事。

右兩件有間敷所業ニ付、別紙之通申付候。

副總督府

監

軍印

別紙

一、陣屋明渡之事。

一、武器彈藥類引渡之事。

一、主從於寺院謹慎、御沙汰可相待候事。

但、老幼婦人之儀ハ、一切構ヒ無之候也。

右三條、今十四日午刻ヲ限リ可致遵奉、若於違背ハ、膺懲之典刑可相糺モノ也。

副總督府

監

軍印

一、同時、觸本伊勢屋又兵衛・山田十郎兵衛・遠州屋源兵衛召出、揭示壹通相渡候。即左之通。

一、徳川慶喜反逆ニ付、問罪被差向候處、居城并武器ニ至迄相渡、謹慎恭順ヲ以謝罪イタシ候得共、其家來共心得違之族有之、主人ノ命ヲ用ヒズ、

徒黨ヲ結ビ、總房ニ脱走シ、處々屯集諸候ヲ惱シ、

農商ヲ苦シムル而已ナラズ、既ニ市川邊ニ於テ官

軍ヲ欺キ、恐レ多クモ上ハ奉蔑 朝命、下ハ主家

ヲシテ彌罪科ヲ重ネシムルノ賊徒ニ候得バ、不得

止追討被 仰出、八幡姉ヶ崎ニ於テ追々賊徒打拂

候處、阿部駿河守事、兼テ賊徒ニ與シ、奸謀ヲ企

居ニ付、恐怖困窮之故歟、主從脱走、不埒之至ニ

候。依之、陣屋并武器類被 召上、主從寺院ニ謹

慎申付候間、農商ニ於テハ、決テ動搖イタスベカ

ラズ。況ヤ、何ノハテニ至ルマテ、天朝御配下ノ民タラザルモノ無之候得バ、御趣意柄篤ト相辨ヘ、銘々安堵産業ヲ業ミ、官軍之御仁惠厚ク奉戴致スベキモノ也。

一、是迄賊徒ニ金穀等被掠、其外苦ミ受ルモノハ無遠慮可申出候事。

一、賊徒共村々へ怪敷觸達イタシ、民心ヲ疑惑セシメ、不届至極ニ候。以後右等之事ニ迷ハサレザル様、屹度可心得候事。

後四月

副總督府

軍印

一、晝後、粟飯原庄左衛門罷出、駿河守へ御達書之趣御請申上候。八ツ半時頃、庄左衛門并池上・織部兩人罷出、御請書差出申候。即左之通。

御達書御別紙共貳通、拜請仕奉長候。駿河守護ヲ拜見、奉恐入、謹慎罷在候。右御請奉申上候。以上

阿部駿河守家來

閏四月十四日

粟飯原庄左衛門

一、器械ハ飯野藩へ預候事。

一、賊徒前橋陣屋ヨリ掠奪之器械ハ、夫々前橋藩へ相渡候事。

(朱書) 右兵乗略。

後四月十七日。

阿部駿河守領地・器械等、佐倉藩へ御預被仰付。達書如左。

今般阿部駿河守始、家來謹慎被仰付、陣屋并領地器械等、被召上候ニ付、追而御處置被仰付候迄、

一應其方へ被預置候間、嚴重取締守衛可有之事。

但市在取締、且、公事等承届、可然様處置可有之候。重大之事件ニオイテハ伺出候テ、差圖之上、處置可有之候事。

後四月

東海道

總督府



堀田相模守殿

後四月十七日。

左之通届書差出ス。

一、當月九日、浪士三人罷越、食事爲致吳候様、被申談候付、無據差出、尙又、其方衣類貸吳候様被及強談、無餘義貸遣候品々、左ニ奉書上候。

一、古單物 貳枚 一、古給 壹枚 一、夏羽織 壹枚

預被置候品々、左ニ奉書上候。

一、陣笠 壹ツ 一、刀ツリ 壹ツ 〇一、筒袖羽織 三枚 〇一、ッ、ボ 壹枚 〇一、ダン袋 三ツ 一、帶留 三ツ 一、脊オイ物 壹枚 一、玉藥入 壹ツ

右之通奉書上候間、何卒格別之以御慈悲、品々御取上被下置候様、偏ニ奉願上候。以上。

南四在村

慶應四辰ノ年

庄屋見習 健

治印

閏四月十五日

組頭 武右衛門印

乍恐、以書付御訴奉申上候。

訴人 伴 七 郎

當月十日、浪士貳人罷越、食事爲致吳候様、被申談候ニ付、無據差出、尙又、其方衣類貸吳候様被強談、無餘義貸遣候品々、左ニ奉書上候。

一、古單物 貳枚

預置品々、左ニ奉書上候。  
一、刀 壹本 一、木刀 壹本 一、鐵砲 壹挺 一、玉藥入 貳ツ 一、帶留 壹ツ

一、皮袋 壹ツ 〇一、ダン袋 貳ツ 〇一、筒袖羽織 壹枚 〇一、筒袍 貳枚 〇一、脊オヒ物 貳枚

右之通奉書上候間、何卒格別之以御慈悲、品々御取上被下置候様、偏ニ奉願上候。以上。

慶應四辰年閏四月

南四在村

武右衛門印

庄屋見習 健

治印

右○印之分取捨ニ取計、其外之品ハ、濱松藩へ預置、同十八日、猶又改テ吉田藩へ預置候由。

後四月十七日。

上總國長柄郡茂原村商人泉澤金六、參謀附屬之者へ差出書、如左。

微軀謹奉獻言候。方今、王政復古、萬機御一新之大始ニシテ、蒼生未ダ王化ノ久キニ浴セズ。嗚々自然ノ鴻德ヲ覺悟不致候故、陽ニ王命ヲ遵奉シ、陰ニ徳川ノ恩澤ヲ慕ヒ候。關東人心ノ誠ニ以不得已處ニシテ、深御憐察可被爲遊處、此時ニ當ツテ遍ク賢才ノ士ヲ擧テ制令ヲ簡便ニシ、萬靈ヲ令安堵事、要務ト奉存候。然レ共、徳川氏昇平二百餘年之久キヲ維持シ、運屬澆季、自ラ官吏偷惰ニ移リ、往々因循シテ祖宗之刑典ヲ流弊ス。覺者有リト雖モ、其汚染ヲ一洗スル事アタハズ。忠臣ハ現ハレズ。知時者出デズ。竟ニ斯ニイタル。是革命ノ自然ナリ。今乎、降附新幕之士ヲ採納シ、謝罪悔悟之者ヲ救匪シ、廣寛大

之 聖徳ヲシテ四疆ニ達シ、坐ラ仁風ヲ仰望シテ、蒼生其安キヲ得ベシ。最總房常野ノ如キハ、人心怜愍ニシテ、人ヲ甘ンジ、公事剛訴ヲ事トシ候故、王化一新ノ時ニ遇フト雖ドモ、多年頑習、速ニ難去奉存候。是ニヨツテ、學校所ヲ建立シ、衆議所ヲ置テ、普ク人材ヲ登用シ、言路ヲ開テ郡縣ノ曲直ヲ糾シ、鎮撫シテ王化之辱キヲ知ラシメバ、人心自治テ公訴ヲ謹ミ、農業ヲ勵ミテ富國ノ基ヒトナランカ。依テ不顧陋巷之卑見ヲ奉申上候。幸ニ邇言ノ一二御採用ニ候得バ、難有存候。恐惶謹言。(以上原文)

上總國長柄郡茂原村

慶應四年閏四月

泉澤 金六

後四月十七日。

館山藩ヨリ差出如左。

昨十四日夜半、徳川家軍艦開陽、館山浦へ碇泊之處、今朝、右艦ヨリ軍監役壹人、陣屋下へ罷越、此頃脱走遊撃隊當地へ參リ、暴談申募迷惑ヲ掛候段、以之

外成次第、右爲鎮撫、官軍參謀衆井田安中納言様へ

モ申立之上相越候。右脱走人潜伏之有無等承度、且、乗組之内病人モ有之、暫時上陸、入浴等爲致度旨申聞。尤隣村北條ニ官軍津藩止宿之由ニ付、右隊長へモ從今及談判候段モ申聞候。依之、手前方ヨリモ、即刻北條村へ家來之者罷出、及懸合候處、津藩藤井九郎兵衛申聞候者、右者江戸表總督へ不相伺候テ者難取上、何レ伺之上可及挨拶、夫迄上陸之儀者差留候。尤薪水之儀者苦ケ間敷哉之旨、右同人相達申候。此段御届申上候。以上。

稻葉備後守家來

閏四月十五日

伊藤 又左衛門

後四月十八日。

佐貫藩へ使ヲ以テ達ス。如左。

今般其方領地取締佐倉藩へ申付候間、萬事可受其指揮候事。

辰後四月

東海道先鋒副總督

總房鎮撫日誌

監 軍

佐貫藩

重 臣 中

後四月十八日。

鶴牧藩ヨリ届書、如左。

差上申御届書之事。

去ル七日御戰爭ニ付被討果候死骸五拾九人、組合村村地内ニ有之、不取敢假埋仕候。如何被 仰付候哉。奉伺候。以上。

辰閏四月十日

姉ヶ崎村 拾五人

椎澤村 貳人

今津新山村 三人

青柳村 五人

松ヶ島村 拾壹人

出津村 拾七人

畑木村 五人

四三五

右之通御座候。

海保村 壹人

姉ヶ崎村

名主 兵左衛門印

鶴 牧

御 役 所

後四月十八日。

當三日船橋宿兵變ニ罹リ困窮之者へ、同宿佐五右衛門ヨリ金穀ニ而金千四百兩程、佐兵衛ヨリ金百四拾兩程、施與候趣相聞、奇特之至ニ付、今日當陣へ呼出、賞褒御沙汰書左之通。

川奈部佐五右衛門

今般其方儀、村方罹兵變候困民共へ、爲救助金穀施與候眞情、達上聽、神妙之至被思召候。依之、爲旌賞別紙之通被免候旨、副總督府御沙汰候事。

東海道鎮撫兼先鋒副總督府

慶應四戊辰年後四月

參 謀

(朱書)別紙四ツ折奉書。證

一、諸役御免除帶力之事、自今五代之間御免被仰付候事。

一、名字之事、自今七代之間御免被 仰付候事。

東海道鎮撫兼先鋒副總督府

慶應四戊辰年後四月

參

謀

川奈部佐五右衛門殿

文面同上。救助金施與候云々。

別紙同文、帶刀之事、自今壹代。名字之事、自今三代。

川奈部佐兵衛殿

後四月十八日。

是迄濱松藩護衛之大田喜領小濱陣屋、并器械等、昨十七日吉田藩へ引渡、當城諸門警衛ハ、今日同藩へ引渡、交代候旨、兩藩ヨリ届出ヅ。後四月十九日。鶴牧藩重臣へ達書如左。

水野肥前守

其方儀、徳川脱徒暴行之節、防禦等不行届、不審之事件モ有之、旁以嚴重之可及沙汰之處、格別寛宥、於陣屋謹慎可有之事。

但、領民鎮定之儀者、精々盡力可有之事。

後四月

東海道

副 總 督



後四月十九日。

大總督府御沙汰書

當府鎮靜之姿ニハ候得共、動スレバ心得違之者モ有之哉、町家へ金穀強談其他無禮不義、甚敷ニ至リ候テハ暗殺等之惡行有之、取押之爲メ、別紙之通各藩巡邏、朝廷之恩威、神妙ニ夫々へ相示シ候様、大總督官御沙汰候事。

但、町家へ立入、不可言之振舞有之候趣相聞候、官軍タル者モ自然心得違有之候テハ、舊幕へ對シ候テモ赤面之次第ニ付、夫等之處、各藩見聞有之

總房鎮撫日誌

ニオイテハ、可申出候。猶支配々々ヨリ夫々へ相達、不失人心様、可取計候。右之通、各藩へ可相達候事。

閏四月十五日

大總督府

參

謀

橋本少將殿

(朱書)別紙。

- 一、番町邊
  - 一、内神田邊
  - 一、江戸町邊
  - 一、西ノ久保邊
  - 一、小石川白山邊
  - 一、淺草邊
  - 一、本所邊
  - 一、麻生邊
  - 一、四ツ谷邊
  - 一、外神田邊
  - 一、小川町邊
  - 一、芝邊
  - 一、赤坂邊
  - 一、牛込水道町邊
  - 一、上町下邊
  - 一、深川邊
  - 一、青山邊
  - 一、大名小路邊
- 右町々藩々心附之場所晝夜一度ヅツ各藩巡邏之事。但、一小隊、二小隊位之處、夫々隊長之可爲見計

事。

後四月十九日。

飯野藩へ達書、如左。

林昌之助儀、既ニ勤王無ニ念、證書差出置、且、今般相達候旨趣乍敬承、徳川脱徒ニ戮カシ、居所領民ヲ捨、共ニ脱走候所業、上奉欺 天朝候段、言語同斷不可許罪狀。就而者、追而御沙汰被 仰出候迄、一應其藩へ御預相成候間、領民鎮靜精々盡力、萬事行届候様可致候事。

但、請西市在取締、且、公事等可然處置取計可有之、重大之事件ニオイテハ、伺出差圖之上、處置可有之事。

辰後四月

東海道

副總督



保科彈正忠殿

後四月十九日。

阿部邦之助へ達書、如左。

阿部 邦之助へ

其方ニ謹慎罷在候天野鉤之丞以下七拾九人、江戸表へ於自宅謹慎可有之旨、副總督府御沙汰候事。但、江戸表へ着候ハ、其隊長之者ヨリ、總督府へ可届出候事。

東海道副總督府

參

謀



辰後四月

後四月十九日。

鶴牧藩ヨリ、左之届差出。

書面之具ハ大田喜在留吉田藩へ差出候様、申達ス。

乍恐、以書付御届奉申上候。

御領分上總國市原郡片文木村役人共一同奉申上候。去ル七日、脱走人御追討トシテ官軍方御出張ニ付、村方之者共、在方親類共方へ一同逃去、追々世間物靜ニ相成、殊ニ農業繁多之時節ニ付、銘々立戻、渡世相初メ、村方百姓吉兵衛ト申者、字日和ヶ谷山中通掛リ候處、松林之内ニ平常不見馴品々捨有之趣、

村役人共へ届出候ニ付、早速一同罷出相改候處、左之通。

- 一、雨覆付小長持 壹棹
- 一、遊 包 四ツ
- 一、毛皮脊負箱 十三
- 一、毛 氈 四枚
- 一、小長持 壹棹

右品々、不取敢同人木小屋へ入置、此段御届奉申上候。宜被仰付可被下候。以上。

慶應四辰年閏四月十日 右 村

百姓代

政治 郎印

組頭

峯 吉印

同

佐一 郎印

鶴 牧

御 役 所

後四月十九日。

托吉田藩、兩總房常諸藩へ達書、如左。

先般總房之地、賊徒張抗ニ付進擊候砌、忽竄走、即今略及鎮定、猶追々可巡撫之處、農事繁忙之秋ニ會シ、軍兵引率多少來往候テハ、道路夫役之煩勞モ可有之、旁以今廿日凱旋候。就而者、毎々朝命之通、各藩大義ヲ辨別シ、四民之教誨最可爲緊要事。但、今後草竊姦兇勃起候節ハ、四隣列藩相共救應臨機之處分可有之事。

後四月

東海道鎮撫兼先鋒

副總督



後四月廿日。

大田喜城御發途、卯半刻。長南村御着陣、午後。

同日。

小見川藩參陣達書、左之通。

内田主殿頭

其方領地近傍、無賴之惡徒等蜂起、良民ヲ逆害候ニ付、爲鎮靜巨魁生殺之權其方へ可委任候間、精々鎮撫、至當之處置可有之候事。

辰後四月

東海道先鋒

副總督

藤原前光

後四月廿一日。

長南驛御發途、卯半刻。潤井戸驛御着陣、未後。同廿二日。

潤井戸御發途、卯半刻。登戸宿へ御着陣、巳半刻。自當湊御乘船、申刻許。元徳川濱屋敷へ御着船。夫ヨリ彦根御本陣へ御入。於登戸宿、下總國葛飭郡兩夏見村ヨリ如左上書。

遠山安之丞知行所

下總國葛飭郡東夏見村

右者、去三日船橋宿戰爭之節、放火燒失難澁之者共、家數人別。

家數

貳拾貳軒

東夏見村分

百拾壹人

同國同郡朝比奈儔之丞知行所

西夏見村

家數

六軒

人別 三拾貳人

右兩村合家貳拾八軒、人別百四拾三人。

兩村名主

彌兵衛

組頭

茂左衛門

百姓代

勘三郎

右兩村へ爲御救助、如左被下。但、布告書舟橋同斷ニ付、略之。

金七拾壹兩貳步

附錄

後四月十二日。

豊前御處置、并領知圖籍武器一切被召上旨、安場一平、大多喜城内へ被遣申渡。翌十二日、副總督府御入城。諸般點檢相濟候。追テ、一宮藩ヲ以、自是以下〇印迄之書類差出候ニ付、精々吟味、副將へ者言上セズ、參謀手元ニ止置、猶謝罪實効相顯候上言上之筈。尤實効相立度志願者、直ニ及言上被命ナリ。

大河内豊前家來ヨリ差出歎願書

乍恐奉願口上覺

今般 御勅使様御下向、主人豊前儀追テ御處分被仰出候迄、一先佐倉藩へ御預、本城且領地圖籍武器類等悉被召上候段被 仰渡、奉恐入候。此上御處分之次第ニヨリ、豊前家族飢渴候儀ニモ至リ可申哉ト、痛哭悲泣之外無御坐候。私共豊前重臣罷在候間、如何様ニモ罪科被 仰付、無外之以御仁惠、故織部正遺甥弘太郎へ家名々跡被 仰付被下置、豊前儀相養候様仕度、泣血奉歎願候。何卒、御執成ヲ以、寛大之御恩典被 仰付被下置候様、奉泣願候。以上。

大河内豊前家來

閏四月

矢部 紋三郎印

武藤 早之丞印

可兒 治太夫印

副總督様

參謀御中様

乍恐以書付奉願口上覺

總房鎮撫日誌

主人豊前儀、當正月臣子之分不得止、徳川氏上浴之前驅仕候ヨリ、重大之御罪責被 仰出、即千悔萬悟、菩提寺へ閉居、伏罪謹慎罷在候。私共亦臣子之分、失手足之措、不堪號慟之至、百方歎訴之道ヲ相求候處、漸其端ヲ得、既ニ去月中、豊前血書・并私共泣血之歎訴狀、大總督様御落手ニモ相成候ニ付、纔ニ涸魚之滴水ヲ得候心地仕候處、今般 御勅使様御下向之上、豊前儀者追テ御處分被 仰出候迄、佐倉藩へ御預ケ、且、本城及領地圖籍武器類等、悉被召上候旨、仰渡候ニ付、謹テ奉拜請候得共、此上豊前御處分之次第ニヨリ、家族及飢渴候様之儀ニモ立至リ可申哉ト、痛哭悲泣之外無御坐候間、何卒、私共君臣之儀、切迫之至情、御了解被下置、故織部正遺甥弘太郎へ家名如何様ニモ相續被 仰付、豊前儀相養候様仕度、泣血奉歎願候。若天地無外之御仁徳ヲ以私共歎願之旨御採用被成下置候得バ、必死ヲ以、勤王之實効相顯候微衷ニ御坐候間、何卒、御恩典被 仰出候様、只願奉泣願候。以上。

大河内豊前家來從事外

閏四月

臣 下一 同

副總督様

參謀御中様

後四月廿五日。

房總鎮撫御歸府後、櫻田於彦根邸、參謀ヨリ請取書類、左之通。

一川岸船主嘆願書

乍恐以書付奉願上候

上州群馬郡倉鹿野河岸

同州那波郡沼上村之内

新河岸

同州同郡八斗鳥河岸

村河岸

同州勢田郡徳川河岸

塚河岸

同州同郡前島河岸

岸

同州同郡古海河岸

武州賀美郡藤木河岸

同州同郡八丁河岸

州兒玉郡三反河岸

同州同郡山王堂河岸

州榛澤郡中瀬河岸

同州同郡高島河岸

幡羅郡出來島河岸

同州同郡妻沼河岸

同州

同郡葛和田河岸

右河岸々々船持總代新五郎・源治郎奉申上候。先月廿三日ヨリ、中田房川渡御關所前通船昇下之船々、御差留ニ相成、諸色高直之折柄、滯船仕候而ハ、一同必至ト差支、難澁至極仕候間、何卒、格別之以御憐愍、無滯川筋通船仕、安穩ニ渡相成候様奉願上候。以上。

慶應四辰年閏四月朔日

右河岸々々總代

中瀬河岸

源治郎印

藤木河岸

新五郎印

川 船

御 役 所

一 佐倉藩ヨリ差出書付二通、如左。

大河内豊前家來從事外

閏四月

臣 下一 同

副總督様

參謀御中様

後四月廿五日。

房總鎮撫御歸府後、櫻田於彦根邸、參謀ヨリ請取書類、左之通。

一川岸船主嘆願書

乍恐以書付奉願上候

上州群馬郡倉鹿野河岸

同州那波郡沼上村之内

新河岸

同州同郡八斗鳥河岸

村河岸

同州勢田郡徳川河岸

塚河岸

同州同郡前島河岸

岸

同州同郡古海河岸

武州賀美郡藤木河岸

同州同郡八丁河岸

州兒玉郡三反河岸

同州同郡山王堂河岸

州榛澤郡中瀬河岸

同州同郡高島河岸

幡羅郡出來島河岸

同州同郡妻沼河岸

同州

同郡葛和田河岸

右河岸々々船持總代新五郎・源治郎奉申上候。先月廿三日ヨリ、中田房川渡御關所前通船昇下之船々、御差留ニ相成、諸色高直之折柄、滯船仕候而ハ、一同必至ト差支、難澁至極仕候間、何卒、格別之以御憐愍、無滯川筋通船仕、安穩ニ渡相成候様奉願上候。以上。

慶應四辰年閏四月朔日

右河岸々々總代

中瀬河岸

源治郎印

藤木河岸

新五郎印

川 船

御 役 所

一 佐倉藩ヨリ差出書付二通、如左。

只顧此度出兵被 仰付、急速御陣營へ到着仕、御差

圖ヲ請候様被 仰出候ニ付、別紙之通人數召連、只

今着陣仕候。此段御届申上候。以上。

堀田相模守家來

閏四月十一日

熊谷 左 膳

右別紙人數書ハ本錄ニ有。

松平豊前、不容易罪狀ニ付、追々御處分可被爲有候得

共、一先當藩へ御預被 仰付、且、不軌之儀ニ付、

從事之族於寺院謹慎罷在候間、嚴衛可仕旨奉畏候。

右御請奉申上候。以上。

堀田相模守家來

閏四月十一日

熊谷 左 膳

佐倉藩ヨリ届書差出。左之通。

松平豊前儀、當藩へ御預ケ被 仰付候付、今晝時出立

爲仕、相模守在所へ差遣申候。此段御届申上候。以上。

堀田相模守家來

閏四月十二日

湯川 孫 平 治

總房鎮撫日誌

阿部邦之助方預置候武器取調書、如左。

一、フラスグベル筒 貳拾挺 一、ゲベル

筒 拾八挺 一、玉藥 貳筒 一、ランド

セリル 四十 一、胴亂 同 一、和筒

七挺 一、持鎗 貳本 一、手鎗 同

右之通、邦之助所持之品ニ御坐候。以上。

阿部邦之助家來

閏四月 中 村 郡 平

覺 一、大砲 五挺但シ車臺引輪共 一、玉藥箱

貳拾六 一、ウイスル 貳本 一、玉藥箱

臺 五 一、ミニヘエル 三拾五挺 一、

サアベル付ミンエル拾貳挺但シサアベ 一、胴

亂 四拾 一、小銃玉藥 壹荷

右者砲兵方ヨリ預リ置候品ニ御坐候。以上。

阿部邦之助家來

閏四月十三日 中 村 郡 平

覺

一、大砲 五挺但車臺引輪共、外ニ扣輪壹ツ 一、玉藥箱 貳拾六  
 一、ウイスル 貳本 一、玉藥箱臺 五  
 一、ミニヘル 三拾挺 一、サアヘル付ミニエル 拾貳挺但シサアベル壹本不足 一、胴亂四拾 一、小銃玉藥 壹荷

當藩謹慎中ニ候處、近邑殘徒潛匿之儀モ難計、就テハ主人謝罪爲一助、御嚮導御先鋒奮擊仕度旨奉願候ニ付、乃御内聽被下候處、未御處分中ニ者御坐候得共、其至情神妙被爲思召候ヲ以、御參謀之可任御所意旨、被 仰出候旨、因精々盡力仕、功勳相顯候上ハ寛大之御沙汰可有御座段、被 仰出、奉長一同難有仕合奉存候。右御請奉申上候。以上。

阿部邦之助家來

閏四月十三日

中村 郡平

一、大砲 貳挺 玉百 藥 貳箱 一、ミニヘル筒 百挺内拾挺損候ニ付江 一、ゲベル筒 百挺内八挺前同斷 一、ランドセリル 九十 一、胴亂 九十

右之通拜借之品ニ御坐候。以上。

阿部邦之助家來

閏四月

中村 郡平

松平豐前家來ヨリ請書差出ス。如左。  
但、願書并達書ハ本記ニ有。

去月下旬、福田八郎左衛門様組之者兩人被參候間、應接之者差出候處、徳川臣下木更津へ屯集、人數凡千五百人程、一同ヨリ合力之儀相願候旨、申聞候間、駿河守へモ申達、則翌日少分之金子相贈候處、辭退有之、馬壹疋無心致度趣ニ付、皆具附馬壹疋相送申候。其後、尙又人數出之儀、使者ヲ以申談有之。尤

佐貫藩家來依尋差出ス書付、左之通。

口上之覺

大田 喜豊前 重臣并家來共

後四月十五日

挨拶柄ニ寄候テハ人數差向、及強談候旨掛合有之、甚當惑仕、種々評議致候得共、何分小家小人數之儀、無據一小隊程ノ人數差出可申旨、挨拶ニ及申候。勿論、戰爭ニハ差出不申。眞里谷へ本陣引揚、木更津之方無人ニ相成候間、同所へ差向候迄之由約定ニテ、右人數差出候處、不量、去月廿八日・戸田嘉十郎長立林候人數并弊藩人數差加、富津御陣内へ差向、談判ニ相及候處、終ニ開城之次第ニ相成申候。此頃、奈良輪邊戰爭、右之方へ此方人數差出吳候様、申談有之候得共、兼テ斷置候通、小人數之儀、迎モ隔地へ引分差出候儀、難相成旨、斷ニ及候處、左候ハ、富津御陣内相預ケ候旨ニ付、夫是迷惑モ難申立、右御陣屋相預リ居候處、翌日又候姉ヶ崎へ人數繰出吳候様、只管申談有之候得共、戰爭之人數ニ差加候テハ、警手前人數發砲不仕候トモ、矢張錦旗へ敵對仕候筋ニ相成、駿河守始重立候者共、深痛心仕、此節モ達テ相斷申候。其後、姉ヶ崎戰爭、福田勢大敗ニテ、何レへ離散候哉、又者打死致候哉、行衛相知不申趣

承リ、直ニ人數富津表引揚、當地へ引取申候。然ル處、御總督府様木更津へ被爲入候趣承知仕、定メテ徳川家臣脱走之者へ同意之御答可有之儀ト、駿河守初一同必至ト差詰痛心之餘リ、一時脱城仕、甚以不束之至、後悔至極仕、幾重ニモ嘆願仕度存候得共、前顯之次第、彼是混雜而已仕居、是以延日ニ相成、重々奉恐入候。此段御尋ニ付奉申上候。以上。

閏四月十五日

池 上 織 衛 木村 又右衛門 粟飯原庄左衛門

佐貫藩ヨリ請書差出、左之通。

但、達書ハ本録ニ有。

御紙上拜見仕候。今般、駿河守領地取締、佐倉藩へ被 仰付候間、萬事可受其指揮旨、御達之趣奉長候。右御請爲可申上、如斯御座候。恐惶謹言。

阿部駿河守家來

閏四月十九日

木村又右衛門印

佐貫藩ヨリ差出ス人數書、如左。

阿部駿河守并家族共同家中謹慎場家來人數書  
 花ヶ谷村勝隆寺 駿河守 含富里村光明寺内  
 家族五人 同村圓龍寺 隱居菊山 花ヶ  
 谷村家樂寺 家中謹慎場 北上村天祐寺 家族  
 女二人 同村妙勝寺 家中謹慎場 寶龍寺村  
 寶龍寺 家族女三人 關尻村觀音堂 分家繼太  
 族五人。内男 同人家  
 貳人、女三人 右同所 同家中謹慎場  
 右之通、領中寺々へ謹慎罷在候。  
 駿河守家來士分七拾人程。

佐倉藩ヨリ請書差出、左之通。

但、違書本記ニ有。

今般阿部駿河守殿始家來謹慎被 仰付、陣屋并領地  
 器械等被召上、追テ御處置被 仰付候迄、一應相模  
 守へ被御預置候間、嚴重取締守衛可仕旨、奉畏候。  
 但、市在取締、且、公事等承届、可然様處置可仕、  
 重大之事件ニオイテハ奉伺、御差圖之上處置可仕  
 旨、是又奉畏候。  
 右御請奉申上。

堀田相模守家來

熊谷 左膳

閏四月 閏四月八日生捕之者

賊徒渡邊虎橋組

撤兵 杉山森之助 歳二十

右之者、三ヶ年前八月上旬ニ撤兵ニ被召抱居申候  
 處、此度組親江戸罷立候節、指圖ニシタガヒ、去月  
 九日乘船。同十一日曉、村名不存下總市川邊へ上陸  
 仕、同夕同船橋宿松屋ト申内へ止宿、夫ヨリ上總高  
 柳村百姓與次右衛門方へ止宿、同廿八九日頃、横田  
 ト申所へ轉宿仕、去ル七日、同所ニテ番兵ニ出居申  
 内、隊中不殘何レへ敷繰出候ニ付、持銃捨置、其儘  
 脱走仕候處、途中ニテ御指押ニ相成、奉恐入候。尤  
 其以前、取次役之者へ、私同勤甲斐田辰次郎・田中  
 半四郎三人申合、撤兵御免願出、有無不相分候ニ付、  
 前々申上通繰出シ、手後レ候ヲ幸ト奉存、遁去候程  
 之存念故、此度之戰爭へハ素ヨリ出不申、何卒、御

助命可被爲遣候様、奉願上候ト申出候ニ付、其方儀、  
 頭共江戸脱走之節、如何申示シ候哉、右戰爭之節モ、  
 嘸出居申ベク、不包有體ニ申出候様申而候へバ、仰  
 奉畏候。頭共何事モ隊中へ不申聞、只整列ノミ申付  
 候故、其儘隨走仕候儀ニテ、何様モ不奉存候。其上、  
 此度官軍へ御敵對之儀ハ、更ニ不仕。餘ニ申上候儀  
 毛頭無御座、此上、只管御慈悲奉願上候旨申出候。

- 閏四月十一日
- 宿所目白臺小石川四ツ家町 手負浦野保之助
- 巢鴨旅籠町 田寺 清吉
- 下谷山崎町貳丁目 入山力三郎
- 淺草新堀端 小林孫太郎
- 右姉ヶ崎驛ニオイテ生捕。

久留里藩ヨリ差出届書、左之通。

神谷徳太郎様御知行所、上總國夷隅郡江場土村、持  
 添名主八郎兵衛宅へ、去ル十日、義軍士ト申參リ、  
 左之品々。

田安家來ヨリ伺書差出、左之通。

此度、當國爲御鎮靜、御總督様大多喜表迄被遊御通  
 行候由、主人知行所同國埴生郡若荷澤村々役人共ヨ  
 リ届出候ニ付、猶亦御通行御場所ニ相成候節ハ、村  
 方不敬之儀無之様爲取締罷出候様被申付、參着仕候  
 處、是迄主人知行所最寄村々一同小給々所ニ有之、

- 一、小筒 貳挺 一、筒袖 貳枚 一、ダ  
 ン袋 同 一、刀 貳本 一、差添 壹本
- 一、玉藥入但カシ入付 貳ツ 一、革胴ハ
- 三ツ 一、フランクケツトウ 壹枚
- 右之通預リ吳候様申聞候ニ付、當節柄預リ候儀ハ堅  
 ク相斷候旨、再三相斷候處、打捨逃去申候段、村役  
 人共ヨリ訴出申候。依之、右品々如何取計可然儀ニ  
 御座候哉、此段奉伺候。以上。
- 後四月十七日 黒田筑後守家來
- 小林吉郎右衛門

當節取締役見廻等之者モ不相見エ、博徒之類、亦ハ無賴之者、盜賊等之及所業、百姓共難儀仕由及承候間、何卒、御威徳ヲ戴、主人家來五六人宛、最寄村々迄見廻探索仕、惡黨之モノ徘徊致候ハ、見掛次第捕押、若大勢ニテ手餘リ候得者、御届不申上候トモ、亦々村々へ申聞置、強壯之百姓共駈付取押、取締方行届候様仕、萬分一之主人御奉公ニモ相成候ハバ、於主人モ難有仕合可奉存候間、右被仰付被下置候様、奉願上度、乍恐此段不取敢奉伺候。以上。

田安中納言附屬

高島平市郎家來

慶應四戊辰年閏四月十八日

小俣九右衛門

御總督様御附

井上河内守様

御役人 中様

右伺之通聞濟候旨、參謀局ヨリ申達。

大田喜舊領百姓一同ヨリ嘆願書差出、左之通。

大河内豊前

百姓一同總代

賢 二印

清次郎印

治部左衛門印

所左衛門印

東海道

副總督様

御參謀中様

佐倉藩ヨリ差出ス。如左。達書ハ本記ニ有。

相模守へ一應被御預置候松平豊前家來從事之者共、今般、改テ大河内刑部大輔殿へ被御預置候條、引渡交代、於豊前ニ是迄之通相模守へ被御預置候間、嚴確守衛可仕旨奉畏候。右御請奉申上候。以上。

堀田相模守家來

辰閏四月

熊谷左膳

飯野藩ヨリ請書差出ス。如左。

請西市在領民共、彈正忠へ御預ケ被 仰付候御書面之趣、京都表彈正忠へ急速相達可申候。右御請申上候。以上。

保科彈正忠家來

後四月廿日

八田太郎右衛門印

總房鎮撫日記

鶴牧藩ヨリ請書差出ス。如左。

私儀徳川脱徒暴行之節、防禦等不行届、且、御不審之事件モ有之、旁以嚴重之可被及 御沙汰之處、格外御寛宥、於陣屋表謹慎可罷在旨、恐入難有奉畏候。右御請如斯御座候。恐惶謹言。

水野肥前守

後四月廿日

忠

順判

宍戸藩ヨリ請書差出ス。如左。

乍恐差上申御請之事  
此度御用之御儀ニ付、各様方ヨリ宍戸表松平主税頭重臣共、當御地へ御呼出御坐候得共、差合ニ付、私罷出候處、昨年已來 王政御一新之御儀、追々被爲 仰出候御旨、主税頭事々拜承仕、奉畏候儀ニ御坐候。素ヨリ勤王之眞意ニテ、聊異念之儀ハ毛頭無

御坐候。就テハ、家來并領内農民共迄、御德化歸順之儀厚説諭相加、孰レモ佩服仕居、夫故、脱走等之者壹人モ無御坐候。右ハ主税頭心躰實意ニテ、相違之儀無御坐候。尙、今度御尋之御儀ニ付、歸藩之上精々主税頭へ申聞、此上當人ヨリ御請之證書屹度差上可申候。乍恐其内私ヨリ一應之御請奉申上度、印書差上申候。恐惶謹言。

松平主税頭家來

辰閏四月廿日

家老代 篠本左右太夫印

御參謀衆

小見川藩ヨリ伺書差出。如左。

下總 銚子産

志田 歌之助

右、總房三ヶ國鎮撫方御用被 仰付候趣ニテ、當時六七十人之人數相集、折々人馬繼立往來仕候。

一、日ノ丸之紋幕都テ印ニ相用候事。

一、通行之節ハ駕籠馬ニテ人馬繼立仕候。

大久保駿河守家來

一、銚子生家へハ大砲四挺、其外ハ小銃凡五六十挺 飭置候趣。

一、具足三百領長持ニテ、江戸表ヨリ持下リ候趣、先觸ニテ承知仕候。

右者以來通行之節取扱方心得等御内慮奉伺候。

小見川 藩

閏四月廿日

高橋庄七郎

大久保駿河守ヨリ願書差出ス。如左。

主人駿河守、兼テ勤王之志彌以相顯、東山道御總督府様ヨリ 王臣被 仰付候節、激徒追討之先鋒可相心得旨被 仰渡、既ニ去ル四月十八日野州壬生表へ官軍御發途ニ付、同藩へ致附屬、駿河守人數出兵相成、其砌病氣ニ付、知行上總國山邊郡押堀村へ爲療養之罷越、未ダ快氣ハ不仕候得共、江戸表へ歸府仕度、右ニ付道中筋無滯通行仕候様、可然御裁斷被下度、此段私共奉嘆願候。以上。

辰閏四月十日

秋葉 市左衛門

林 鐵之助

佐倉藩ヨリ差出ス歎願書、如左。

此度出兵之儀、御密話被下候處、卒忽之御請申上奉恐入候。弊邑之者私共初一同方向之儀、曖昧之旨御疑惑モ爲在候哉、深奉恐入、勤勞王事ニ外無他事旨ハ、主人相模守於京師奉哀訴、於沼津宿ニ誓書奉差上候得共、私共儀尙心得違之儀モ有之、今更發明仕候上ハ、以後何方へモ出兵仕、乍不及盡力可仕候間、幾重ニモ御水解被下度、奉哀訴候。恐惶謹言。

閏四月八日

熊谷 左 膳印

平野 縫 殿印

植松 求 馬印

後四月廿七日。

吉田藩ヨリ願書差出。左之通。

此度、上總大田喜本城領知并市在共、弊藩へ御預ケ相成候。就テハ、駿府御滯陣之節、關口參藏奉伺候

豊前舊領知三州小牧村陣屋詰之者所置之儀ハ、御下知御坐候得共、陣屋々々并領知之儀、弊藩一手へ御預ケ相成候様仕度、此段奉願候。以上。

吉田 藩

閏四月

藤本 平内

(附紙) 豊前領地御委任之上者、大多喜可爲同様事。

添書

小牧村陣屋所置之儀、最初重臣尾州表へ罷出相伺、御沙汰之趣ヲ以陣屋詰之者説得、早々爲立退、取締守衛罷在候處、其後西尾西之郡兩藩ヨリ警衛人數被差出候儀者、何様之御趣意哉、萬一御疑念之廉モ爲在候事哉ト、一同深心配迷惑至極仕候。何卒、兩藩守衛御免、弊藩一手ニテ警衛仕度奉存候。以上。

吉田 藩

閏四月

藤本 平内

(附紙) 豊前領地御委任之上者、大田喜同様ニ可相心得、猶西尾西之郡二藩へ者御達ニ相成候事。

後四月廿七日。

松平和泉守・松平與次郎へ達書、如左。

大河内豊前舊領地等、總テ吉田藩へ御委任相成候ニ付テハ、三州小牧村陣屋并地所同様ニ付、其藩之儀警衛被差免候旨、大總督官御沙汰候。依テ申達候事。

後四月

東海道

總督

副將



松平和泉守殿各通

松平與次郎殿

後四月廿九日。

吉田藩遊佐十郎左衛門ヨリ、上總國大多喜領伊南村ヨリ之歎願書差出ス。如左。

乍恐以書付奉歎願口上覺

一、前領主惡キ事ヲ相助ケ、奉對 天朝重々奉恐入、謹慎罷在候處、廣大之御憐愍ヲ以、嚴敷御科ヲ被爲在御許、堀田相模守へ御預ケ被 仰付、私共一

同難有奉存候。前領主被申付置候モ、以來 天朝御用大切ニ相勤、心得違無之様屹度被申聞、私共累代之恩澤モ有、何分難默止存候間、萬民ヲ被救候御仁惠ヲ以、何卒、前領主家名再興、并家族一同扶助相成候様、不顧多罪奉歎願候。以上。

後四月

伊南總代

大庄屋

治部左衛門印

同

所左衛門印

後四月廿九日。

水野出羽守家來土方織衛ヨリ歎願書差出。左。

末家水野肥前守儀、徳川脱走之徒暴行之節、防禦等不行届、且、御不審之事件モ御座候ニ付、於在所表謹慎可罷在旨、御沙汰之趣奉恐入候、彌謹慎罷在候旨、出羽守并隠居左京大夫追々承知仕、奉恐入、申越候次第モ御座候。折柄肥前守家來ヨリ奉歎願度候得共、主人謹慎中之儀申上候手段モ無之、殆當惑仕、

慶應四戊辰年閏四月

豊田謙藏印

本多新平印

井上海輔印

後四月廿九日。

武州新座郡野火止平林寺ヨリ願書差出。如左。

乍恐奉歎願口上覺

今般、上總國大多喜大河内豊前儀、蒙御罪狀重咎之次第被仰付、尙追テ御處分可被仰出之旨、被仰渡候段、何共奉恐入候。此上御處分之次第ニ寄、豊前家族并家臣等及飢渴候様之儀ニモ立至リ可申哉ト、一同痛哭罷在候段、實ニ悲歎之至ニ御座候。何卒寛大之御沙汰被仰出、如何様ニモ豊前家名相續仕候様、被仰付被下置候ハ、如何計カ難有奉存候。尤拙寺儀ハ、同人祖先ヨリ之菩提所ニ御座候儘、今般不顧恐奉歎願候。此段格別之以御仁徳御採用ニ相成候様、寛大之御執成之程、只管奉歎願候。以上。

京花園妙心寺末

書取ヲ以只管頼申聞候。右家來共之心中モ難默止、何共奉恐入候次第御座候得共、右歎願書并口上書相添、奉歎願候。以上。

水野出羽守家來

土方織衛

辰閏四月

徳川脱走之徒暴行之節、防禦等不行届、且、御不審之事件モ有之、旁以嚴重御沙汰可有御座候處、格別寛宥之御沙汰ヲ以、於陣屋表謹慎可仕旨、尤領民鎮定之儀ハ精々盡力可仕旨、去ル十九日於總地重臣之者副總督府へ被召出、被 仰渡候趣、肥前守奉敬承、奉恐入、嚴重謹慎仕候。兼テ申上候通、小藩微力之儀、脱走之者差迫リ候邊ヨリ、無餘儀苦情不行届之始末ニ相成、御沙汰之趣深奉恐入、肥前守謹慎仕候。殊勤王ニ念無御座素意ハ證書モ差上置、聊他念無御座候。主人之心中、臣下之身ニテ不忍、情態御洞察被下、此上御不審之廉御氷解相成候様、只管奉歎願度、何分御執成之程奉願候。恐惶謹言。

水野肥前守重臣

武州新座郡野火止

慶應四戊辰年四月

平林寺印

五月四日。

飯野藩ヨリ今度御預ニ相成候林昌之助在所上  
總國請西元領分郷村高辻帳取調差出ス。如左。

請西元領分御預リ所上總國之内郷村高辻帳

上總國望陀郡之内

- 一高三百貳拾六石九斗四升 貝淵村
- 一同三百貳拾三石五斗六升六合 櫻井村南組
- 一同貳百八拾參石壹斗四升 同北組
- 一同百三拾壹石壹斗 請西村古領
- 一同八百四石六斗壹升八合 同新領
- 一同貳百三拾壹石八斗八升三合 同上
- 一同三百五拾六石壹斗四升七合五夕 太田村
- 一同六拾九石四升五合 相里村
- 一同貳百八拾九石貳斗七升五合 永井作村
- 一同四拾三石三斗貳升貳合 井尻村

- 一同百石九斗四升貳合三夕八才 神納村
- 一同四拾六石貳斗八升七合貳夕七才 神代村
- 一同貳拾六石貳斗八升九合 永地村
- 一同三百四拾九石六斗六升八合 根岸村
- 一同八拾九石壹斗 稻荷塚村
- 一同三拾七石六升三夕五才 河原井村
- 小以三千五百五石四斗六升壹合五夕 拾六ヶ村

上總國市原郡之内

- 一高百八拾石五斗四升八合七夕 不入村
- 一同百貳拾石四斗貳升九合 佐瀨村
- 一同七拾六石九斗九升三合八夕 馬立村
- 一同貳百七拾六石九斗壹升六合 松崎村
- 一同四拾四石五斗五升貳合 永吉村
- 一同百七拾三石五斗六合 古都部村
- 一同六拾石三斗六升 荻作村
- 一同百四拾貳石六斗四升八合二夕 總社村
- 一同四百八拾七石八斗六升壹合 宮原村
- 一同貳百四石九斗九升 畑木村

一同拾七石八斗五升七合

天王河原村

五月四日。

一同貳拾貳石六斗貳升四合

柏原村

佐倉藩ヨリ差出届書、如左。

一同三拾三石九斗三升八合

白塚村

阿部駿河守殿御所持之器械・彈藥、別紙之通保科彈

一同九拾七石三斗

飯沼村

正忠殿へ御預被置候處、此度御同人御家來ヨリ被引

一同五石六斗貳升八合

野毛村

渡候ニ付、請取申候。此段御届申上候。以上。

小以千九百四拾五石七斗壹升八合七夕

拾五ヶ村

堀田相模守家來

上總國周准郡之内

閏四月

岩瀧傳兵衛

一高百九拾五石七斗六升六合

烏田村

一長持 壹棹 (内) 一麻布交幕 三

都合高五千石 郡數合三郡。村數合拾二ヶ村。

壹ヶ村

一陣笠 拾八 一法皮 壹 一筋付風呂敷

外

六百四拾六石九斗四升六合貳夕

三 一幟 壹 一會符 四枚 一革胴 七

是物成結込高ニ相成候儀ト奉存候。

右者林昌之助元領分上總國御預ヶ所郷村高辻取調候

處、書面之通ニ御座候。以上。

右之通御座候。以上。

保科彈正忠家來

先達テ阿部駿河守殿御所持器械御引渡申上候品々、

慶應四戊辰年後四月

八田太郎右衛門

内四斤半大砲一車、前橋藩名札付有之由ニテ、御同家御品之趣、御家來衆申立候間、駿河守御家來へ御

尋之次第、得ト取調候處、四斤半大砲戸田嘉十郎ヨリ被預置候儀更ニ無御座、全駿河守殿御所持之品ニ相違無御座候。且又、前文之節、白紺布交幕相見得候付、前橋御家來へ御同家之御品之趣申立候ニ付、是亦御尋之趣得ト相糺候處、右品々之儀ハ、先達テ富津表ヨリ駿河守殿人數引拂之節、戸田嘉十郎ヨリ預リ之品、佐貫表へ引取之節、紛亂中全ク人足共取違持參仕、其後改方不行届、其儘差置候儀、奉恐入候。依テ右長持入之品々相改候處、別紙之通ニ御座候由申開候。右品如何取計候哉、此段奉伺候。以上。

閏四月

覺

- 一野戰砲但車付 壹挺 一百五十目但座無之 壹挺
- 一、メリケン銃ケハトル 五拾七挺 一和流小銃
- 五挺 一早合胴亂 貳拾二 一必勝砲但車付
- 四挺 一玉藥箱 八箱 一和流小銃 四挺
- 一車附玉箱 壹ツ 一硝石 貳箱 一松明
- 入箱 壹ツ 一火藥瓶 貳ツ 一火藥入樽

壹 一同小樽 貳ツ 一空丸 拾五  
右之通御座候。以上。

先達テ阿部駿河守家來謹慎被 仰付、陣屋并領地器械等被召上、追テ御處置候迄、一應相模守へ御預ケ被置候間、嚴重取締守衛可仕旨、且、市在取締公事等承届可然仕候様、重大之事件者奉伺、御差圖之上處置可仕旨被 仰付候ニ付、差向奉伺候ケ條、左之通。

一、夏物成之儀ハ、朝廷へ相納可申敷。又ハ、相模守へ爲相納候テ宜御座候哉。尤所相場ヲ以石代ニテ取立可申哉。

一、秋收納之儀モ右同様取計可仕哉。尤駿河守主從食料之儀ハ、有米相渡置候得共、不足之分ハ右收納之内ニテ差引可申哉。

右之趣奉伺候。何卒急速ヲ以、御附札御差圖被成下候様仕度、此段申上候。以上。

閏四月

右伺之條々、下札ヲ以、左之通被 仰付候事。

一、夏物成之儀ハ、駿河守主從食料不足分立用、

殘分追テ御沙汰有之迄其藩へ御預ケ相成候事。

一、秋收納之儀ハ、駿河守主從食料相渡、殘ル分

前同斷之事。

右之通被 仰出候事。

五月四日。

牧野越中守家來小出代藏ヨリ伺書差出。如左。

越中守領分常州茨木郡飯田村見張番所へ不審之者通掛リ候ニ付、召捕、一ト通相糺候處、申口別紙之通御座候。依之、役場へ嚴敷手當仕置候。就而者、如何取計可仕哉、此段奉伺候様、在所表ヨリ申付越候。以上。

五月

別紙口書

撤兵隊 平松清太郎

當辰二十一歳

一私儀尾州出生ニテ、幼年之砌生國罷出、江戸表へ斯々奉公罷在、當辰三月三日ヨリ撤兵隊へ加リ、砲

總房鎮撫日誌

術稽古罷在候處、去月十日夜九ツ時、俄ニ城下へ罷出候様申渡有之。其節撤兵隊頭ヨリ被申渡候ハ、三拾俵貳人扶持宛行之列ニ相加リ、輕兵隊・第一二三固衛隊・重兵隊、凡貳千人程ニテ開城仕、同十一日船橋宿一宿仕、同十三日上總國木更津本陣ニテ、同所へ第一二重兵隊・同兵隊居陣、外人數之儀ハ、近隣へ追々宿陣相成候處、官軍ヨリ開城有之様御沙汰之趣ニテ謹罷在候事ニ付、戰爭之儀無之心得ニテ罷在候處、當月三日、如何様之手筈ニ候哉、戰爭相始リ候趣ニテ、第一二隊船橋宿へ相詰、戰爭相成候ニ付、本陣ヨリ出陣差控候様申付有之、私儀ハ出張不仕候故、右戰爭何故之儀カ相辨不申候得共、官軍勢薩長彦根御人數之由ニ御座候。同日鐵砲打合而已ニテ双方怪我無之、同七日未明ニ姉ヶ崎養老川ヲ隔、戰爭ニ相成、四ツ時頃之儀ハ味方勝利之様相見候處、後戰ニ到大敗軍仕、散々ニ相成、四五人連ニテ上總國萱野村迄逃去候得共、多勢連立候テハ不宜儀ト心得候間、同村百姓家へ立寄、鐵砲并衣服之儀ハ相頼

置、夫ヨリ銚子鹿島佐倉へ立廻り、追々當御領之方へ罷越、十五日飯田村見張ニテ御差押ニ相成候儀ニ御座候。  
右御尋ニ付申上候。

閏四月

(下ケ紙) 伺出候召捕人平松清太郎儀、追テ御沙汰被 仰出候迄、其藩へ御預ケ、入牢被 仰付候事。

總房鎮撫日誌 (終)

雨城兵要小録

【解説】 雨城は久留里城のことである。莊園流行の頃、久留里地方は畔蒜莊又は甘木莊小川莊など呼ばれたらしく、久留里城を雨城といふのは甘木の轉化だらうといはれる。しかし、俗間には、次の「雨城の夢」の小引にあるやうな説もある。本書の著者森勝藏は舊久留里藩士で、久留里町のために幾多貴重な記録を残されてゐる。本書の内容は著者の序文にある通りだ。なほ、久留里藩主は、上野國沼田城主黒田直邦の養子直純が、寛保二年(二四〇二)七月二十八日沼田から移封され、久留里城を再興してから、直純の養子直亨、直亨の嫡子直英、直英の次子直温、直温の次子直方、直方の養子直侯、直方の次子直静、直侯の長子直和、直和の養子直養に至り藩籍を奉還してゐる。(稻葉)

我が久留里藩に於て出兵せしこと、上總西海岸を初め數度、或は藩主兵員を率ゐて急出府の事あり。然れども、砲戰槍を入る如きは幕府歩兵暴行の時に在り。他は兵刃を接せずして凱旋す。因て、其の要を録し、聊か參考に供せんとす。  
時に明治二年己巳三月 御前手大筒奉行森勝藏誌す。

△米艦相模浦賀沖渡來の刻、應援として上總西海岸へ出陣。

南總久留里城主黒田豊前守直静公の時、文政六年癸未九月異國船渡來の節、安房及び上總西海岸の防禦を命ぜらる。天保十五年庚寅五月廿四日之を免され、更に上總下總東海岸の防禦を命ぜらる。然るに、弘化三年丙午六月七日、富津代官森覺藏屢々急を久留里城に告げ來る。因て、東海岸防備の軍勢を城内に備へ置き、應援として更に一軍を出すこととなり、物頭出水七郎右衛門士卒を率ゐて周准郡飯野村に至り、下飯野村名主稻村貞助方<sub>を以て本陣とす。</sub> 尋いで富津<sub>織本加右衛門宅を以て本陣とす。</sub> 或は竹岡<sub>大坂屋三左衛門宅を以て本陣とす。</sub>に陣す。大筒奉行荒木一郎、術士術者には菊地絹治郎を初め五人之に屬す。旗奉行小林傳吾、并に兵士<sub>十匁筒を擔ひ槍を携ふる者。</sub> 姓名詳かならず。代官鈴木明助・藏役木村蘇七・太鼓役出口善藏、貝役・鉦役姓名詳かならず。生田爲治を以て軍監と爲す。總勢二百餘人、六月八日浦賀御奉行深谷遠江守の指揮に従つて歸

陣す。

森清太夫  
漢文で出  
兵の記を  
書いたが  
大正二年  
四月に焼  
失した

因に云ふ。兵員久留里城を發するや、先づ一番貝を吹く。所謂る寄せ貝にして、士卒三の丸廣小路に相集る。武具役武具彈藥等を配賦し、軍馬は大手の馬出に繋ぎ、準備整ふや、家老神山安左衛門・森清太夫三の丸に出殿し、表座敷に於て物頭出水七郎右衛門に向ひ、「指揮誤る勿れ」と采幣を渡さるゝや、七郎右衛門之を請取り、直に腰に指す。即ち例なりと。采幣は今の指揮旗なり。かくて大手門より繰り出す。家老用人三之丸橋前に於て之を見る。歸陣の日、揚げ貝一聲吹き立つるや、家老用人等登城、其の他、役向の者、各其の持場へ相詰、出水七郎右衛門表座敷に於て歸陣の次第を述べ、采幣を返還す。出水七郎右衛門門出の時、家内と水酒盛を爲したりと。

△黒田豊前守直静公、兵員を上總下總東海岸へ出し地理御見分。

黒田豊前守直静公には、兩總東海岸防禦に轉せらるゝや、弘化四年丁未冬十月或は秋九月に作る。兵員を率ゐて東海岸へ御出馬あらせられ、上總大東崎より下總刑部崎に至る沿岸九十九里の地理を御巡見あらせらる。家老神山安左衛門義衛之に従ふ。  
因に云ふ。物頭星野數吉・大筒術士星野釺吉常行、其の他、用人・旗奉行・軍監等姓名詳かならず。芝山傳治左衛門正善供奉出張せしも、大筒奉行なりしや、役名詳かならず。

△黒田直静公、家老をして兩總東海岸地理を巡見せしむ。

嘉永三年庚戌七月、家老森清太夫光福君命を奉じ、豫て海岸出役の物頭旗奉行大筒奉行等を初め、役々の者を率ゐて上總下總東海岸御固場を巡見し、歸りて其の情況を言上す。若黨平野松右衛門、大筒奉行森伸八郎、其の他、姓名詳かならず。  
因に云ふ。森清太夫光福編纂伺濟の御固人數行列、并に御軍令の次第、生田彌の調練の次第、芝山傳治

左衛門の東海岸地理等、參看すべし。

△黒田和泉守直和公、士分四十名を出し蘭式操練を學ばしむ。

安政五六年の頃なりしが、御老中より内意の次第ありて、雁之間大名協議の上、士分四十名宛を出し、江川太郎左衛門に就き、蘭式操練を芝新錢座に學ばしむる事となり、因て當藩に於ては、鈴木要太郎等を初め四十名、生田錢三を以て鼓手とす。

因に云ふ。操練服装は筒袖小袴にして、兜頭巾を冠り、脇差一本を佩び、「ゲベル」銃を擔ひ、三十六名を一小隊とす。相印は各藩適宜に用ふ。大筒は六方度迦納ぶらかを求められたり。

兜頭巾 黒木綿。裏白麻。  
紋は金虎杖形。  
六方度迦納ぶらか一に六斤と云ふ。負革 銅銀。紋黒。  
軍監生田彌の六斤の來歴及び農兵組立の建言書ありしが戊辰の年紛失。

△黒田伊勢守直和公、台命を奉じ兵士を率ゐて急御出府。

文久三年癸亥三月、横濱居留地の洋人を斬殺せし者あり。此の時、黒き旗を動せりと。黒旗を動すは兵端を開く相圖なりと。是に於て、幕府諸大名を江戸に招く。最も急なり。江戸詰松崎鑿輔、直に下谷邸を發し、晝夜乗切にて久留里に來著す。此の報を聞き給ふや、直和公即刻御出發被<sub>レ</sub>仰出、常備軍の一軍を催し、中軍に併せ、家老大森小平太親信之に従ふ。總軍八百餘人。十四日江戸藩邸へ來著せらるゝや、横濱事件も穩便に濟みたりと云ふ。

因に云ふ。直和公には三之丸稽古場に於て、御家中の十五歳以上の者へ劍術御教授中にて、余も出席す。時に年十六。然るに、三月十二日夕八時半時頃、松崎鑿輔陣笠陣篋にて二連發の短銃を帶び、駿馬春風に跨り、夜を日に繼いで來り、台命の次第を告ぐるや、御側取次小澤菜輔肩衣にて推參、急を言上し、直に御出發の準備に取掛り、一時混雜なりしが、準備既に整ひて其夜御出馬あらせられたり。御馬幟は金杆なりき。

△東禪寺御固め仰せ付らる。

外國人東禪寺を以て旅館と爲す。然る處、水府浪士亂入、一大騒動これありし時、黒田伊勢守直和公、御固めを命ぜらる。是文久三年癸亥十一月八日なり。即日用人森伸八郎後家老、格左衛門と改む。人數を率ゐて該寺へ出張、外國御奉行等の差圖に従ひ、在番滞留すること三箇月ばかりにして、之を免さる。

出役の者心得書の略に云ふ。御持場七ヶ所に番所を構へ、一時代りに勤仕致すべく、相印を携へ晝夜廻るべく、外國御奉行・御目付・御勘定奉行通行の節は、下座致すべく、服装は陣笠・陣羽織、或は火事羽織・伊賀袴・小袴・馬乗袴勝手次第云々。幕府より御持場の繪圖ありしが戊辰の役に紛失す。

△水戸降士を久留里城に預る。

水戸藩に於て勤王と稱せられし家老武田耕雲齋、同藩の奸人市川三左衛門・鈴木石見等を誅戮せんと、城外筑波山に立籠る。之に同情を寄する者數千人。其の

内後れたる者不圖幕府の兵と衝突して、遂に軍門に降る者一千餘人。幕府之を諸藩に預けらる。これ元治元年甲子十二月なり。我が久留里藩に預けらる者三十五人。下總銚子に於て引渡す旨なり。是に於て、藩士四十七人を出す。則ち、

荒木代右衛門、水沼軍右衛門、小林八郎、杉原協一、柳記六、寺田疇平、箱島斧右衛門、北村録之進、菊地恭三、長岡十郎兵衛、福田右仲、村上荒四郎、坂良順、加藤文太郎、吉田貢、川口良吉、杉木健也、出口善藏、堀内傳之助、木村廉作、天野運吉、成瀬長作、粕谷恵助、大草喜平、紫藤棧八、鈴木貞吉、香取錦太郎、廣瀬鍛次郎、井上七太郎、小林幸之助、大道寺孫七郎、梶沼彦兵衛、安田三造、小林琴治、近藤庫太郎、平野廣兵衛、村田清次郎、關口藻三郎、高橋峰藏、杉木良太郎、小倉六藏、國友永吉、木村榮次郎、榎本杵太郎、月崎喜惣治、山田造酒太郎、波多野吉藏。

是なり。松平右京亮陣屋に於て之を請取る。其の節相

渡されし降士姓名。

元水戸殿小姓肥田金藏子廿四歳、同人弟肥田安次郎廿二歳、書院番頭櫻村半藏四十歳、郡方勤船橋勝之助四十歳、同沼野井丑之助四十歳、同三田寺繁藏三十歳、同寺門幸太郎三十歳、同蘆澤政藏二十歳、同小林萬之助十九歳、同長谷川清藏三十歳、大番組尼子扇之助二十歳、尼子長藏十九歳、子の十二月十七日二十五歳、丑於正源寺病死、同寺へ假埋馬廻林忠左衛門の正月朔日於妙覺院病死、大番組頭木澤平太夫八歳、同堀和角之丞三十歳、徒士格郡方勤佐藤鐵三郎九歳、郡方勤野島斧太郎七歳、小姓次番里見平三三十歳、馬廻里見直之進二十歳、大番組扇之助弟尼子久四郎十六歳、寺社勤方川崎長藏三十歳、小十人目付平方金五郎二十歳、書院番彦八郎二十歳、小十人目付石川彦右衛門三十歳、同人伴石川寅吉十七歳、徒士佐藤奎之丞三十歳、番與力檜山惣一郎二十歳、諸番組佐藤藤太郎七歳、徒士佐藤熊太郎十五歳、新番中間木村忠次四十歳、矢師忠兵

衛梓神龜五郎十九歳、弓師直四郎孫館鐵太郎十八歳、郷士格間性木村勘兵衛五十歳、同後藤庄兵衛三十歳、大番組頭平太夫弟本澤藤吉三十歳、惣計三十五人。途次嚴重警戒、久留里に歸著。先づ市場町正源寺に入獄せしめ、後安住妙覺院に移す。明治元年 勅詔ありて赦免となり、水戸に歸る。

其の年、水戸より人來りて、預り中病死せし者の遺骨尼子長藏、林忠左衛門、本澤平太夫、木村勘兵衛、肥田金藏、本澤藤吉、佐藤熊太郎、平方金五郎、平方金三郎の九名とを水戸へ改葬す。同二年正月、水戸藩知事より久留里藩知事宛謝狀并に大日本史紀傳一部、太刀一腰、短刀一口を贈られたり。

因に云ふ。降士幕府へ出せし願書及び林忠左衛門墓誌の寫しあれども、誤謬あり。分り難き所多し。因て、全文章を得る迄、惜しい哉、茲に之を略す。又云ふ。先是、武田耕雲齋義兵を擧ぐる頃、幕府より、水戸浪士領内に潜伏する者あらば速に召捕り差出すべき旨、嚴重仰せ渡さる。因て、逮捕の人數を

組織せられ、且、家中十五歳以上の面々、城門の固めを命ぜらる。其の捕縛組織の概略を擧ぐれば、眞先に陣纏、次に足輕小頭以下六七名鐵砲、次に侍手槍七八名、次に郡奉行騎馬、若黨鎗持等之に従ふ。次に郷村足輕四人、即ち捕亡の者あり。次に駕籠長持一個とす。

△非常の節江戸神田新橋御固め兼市中取締を命ぜらる。

元治元年非常の節、神田新橋御固め命ぜらるゝや、尙ほ慶應三年丁卯十一月五日、安房勝山藩と備中庭瀨藩と共に市中取締を命ぜらる。是に於て三藩勝山藩都助、庭瀨藩副隊長近藤、協議の上、晝夜巡邏をなす。當藩に於ては廣澤吉郎・松崎登一郎を以て隊長となし、村上常三郎・森勇之丞勝藏を副隊長とす。

因に云ふ。當時諸國の浪士入込み來り、勤王を唱ふる者あり。或は慶喜將軍大政返上を云々する者あり。又或は白晝強盜に押入るあり。市中騒々しき折

柄、巡邏隊一層嚴重に組織し、殊に三藩一丁置に巡邏し、若し途中異變の儀あり、一藩にて手餘ると見るとき、豫て相圖の太鼓を打つて三藩合併することありき。毎月晝二回、夜二回、其の間、出火或は盜賊ある時は臨時出張す。時としては一晝夜に六七回も出づること之ありき。久留里藩の隊伍を擧ぐれば、小頭拾を携へ眞先に進み、次に銃卒一小隊、司令官之に添ふ。次に副隊長手槍、次に士分槍隊十六七名乃至二十名二行に列し、紅白の手纏を用ゆ。次に隊長銃鞭を杖き、槍を持たせ、次に籠、長持一箇の太鼓、囊、挑灯、捕縄等を用意す。擔はせたり。又、御持場は上野廣小路、池の端、仲町通、本郷湯嶋聖堂裏通り、筋違、柳原より和泉橋通り、下谷御徒士町邊とす。

△高輪之役、千代田城を守る。

慶應三年丁卯十二月廿五日、莊内藩台命を奉じて高輪薩州邸を討つや、松代藩初め諸藩内櫻田門外を固む。我が藩主黒田筑後守直養公、近侍數十名を従へ、

同門外に至らせらる。且、非常に付、一軍を神田新橋今の御藏橋に出し、砲二門を備ふ。隊長廣澤吉郎、松崎登一郎、司砲には山本留五郎、森勇之丞、術士村上常三郎、荒木常太郎、田原禎次郎、寺田鋌太郎、山田莊太郎、生田貞三、大道寺孫七郎、山田勇太郎、出口平治、川俣珍平、三隅兵右衛門、廣澤次郎、松本秀次郎、松田倭三郎、木村重二等にして、歩卒銃隊を併せ七八十名とす。日暮高輪邊に凱旋、狼煙の昇るを見て歸陣す。時に夜五つ時八時<sup>今の</sup>なり。先是、鶴見一學馬上にて屢々陣場を見廻り、或は戦地の實況を探偵す。

因に云ふ。此の日、北風烈しく、砂石を飛ばし、息をもつき難き程なりき。然れども、薩州兵千住方面より登り來ると云ふにより、其の準備をなす。又、新橋門内には幕府歩兵一大隊之に居り、日暮るゝに及びて相言葉<sup>藩はら</sup>兵一六と定む。をなし、又、急を久留里に告ぐ。是に於て、森格左衛門兵三百を率ゐて來り、又、武州御領内の劍客木村友三、門弟三木政邦初め十有九名を従へて來着す。於是、我が身揚々たり。洋

- 砲 四斤半 司砲、山本留五郎。 打方、遠藤百八・高橋新兵衛。
- 和砲 三百目 司砲、森勇之丞。 術士、菊地恭三・増田太四郎。

△幕府歩兵市街暴行の際、上野車坂口を守る。

慶應四年戊辰<sup>此の年明</sup>治と改む。二月七日、夜四ツ時<sup>今の</sup>幕府歩兵數千市街暴行に際し、先づ我が巡邏隊を出し、上野廣小路に討つて之を走らす。

歩兵三橋に屯集して發砲す。是に於て、廣澤吉郎、松崎登一郎銃隊を松坂屋前に備へ、司令官村田龜藏指揮發砲せしめ、菊地恭三・荻野流八匁筒を放ち、稍砲戰の蕾ほころびて、一時雷の轟が如し。槍隊は過館の邊より進みたるに、銃丸烈しく、一同匍匐して進み、仲町入口より起つて関の聲を揚げ、副隊長村上常三郎・森勇之丞は勿論、原廣右衛門、荒木常太郎、小林琴治、石井鑑之助、松崎辨三郎、松田倭

三郎、寺田兼太郎、山田莊太郎、大道寺孫七郎、山田勇太郎、増田太四郎、木村重二、三隅兵右衛門等四五十名、鎧襖を作りて突立つれば、歩兵崩れ立ち、雁鍋方面指して逃走す。我が兵追撃、「ランドセル」二個及び豆銀數個を分捕る。

尋いで直養公御名代森格左衛門の兵大砲四斤半、打方新兵衛、軍目付山上靖治右衛門、遠藤百八等にて、遊軍には松崎整輔、吉田整、神山鉉之丞、辻源八郎等なりき。來り「逃ぐる者は追ふべからず。早く山内を固めよ」との號令にて、鎗隊取つて返し、松坂屋前の銃隊に加はり、東叡山に赴き、越後高田藩と謀り車坂口を守れり。然る處、歩兵我が隊の挑灯を目的に頻りに發砲せしも、幸に死傷なかりき。曉天奥州路を指して退散す。是に於て歸邸。夜既に明けんとす。

△日光御門主上野輪王寺宮御上京に付御警衛。

慶應四年戊辰此ノ年明治ト改元。二月十一日、越後高田藩と山内御警衛を命ぜらる。是に於て、修禪院を以て本陣と

なし、半夜代りに寢ず番にて、一時毎に三人或は五人、小具足にて銃を擔ひ、槍を提げ、山内を巡邏す。翌十二日朝、舊將軍徳川慶喜公山内に謹慎せらる。是に於て一層嚴重、且、慶喜公の御歎願として、輪王寺宮殿下御上京仰せ出され、十八日御發途。是に於て、黒田筑後守直養公、高田・府内・岩槻の諸藩と警衛を命ぜらる。然るに、諸藩主病氣に付、名代として家老を出すこととなり、高田藩原田兵庫、岩槻藩青木惣右衛門、府内藩小林權右衛門等にて、當藩に於ては森格左衛門兵員を率ゐて御輿に従ふ。小田原驛に至るや、土浦・館林二藩、後より來りて加はる。時に、官軍總督有栖川宮沼津驛に御着陣と聞き、戒善院使節となる。尋いで薩藩内海茂十郎なる者御本陣に來り、軍裝にて短銃を携へ、談判嚴重。覺王院義觀應接少しも撓まず。時に年十八。茂十郎尙屢々來り、終に警衛を解くこととなる。是に於てか、諸藩と共に江戸に歸る。

因に云ふ。御名代森格左衛門に隨從する者を擧ぐれば、用人水沼軍右衛門、岡本卷耳、遊軍取締山本留

五郎、森勇之丞、田原治太郎、宿割廣澤吉郎、吉田整、會計吉田耕藏、戰士には荒木常太郎、田原禎次郎、菊地恭三、福田右仲、杉本瀧馬、平林丈右衛門、廣瀬次郎、村上要吉、寺田兼太郎、山田莊太郎、増田太四郎、牧野治三郎、生田貢三、原廣右衛門、辻源八郎、小林翠治、木村重二、山田勇太郎、松崎辨三郎、石井鑑之助、關元勝彌、三隅兵右衛門、松田倭三郎、秋元丈助、和田鑑二郎、石崎善之助、松下佐兵衛、松本龜兵衛、鎗持梅吉、小荷駄等、惣勢七十人ばかりとす。

△久留里城下宿陣の官軍大多喜城に向ふ時、人馬糧食の事を勤めらる。

慶應四年戊辰閏四月、官軍總督の先鋒薩・長・伊・備・大村の兵、前後合せて七百餘人、久留里城下に宿陣せらる。先是、領内山本村に陣し、重臣を招かる。是に於て、家老山本丈太夫、用人小林吉郎右衛門罷り出づる處、頗る嫌疑を蒙る。然りと雖も、一々申開き

明瞭に立ちて、官軍城下に陣營を進ませられ、尋いで大多喜城に向ふ。此の時、藩士高橋逸作等從軍、人馬糧食の事を勤めて歸る。

因に云ふ。藩士杉木良太郎なる者、ひとり佐幕論を主張し、終に勝負を決せんとするを、父良藏早くも之を知り、良太郎を斬つて忠を官軍に報ず。然れども、良太郎舊幕の爲に犠牲となる亦稱すべし。武器方卒立原恒次郎探偵となりて木更津に至るや、脱兵の爲め縛められ、後遂に死す。此の功良藏に次ぐ。又云ふ。舊幕撤兵頭福田八郎右衛門、兵五百人を率ゐて望陀郡眞里谷に陣し、詐りて三千と稱し、使節を久留里城に遣し、「官軍なれば一戦に及ぶべし。又、徳川の味方なれば城内に入るべし」との事なり。因て、「十日間内に決答致すべし」と、御家臣一同溜の間に召集して軍議を開き、未だ回答に及ばざる内、官軍下總に入り、船橋及び上總五井邊の脱兵を討つて之を走らす。八郎右衛門此報を聞くや、到底及ばざるを知り、何れへか遁逃して跡なきが如し。官軍

此等の事を探知して、一時久留里を疑ひしものなるべし。参考の爲め茲に附記す。

△脱徒暴行に付、軍を領内山本村に押出す。

戊辰六月四日、脱徒暴行横田村今中川村大字に放火す。是に於て一軍眞里村今馬來田村大字に出陣す。外張口より繰出す。物頭大森友彌、大筒奉行若林四郎兵衛、術士芝山庸之助、榎本杵太郎、増田太四郎、軍監村田瑯太郎、生田五郎太夫、戦士山田傳七郎はじめ數名、遊軍大筒奉行森勇之丞等にして、歩卒其の總勢一百餘人。山本村今小櫃村大字に至り、暫時休憩、暑氣を拂ふ。森格左衛門單騎陣場を見巡り、兵員を勵ます。時に兇徒退散の報あり。是に於て歸陣す。

因に云ふ。此の日、炎熱燃ゆるが如し。藩主直義公、五峯散を湧し、凱旋の兵士に賜ふ。

△知縣事の急報に依りて長沼流の軍隊を繰出す。

明治元年八月五日、知縣事柴山文平手代池田友四郎

の急報に因り、用人芝山次右衛門正知兵員を率ゐて、

上總國市原郡山口村今高識村大字に出陣す。大筒奉行松崎登一郎、術士星野磯磨、術者榎本杵太郎、戦士須藤琢磨、村上土三郎、木村廉作、一柳友吉、山田傳七郎、小林幸之助、成瀬長作、大竹定吉、物頭神山英五郎、歩卒之に従ふ。旗奉行杉浦左司馬、太鼓役杉木良藏等總勢三百餘人。佐倉藩槍隊四十人佐貫より引揚げ來り、以て同所に出張す。時に賊兵逃散す。因て其の月九日凱旋歸城す。

因に云ふ。兵員は小具足陣羽織を着し、長沼流の陣押にて戸張より出發す。此の日、市原郡柿木臺村今の里見村大字に一泊し、翌六日、知縣事旅館に達し、即日兵を分けて牛久村今の明治村大字に向ふ。脱賊兇徒我が旗を見て遁逃す。是に於て凱旋す。

武器由來記に云ふ。龜甲陣纏は直邦公の御工夫になりしものにて、龜甲は麻糸なり。「追て、太白糸に致したし」と、仰せありしと。直純公御遺志を繼がせられ、太白糸にて出來、延享三年初めて大坂城加番

仰せ付けられし時、携へられしと云ふ。

△知縣事の急報に依りて一小隊を長南に派す。

明治元年九月十日、知縣事柴山文平の急報に依り、用人岡本卷耳政方一小隊を率ゐて戸張口より出發す。小隊長官山本三郎、半隊司令廣澤次郎、分隊長官田原治太郎、嚮導梶川捨吉、銃士杉木瀧磨はじめ四十名。外に軍醫坂坂良順、會計篠崎龍助等にて、總勢五十六人。長南上總國生郡に至る。兇徒聞いて逃散す。是に於て、宿陣數日にして凱旋す。

△東京府より市中取締を命ぜらる初め芝邊にす。後砂村に轉す。

明治三年庚午六月、東京府より市中取締を命ぜらる。久留里藩半小隊

第三大區五の區取締申付候事。

但、烏山藩と交代可致事。

雨城兵要小録

庚午六月

東京府

是に於て、遠藤百八を隊長に、梶川民彌を副隊長として、烏山藩と交代す。御持場は之神明前より濱松町、中門前、新網邊を擔任す。同年九月、隊長村田、副隊長田原治太郎之に代り、十一月、隊長廣澤次郎、副隊長塚本慎吾をして代らしむ。其の後、砂村に轉せしが、數閱月にして之を免さる。

因に云ふ。兵隊には河村銳造、星野儀磨、廣瀬登喜尾、小林堅之助、梶川政造、村山勝磨、一柳友吉、今井亮太郎、吉田鍊太郎、根村金治、村上福待、高橋岩太、村田久助、高橋彌一郎、若林銈三郎、篠崎孫右衛門、小林汀、篠崎道太郎、松崎辨三郎、天野鐵太郎、小川大助、川俣濱之助、中村團藏、關名喜一郎等にして、兵卒には、松崎米兵衛、柄井舊右衛門、安西寅之助、佐治兼吉、御簾納八之助、藏石辰之助、佐藤喜兵衛、今川卯之助等なり。常員三十餘人とす。

又云ふ。盜賊捕縛等の事あり。就中、芝濱松町質枘

酒渡世加藤久右衛門宅へ、侍二人拔刀にて押入りしを、藩士村山勝磨・佐治兼吉・御簾納八之助、捻にて捻付ける所、抜刀を投げ付けたり。なほ藏石辰之助・松崎米兵衛、其の抜刀を奪はんとする間もなく、賊其の刀を拾ひて咽喉を刺しぬ。其の刀を奪ひ取りしも、疵を負ひ相果てたり。外一人は高橋彌一郎組付き、次いで川俣濱之助、尙佐藤喜兵衛・今川卯之助・安西寅之助來り、難なく捕縛して其の筋へ差出したたり。

又云ふ。砂村に轉ぜし後は、血鬪屢々御持部内の川に流れ來る。拾ひ取りて其の筋へ差出す。因て嚴重探偵する處、水戸市川三左衛門の黨處々に隠れ居りし者、見露され、首を斬りて川中に投ぜられし由、参考の爲め茲に附記す。

右作戦計畫、或は上野の宮警衛、或は脱賊追討の爲め、兵員を出すこと、前後併せて十有五度とす。

〔附録〕

勢州長島新田築堤の人数差出されしを初め、館林城在番、大坂城加番、名古屋上使、日光廟代拜、維新の際鳳輦奉迎等の事は、戦闘に非ずと雖も、武備を嚴にせん爲めに附録とす。此の他、江戸城追手、外櫻田等門番、紅葉山防ぎ等は勿論、毎歲歸城参府等の事、茲に之を略す。

△勢州長嶋新田築堤人数差出さる。

黒田豊前守直邦公一萬五千石下館城主の時、寶永七年庚寅七月六日、勢州長島新田築堤御手傳ひを命ぜらる。時に、家老遠藤善太夫常一、人夫九十三人を率ゐて出張し、閏八月十九日歛始めをなし、常一英斷奇策を施し、八年辛卯二月落成して引揚げたり。四月朔、直邦公長島新田堤成り、賞として時服を賜はる。同四日、遠藤善太夫常一、戸川平次兵衛久留、正木新兵衛照時、出水七郎右衛門盛忠、木本九郎兵衛正成の五人、江戸城櫓之間に於て白銀時服を賜はる。

△館林城在番。

黒田大和守直純公、元文元年丙辰七月四日、永井伊賀守直陳代りとして上野國館林城在番を命ぜらる。是に於て、直純公出發。家老遠藤善太夫常儀之に従ふ。請取りて旗奉行森清太夫光仲を留めて歸る。

△大坂城加番

黒田大和守直純公、延享三年丙寅六月十九日、大坂城加番を命ぜらる。や、山里丸にあらせられ、家老大森小平太親成、用人森清太夫光仲之に隨ふ。其の他、姓名詳ならず。

黒田對馬守直侯公、文化十一年甲戌二月四日加番。家老山本主全、用人村松覺馬、土屋百度兵衛、物頭以下姓名左の如し。

一柳六郎兵衛、小島助右衛門、竹本軍平、遠藤百八、中川量、河村貢、杉原協、大道寺佐賀允、杉木新兵衛、新井斧彌、長瀧喜左衛門、石川屯、小林八郎、菅原數太郎、長岡肇、吉田甚之助、宮崎全彌、廣澤定五郎、千葉庄藏、小島祿藏、塚本平之丞、井上七太郎、杉浦鍋藏、梶川宇助、上山運平、安西外記、

廣瀬五八郎、石川儀三郎、荒木隼太、須藤兵助、井上鼎、山田道庵、五十嵐、土岐元立、中島文耕、大橋喜惣治、五十嵐源助、芝山傳治、須藤富藏、鈴木宇兵衛、石黒金藏、吉野六右衛門、板倉文七郎、松本順助、小平新藏、山田喜八郎、村田金次郎、武藤正輔、梶川十兵衛、小林金八郎、高久喜兵衛、辻市郎治、荒木代助、吉田惣助、高橋富五郎、波多野喜代助、鈴木次郎吉、土岐東次郎、齋藤彌惣治、辻源藏、佐治甚右衛門、和田寛治、鈴木瀧次、大江周藏、坂尾斧吉、瀬尾定吉、木幡清賀、唐櫃辰藏、石井級佐、鈴木立悦、玉川市兵衛。計七十三人。但、足輕以下除名。

黒田豊前守直靜公、天保十一年癸卯二月三日加番。家老森清太夫光福、用人吉田禎藏、森光福大坂道中日記、砲火繩にて御交代、役名不詳杉木新兵衛、芝山傳治、同敬次郎、竹本軍平、山田嘉左衛門、杉木良藏、山田市太郎、松崎登一郎、成瀬轍、豊藏健吉等にて、其の他姓名詳かならず。

黒田伊勢守直和公、文久三年癸亥四月二日、家老大森小平太親信、用人檜部戸作平章、小澤萊輔清照、物頭以下左に。

水沼軍右衛門、大森友彌、小島勇吉、増田鎌吉、河村銳造、日比野岩造、鈴木宇兵衛、村田珍太郎、小川郡太兵衛、前田昌庵、板坂良順、牧野宗一、竹本銀次郎、岸本鑑五郎、石江源次郎、水野澄右衛門、高橋林藏、梶川浪三、杉木勝之助、新井唯吾、小林義三郎、永島平兵衛、關口藻三郎、田村射右衛門、鈴木常藏、千葉倅吉、土岐繁藏、山田勇太郎、内田幾吉、梅津清吉、山田嘉左衛門、吉田整、北村惣左衛門、生田錢三、堀甚藏、反町三彌、井上七太郎、廣瀬鏡次郎、廣瀬良吉、増井銚輔、梅澤稽三郎、辻源八郎、原廣右衛門、村田清次郎、玉川庄八、杉木良太郎、小倉六藏、波多野吉藏、大草太郎、千葉圭三、寺田疇平、梶川十兵衛、松田幾母、廣澤次郎、長岡十郎兵衛、井上鼎、根村十藏、石井俊英、今井兵衛、梶沼久藏、北村祐吉、松崎登一郎、杉木良藏、

中村綾藏。通計六十七人。但、足輕以下除く。

△名古屋上使。

黒田大和守直純公、寶曆十一年辛巳六月十九日、台命を奉じ名古屋城に赴き、尾張宰相徳川宗睦の父中納言宗勝卿の喪を慰問せらる。家老門司右衛門信許之に従ふ。以下姓名詳かならず。

△日光廟代拜俗に御名代と云ふ。

黒田豊前守直亨公、安永七年戊戌三月廿六日、日光大猷院殿御廟代拜。森清太夫光厚供奉。其の他姓名詳かならず。

黒田豊前守直候公、文化五年戊辰四月二日、御廟代拜。供奉姓名詳かならず。

黒田豊前守直静公、天保十四年癸卯二月十五日、慎徳院殿御廟代拜。吉村彌平治供奉。其の他詳かならず。

△鳳輩奉迎。

黒田筑後守直養公、明治元年閏四月、明治天皇陛

以上の三代三回  
の代や行日  
記や大正  
帳は四月  
二年四月  
焼失した

下關東御進軍に付、一小隊を率ゐて出府。御着叢を奉迎す。

因に云ふ。此の時、荒木彌惣・紫藤義太郎・森左膳

三名、幼年なれども銃技に長ず。故に臨時召されて銃隊に入る。

雨城兵要小録(終)

舊藩主は毎年八月より九月まで久留里へ御歸城ありき。久留里へ御着の上は、駕脇徒士を初めとして供の者は一旦江戸へ歸り、又御參府の時に御迎へとして參る習なれども、御附の用人・刀番・近習御納戸役のみは久留里に留まり。御歸城中は城中の諸役人俄に忙しく、中にも、火の元は別して用心し、馬廻の士小袴を着し鎗を立て、若黨草履取を従へ、毎日朝晝夜三回城内を巡れり。此時、士は黙し居り、從者大音にて主人の名を呼び、「何の誰廻る、火の用心」と呼ばはりつゝ行き、頗る嚴かなるものなり。又、君侯は此一ヶ月中に御客として、家老用人四軒并に領内大百姓四五軒へ臨まるゝを例とせり。重役方へ御出での時は、御忍びに付、鎗など立てられず。駕に召され、又は御拾ひにて、御先役人が參りて定めたる上席へ通り、其家にて酒肴を献ず。此時、各異りたる餘興をなし御慰みとせり。太神樂を催すあり。子供相撲をするあり。御前にての繪畫揮毫などあり。特に面白きは子供相撲にて、銘々取組の前、士より誰の倅と申上げ、然る後に始むる故、勝敗は家の面目に關すれば、子供の勵み一方ならず。其終れる頃、かねて其家の求め置きたる蜜柑を君侯自ら投げて子供に拾はしめ、わざと池の中などへ投げ給ひ、子供等いづれも水に飛込み競うて取る様を興がらせ給へり。又、晝は伊勢守殿の頃、杉木良藏氏の妻悦子常に出でて揮寫せり。總じて君侯御來臨の時は主人玄關の式臺に伏して送迎し、御着席の上、末座に下り相伺ひ、外隨從の家老用人等と同じく兩手を席に突き平伏して、敢て仰ぎ見ることなく、「頭を上げろ」と御言葉あれば、僅に面を上げ御言葉を承るを例とせり。云々。「雨城叢話」より

## 雨城の夢

【解説】 明治元年四月九日、即ち江戸開城の前二日に、徳川氏の撤兵隊五大隊約二千名が木更津に来て義軍府を組織し、先づ久留里を占領しようと馬來田村眞里谷の眞如寺に屯集し、久留里藩に嚮背を問うて來た。藩論は義軍に應じて徳川氏のため主従の誼に殉じようと一決し、戦備を調べ、將に進發すべく集結した際、義軍府の一隊は市川・八幡・船橋で官軍に破られ、眞里谷の駐屯軍は四散した。かくて官軍先發の一隊が小槻村山本まで進入したとの報に接し、藩論は一變して恭順の意を盡すこととなつた。明治二年版籍奉還で舊藩主が知藩事となつた時、久留里藩は黒田直養を知藩事とし、久留里城を藩廳として舊領内を支配させたが、四年七月廢藩置縣の結果、直養は知藩事を免ぜられ、華族に列して子爵を授けられた。同年八月、久留里城の城廓門扉破損の故を以て久留里縣から廢城何が出てゐるから、この際に廢城となつたらしい。本書は這間の消息を語るもので、著者森勝藏の意圖する所は其の小引及び下巻の序文中に明白である。なほ、城址の雨城山は海拔五百尺、四周懸崖の雄大な要害で、一の郭は約二千坪、二の郭は約千坪くらゐあり、二の郭には土壘が残つてゐる。(稻葉)

### 小引

我が久留里城は一に雨城と稱し、峻嶒絶壁、要害無雙、殊に四時の風景に富み、就中、雨景最も好し。里見義堯・義弘の此に居るや、北條氏康・氏政等の兵屢々來り相戦ふ。其の日果して雨降る。故に雨城といひ、又、或時は霧深く鎖ざして城見えす。寄手攻撃に苦しむ。故に呼んで霧降城とも云ふ。又、或時は雨降りて小槻川漲り、渉るべからず。是に於て、寄手戸を浮べて渡る。以後浮戸川の稱あり。これ天文・永祿の間に之ありき。天正十八年三月、豊臣秀吉小田原を征するや、徳川家康戦功ありて關左八州を領し、其の臣大須賀忠政・土屋忠直・同利直・同頼直・酒井忠清・同忠舉等、前後此に封ぜらる。寛保二年七月、舊藩主黒田直純公、將軍徳川吉宗公の台命を蒙り、新に城きて之に居る。十世直養君の時、慶應三年九月、余、命を奉じて江戸藩邸に至り、巡邏隊副長に擧げらる。四年二月、舊幕歩兵市街暴行、我が兵討つて之を走らす。時に、余亦槍を提げて敵中に入る。又、舊將軍慶喜公東

叡山に入りて恭順を表する時、山内警衛となり、尋いで北白川宮能久親王當時輪王寺宮御上京。供奉小田原に至り、三月久留里に歸る。一日閑暇書齋にあるや、隱雲俄に城東に起りて炮燈の登るが如く、降雨點滴發鼓に似たり。忽ち懐古の情發り、句々雨の字を用ひて、

有事將<sub>レ</sub>臻雨滿<sub>レ</sub>城。此城以<sub>レ</sub>雨得名聲。  
英雄浴<sub>レ</sub>雨梳風力。猛雨猶<sub>レ</sub>牽<sub>レ</sub>懷古情。

と賦し畢るや、遂に書窓に眠りて夢みらく、敵俄に久留里を圍む。城兵天險によりて防禦す。寄手又近づかず。城主天外の妙策ありて勝利を得る時、城鼓顛然枕頭に響きて夢さめたり。「嗚呼、夢でありしか」と、初めて安堵の思ひをなし、頭を回せば、惣身皆汗、恰も雨に浴せし者の如し。此の年、王政の御世となり、明治と改元し、聖恩の厚きを拜戴することゝなれり。嗚呼、曩に愁夢を見しは、これ他なし。「雨城擁護の神靈、余をして時勢の變遷を知らしめしものならん」と。其の夢の顛末を記して一卷となし、「雨城の夢」と題し、鶴阜堂の一話となし、以て子孫に傳へんと、

云<sub>レ</sub>爾。

明治元年戊辰七月起稿及追加

鶴阜堂主人 森 樞 南

### 雨城之夢卷之上

德川脱兵上總木更津に上陸し、富津陣屋を襲ひ、尋いで久留里へ兵糧を申込む事。

明治元年二月十二日、前將軍内大臣德川慶喜公、東叡山に恭順の意を表するや、我が久留里藩、高田藩と山内警衛を命ぜらる。是より先、歩兵暴行の際、我が藩高田藩と山内を守護せしを以てなり。舊幕歩兵市街暴行談參照。二十一日、北白川宮能久親王殿下當時日光御門主輪王寺宮。慶喜公御哀願として御上京。因て高田・土浦・館林・府内・岩槻の各藩と警衛を命ぜらる。時に我が藩公黒田筑後守病氣に付、重臣森格左衛門人數を率ゐて相州小田原に到るや、官軍の先鋒と衝突し、覺王院義觀擡んで薩藩内海茂十郎と屢々談判の末、警衛を解かる。是に於て、各藩歸邸。久留里盡報參看。慶喜公水戸へ移らるゝの後、

彰義隊の根據となりて立籠る中、密に官兵を殺害する事一度ならず。是に於て、官軍一擧して之を抜く。江戸藩邸日記に、上野戦争の時、大砲彈丸二箇飛び來り、一は藩老山本丈太夫屋敷址、一は裏御門に止る。然れども、何れも破裂せず。故に彰義隊敗走、東叡山を焼いて奥羽に走る。此の戦争前後、常・總・相・武に集合する脱兵幾千人といふを知らず。其の木更津に上陸する者亦數千人。撤兵頭福田八郎右衛門も亦兵を率ゐて上陸し、明治史要に、戊辰四月十一日、福田道直(八郎右衛門、舊幕府撤兵頭)、千五百人を率ゐて木更津(上總)に走る。云々。眞里谷に進み、眞如寺を以て本陣となし、何れも官軍に抗するの意なりき。さて、木更津に屯集する脱兵、先づ附近の藩々を説かんとす。此の時、我が藩士出口平治、芝山庸之助、江戸藩邸より木更津に上陸するや、脱兵之を圍む。兩人久留里藩たる事を陳ぶると雖も、其の圍みを解かず。遂に久留里へ照會ありて後、漸く歸ることを得たりき。爰に一奇談あり。本文芝山庸之助は唱ふる者は、他にあらず、久保鑄藏氏の親戚安田勇ならんと、早くも之に心付き、其の旨藩主に請うて返答に及びしを以て、兩人無事久留里に歸る。察しの如く安田勇にして、虎口を遁れしは幸運と云ふ可し。既にして脱兵は貝淵・飯野・佐貫の諸藩を説き、兵力を借りて富津砲

臺の陣屋を襲ひ、銃砲彈藥を掠奪して歸る。當時、砲臺は松平大和守の預りにて、其の臣小河原左宮をして守らしめしが、多勢に敵し難く、脱走の望みに任せしと。斯る場合なるに、久留里は要害無雙と聞きて漫りに襲撃を加へず。却つて鄭重なる使節を遣し、「我が輩は徳川の家臣にして、木更津に在陣するや茲に數十日。糧食殆んど盡きて頗る困難に陥る間、兵糧御無心致したし」との事なりき。是に於て、城中評議の上、之に答ふるに、「幕臣とあれば聞き捨てにも成り難し。然れども、小藩にして十分義務を盡す能はず。因て、家中飯米の内を削りて米百五十石貸與すべし」と云ふ。これ四月十三日なり。是に於て、使節大に歡びて木更津に歸る。次いで、足輕を宰領として之を贈り、木更津に於て引渡したり。

武具方足輕立原恒次郎脱兵に拘はれ、拷問に逢ふ事。

糧食を贈りし後、木更津脱徒の舉動分明ならず。風

聞に據れば、「又久留里に至りて、軍用金を借らん」と。或は「久留里に森格左衛門あり。之と相談せん」と云ふ者あり。按ずるに、森格左衛門木更津脱兵の者に知あて小田原に至る。其の當時、此の説を聞きし久留里城に姓名を知る者にもあらんか。北白川宮殿下御上京の時、兵を率に於ては、「使節ある毎に應じ難し。若し亂暴の舉動あるに於ては、警へ同胞の徳川士と雖も、已むを得ず打拂ふべし」との決心なり。是に於て、豫て立て置かれし海防軍備の外、武備を一層嚴にし、武具役山田庄七郎・月崎喜兵衛・國友永吉等、部下の足輕を従へ、日々武器を整理し、一番手大筒奉行若林四郎兵衛、二番手松崎登一郎、御先手森勇之丞等を初め、其の打方術士術者には菊池恭三、芝山庸之助、星野礪磨、井上鼎、高橋林藏、増田太四郎、榎本杵太郎、村山文吉等出でて、大筒の準備を爲し、生田五郎太夫は六方度迦納、山本留五郎は四斤半の大砲に注意し、此の他、一藩武備に盡さざる者無し。又、城外要路に八關門を設く。即ち叶谷・四反目・天王原・仲町川岸是なり。其の間、巡邏隊をして之を彌縫し、領内一步も侵す事能はざら

しむ。此の時、武具方足輕立原恒次郎なる者あり。頼りに木更津探偵の事を願ひ出でたり。是に於て、其の望に任せ申付けたり。恒次郎大に喜び、大小を抛ち、漆箱を背負ひ、塗物師となりて木更津に至り、大に探索する處あり。然れども、恒次郎は元水戸藩士たり。故ありて水戸を去り、久留里に仕ふ。人品骨柄逞しく、町人とは見えざりき。脱兵早くも之を悟り、拘へて獄に繋ぎ、「久留里の探偵ならん」と、日夜拷問に罹ると雖も、恒次郎少しも懼れず。水火並び至り、吐血氣絶數回なるも、更に實を謂はず。其の義膽忠勇稱すべし。是に於て、脱兵或は「首刎ねん」といひ、或は「之を放たん」と、議論決せざる内、官軍破竹の勢ひにて總州に進入し、「脱兵大敗」と、急を告ぐる者あり。之を聞きし脱兵、周章狼狽、蜘蛛の子を散すが如く四方に散亂せり。是に於て、恒次郎虎口を遁れ、辛うじて久留里に歸るも、惣身紫色に腫れ痛み、數閱月の治療を加へしと雖も、終に癒えず。惜しむべし、不歸の客となり、正源寺に葬らる。

福田八郎右衛門使節を久留里に遣し、危急の談判を開く事。

爰に、眞里谷に屯集する福田八郎右衛門の部下二人、或は三人、「妙見へ參詣」と號し、時々久留里に來り、城外を徘徊し、或は餘所ながら「當城の本丸はいづくに在る」と問ふものありしに、問はるゝもの詐りて、「本丸は二三里奥に在り」と答へしため、追がの脱兵も心密に驚きし體見えたりと。「これ福田の探索」と知ると雖も、領内警戒固より嚴なれば、更に懼るゝ所なし。又、「幕臣の妙見參詣」とあれば、敢て之を答めず。泰然自若として城を守り居れば、脱兵も又探る所なきが如し。爰に、加藤丈太郎・須藤琢磨の兩人、森格左衛門宅へ來り、「世間の風聞書一綴手に入りしを以て、御覽に入るゝ」との事なりき。格左衛門取りて之を見るに、最も長文なり。其の要を擧ぐるに、初めに會津藩大軍を催し、江戸へ打出でんとし、白河邊は最早會津に屬し、「是より北、會津領」と書せし標杭

建てあり。次に下總舟橋に於て、官軍と徳川方と戦争始まるや、下總佐倉の城主堀田相模守、上總久留里の城主黒田豊前守押出し、大小砲雨霰と打出し、官軍大敗、江戸へ引揚げたり。云々。これ誰人の記したる者か。久留里出兵の如きは元より無根の説なり。此の他種々の風説あれば、生田貢三を探偵として下總へ出し、佐倉城の状況を探らしむ。蓋し、貢三は佐倉城下に生れし人なるを以てなり。貢三忽ち町人の姿に委して久留里を出發す。然るに、途次脱兵に取圍まるゝ事數回、殊に刀の欄に手を懸けらるゝ事も一度ならず。因て思慮するに、「到底、無事佐倉に達する事難し」と。上總八幡より引返し、久留里に歸られたり。程もあらず、「官軍の先鋒、總房に打入る」と云ひ、或は「官軍と脱兵と、某地に戦ひ、初めは脱兵勝利にて、後は敗北す」と云ふ者もあり。何となく騒々しく見えたり。福田八郎右衛門思へらく、「此の地谷眞里は、昔、武田三河守立籠りし所にして、其の城跡は眞地と稱し、今猶存在す。然れども、地形狹隘にして大軍を防ぎ難

原文はこゝに風聞書等を掲げてある

し。豫て聞く、久留里は天險の要害なりと。此の城に據りて戦ふに如かず。然れども、久留里は官軍か、乃至徳川方か。此の點に至りては更に分らず。因て使節を久留里に遣し、其の決心を試みんと。軍議決して、能辯の者を撰抜したり。久留里に於ては、此の事更に知る者なし。然るに、閏四月朔、福田の使節兩人久留里に來着す。是に於て、那奉行寺田疇平・堀内峯右衛門兩人出でて、之を城下に迎へ、談論數刻に及びたり。其の眼目要旨を擧ぐることを左の如し。

使節の曰く、「御城主黒田公は徳川譜代の御大名と承る。就ては、徳川方へ御味方なさる思召しか。或は官軍の爲に御盡力なさるか。若し官軍なれば一戦に及ぶべし。又、徳川方ならば我が兵を御城中に入れ、御領分の水帳を悉皆渡さるべし」云々。

「右、御決心の御返答承りたし」と、迫ること甚だ急なり。兩人之を承り、「重役へ一應申出で、返答に及ぶべし」と、使節を城下に待たせ置き、寺田・堀内の兩人急ぎ森格左衛門宅へ申出でたり。格左衛門は直に

首頭の山本丈太夫を初め用人一同を自宅へ集め、評議の上、君公へ申上げ、而して後、其の答をなさしむ。其の要左の如し。

「御使節の趣、重臣へ申聞候處、委細拜承。篤と主人へ申聽くべし。主人亦一應藩中へ示さるべく、因て、二週間の猶豫之あり度」旨なり。

之を聞きし使節、「御尤もなれども、二週間は猶豫し難し」と。是に於て兩人「然らば、今日より十日間の中に御決答致すべし」と、辯説巧みに申述ぶる處、使節漸く承諾す。右契約済みて後、使節添へ言葉に、

「御城は古今獨歩の要害なれば、貴殿方一人死すれば我が方十人斃るの覺悟に之あり。且、我が兵、今、眞如寺に在る者三千人、猶は追々繰り込む筈なれば、不日大軍となるべし。然らば、譬へ無雙の要害と雖も、御小藩の事なれば、防戦難かるべし。若し其の場合に立至らば、老幼婦女子の困難如何ばかりか。右等の所も篤と御勘考ありたし」との事なりき。

使節は眞里谷に歸る。寺田・堀内の兩人、又其の旨

原本に諸臣の意見書がある

を言上す。是に於て、いよく御前評議となり、扱、君公に置かせられて官軍に御忠節を盡させらるゝ御思召しに候はゞ、福田八郎右衛門と勝敗を決すべし。又、徳川方に御加勢の御思召しに候はゞ、日本を引き受くる事に相成るべし。所謂る前門に虎を防げば、後門に狼迫る者の如し。何れにしても戦争は遁るべからず。嗚呼悲しい哉。御小藩なれば、大軍を引受け永く籠城は覺束なし。恐れながら御家危急存亡の秋なり。就ては、御家中面々の存意を聞き召されし後、いづれにか御決心遊ばさるべき旨、申上ぐる處、御承諾遊ばされたり。是に於て、四日、其の向き／＼の支配頭を三之丸家老詰所に召集し、密に命を傳へて曰く、「諸士も知らるゝ通り、方今形勢切迫。因て官軍へ御加勢然るべき乎。或は徳川方へ御味方宜しかるべき哉。實に御家の一大事なれば、銘々の存意少しも包まず申上ぐべし。因て各々配下に達し、封書にして、明五日に差出すべき」旨なり。一同拜承退殿して、速に配下へ達したり。夫より御家中の面々、三人或は五人打寄り、利

害得失を論じ、或は同意者數名連署して差出すもあり。或は一個人にて上書するもあり。五日、御前に於て開封朗讀する處、「徳川に御味方然るべき」旨、申し陳ずるもあり。「官軍徳川を問はず、君公の御沙汰次第、精忠を勵むべき」旨、申上ぐるもあり。又、「官軍に御加勢然るべき」議を、主張するものあり。又、「一方には徳川に御味方なさるゝも、脱兵を御城中へ入るゝ事は峻拒せらるべし」と、唱ふるもありて、意見數派に分れたるが、結局、徳川方へ加勢を望む者多數を占むるに至れり。而して、御領内神官僧侶の如きは、弓を張り、薙刀を研ぎて、「徳川方に御加勢ならば應援可致」と、その意向は異りと雖も、參遠の報國隊の如く、又、農商に至りても皆徳川最眞にて、就中、穀問屋土橋源藏の如きは、「戦争中一藩家族の飯米二ヶ年位は、我が一手にて引受け申すべし」と云へり。斯くの如く、士民共に意を徳川に注げり。因て、猶ほ御前評定に及ばれたり。是より先、御領内村々の郷倉に積み置かれし米穀は、悉く城中に運搬し、又、御

家中には、系譜を初め秘藏の書類、并に足手がらみの老幼を、御城外名主等の知るべの方へ預けたるもの尠からざりき。此の時、福田の部下三四人「久留里の模様を探らん」と、茅野村迄來りし處、城中よりは書櫃等を出し、村々よりは米穀を附け入るを見て、「久留里は我と一戦に及ぶの用意ならん」と推察し、眞里谷へ引返したりと。閏四月七日、三之丸溜之間へ一同を召され、君公出御の上、「今般徳川方へ味方致すべき決心に付、一同精忠を盡すべき」旨、仰せ出されたり。是に於て、一同潔く御請け申上げて退出したり。今般戦争の大略を論ずれば、所謂る自戦にして固より地理に委し。因て脱兵を先備へとして相戦は、必定勝利を得べし。十分官軍を懐したる後、到底籠城叶ひ難き時は、城を火にして夷隅郡の御領分へ落ち、夫より漁船に搭じ奥州會津へ赴くの計略なりしなり。夫より御家中勇氣百倍し、各々鎧櫃より鎧を出し、袖をつけ、「いざ」と云はゞ着用するばかりの用意は勿論、或は「御馬前に於て討死」と決心する者は、香を胃の八幡座へ盛るあり。銃砲彈藥固より備へざるべからず。所謂る手ぐすね引いて待つ形の勢なりき。翌八日を経て九日に至り、「最早徳川方に御味方と御決

定の上は、何ぞ御返答の日限を待たん。明日にも御使を眞里谷へ遣さるべし」と云ふ者多し。然るに、其の日夕刻に至り、「官軍の先鋒八百人ばかり、御領内山本村に繰り込みたり」と、段々の注進あり。之を聞きし軍事掛村田捨太郎長沼流の兵學に通じ、初め軍監たり。廣澤吉郎兵學者。兩人森格左衛門宅に推參し、「唯今官軍一隊山本村に進入すと承る。幸に雨城の雨降り續きて、小櫃川漲り、西方に越ゆること能はず。東は末吉・三田の峰續きなれば、狙撃隊を此所に伏せ、正兵を以て南方より、奇兵を以て北方より、挟んで之を討たば、東に亂るべし。此の時、伏兵起りて攻撃せば、必定勝利ならん。且、夜襲に如かず」と、申出でたり。是に於て、家老用人大目付等即刻登城して、君公へ言上し、豫て定め置かれし相圖の螺貝の音の未だ轟かざるに、御家中の面々、早くも之を知り、小具足にて荻野流管打の十匁筒を携ふるもあり。洋服にて二ツ番胴銃を擔へるもあり。或は小袴陣羽織にて短銃を佩び、大身の鎗を携ふるもあり。又、鎖襦袢鉢鐵にて、眞田流の鉄

砲を脊負ふもあり。或は曆書羽織、又、三才羽織に陸軍笠を被り、ゲベル銃を持つもあり。その他、武衛流十匁筒、寶藏院種田流の鎗、薙刀長巻など、各々物々々を携へ、三之丸廣小路を指して登り來る。其の勢ひ、我が武の揚々たる、さすがに猛き官軍の備へも緩むが如く思はれたり。爰に藩老等曰く、「眞里谷に福田八郎右衛門三千の兵を以て控へたれば、官軍の要路を横斷して一激戦これあるべきに、其の事なくして官軍易々と山本村へ繰り込みしは、甚だ訝し。或は八郎右衛門久留里の返答手間取るとて、詐りて官軍と稱し、我が舉動を試みんと計略なるも知るべからず。因て、探偵を出すに如かず」と。右等の事に馴れたる廣瀬亮吉等初め數名を、眞里谷・木更津及び山本邊へ差出した。夫より、家老用人等の役人、袴の股立高くとり、何れも足袋はだしにて、三之丸外へ出で、大目付は勿論、人望ある山田循輔・出口丈平等に示し、余亦愚父の命を受けて此に加はり、前項に擧ぐるが如く、「藩中の面目、直に官軍の本營を襲撃せん」と、矛槍劍戟雲間を

照し、銳氣を含んで登り來るを押へて曰く、「君命なり。先づ暫く留るべし。今聞く、山本村の官軍或は徳川の兵ならんと云ふ者あり。探偵の者差出したる間、愈々官軍なれば速に討ち取るべし。因て探偵の者の歸り來る迄差控へられよ」との事なりき。是より先、隣藩追々脱走する者ある由聞えしかば、當藩にても血氣にはやる若者十二三名、密に脱走の謀あるやの風聞ありしより、藩老等官軍打拂ひの命令を下して、此に集れる其の中に、狩野豫めこれを止めしめたりと。此に集れる其の中に、狩野永徳の筆ならねど墨繪にて雲龍の陣羽織を着せし者ありて、「明智左馬助の再來か」と、之を視れば、陣法老練の生田五郎太夫なり。銀杏穗二間一尺の槍を携へ、紫縮緬の手纏を掛け、右手指を帯び、しづ／＼と歩み來るは種田流師範の山田傳七郎なり。又、遙か向ふより二十四間の星兜を戴き、洋銃を擔ひて馳せ來るは小林琴治にして、余を見て、「森さん、今晚討死の覺悟なり」と申されたり。斯く群る屈強戰士の其の中に割つて入り、之を押へる一時の混雜、芝居する「大石内藏助城渡し」の時の騒動に異らざるなり。漸く一同に示し渡り、三之丸外に篝火を焚き、探偵の歸るを待

ち居たり。

探偵の者歸りて臨機應變の處置を施さるゝ事。

久留里の探偵廣瀬亮吉はじめ連々立戻りて告ぐる處の要點を擧ぐれば、左の如し。

一、眞里谷に在りし撤兵頭福田八郎右衛門は、「船橋五井の戰爭に脱兵大敗す」と聞き、「久留里より未だ何等の返答もなし」と、心痛いたし居る處、誰人が云ひ觸しけん、「久留里より六百人、間道を押し來る」と云ふ説あり。之を聞きし八郎右衛門、魂動き、神震ひ、「前後に敵を受けては到底叶ひ難し。一刻も早く此の地を引き拂ふに如かず」と。固より烏合の兵、倉皇狼狽して、大砲彈藥等を眞如寺の池水へ沈め、「久留里領を踏まず立退くべし」との號令にて、一同何れへか逃走したりと。一、官軍は船橋五井の脱徒を追撃し、眞如寺を焼き拂ひ、進んで山本村に至る。且、其の軍は薩・長・

伊・備・肥等五藩の兵合せて五六百人、陣營を構へ、番兵を置き、警戒最も嚴重なり。  
一、木更津表の脱兵も亦五井邊の敗軍を聞いて、何れへか逃竄し、飯野・佐貫等の脱走の者は悉く藩地に戻り、林昌之助は其の臣廣部五郎右衛門を初め數名を隨へて脱走せりと。又、東海道筋名古屋を初め、濱松・掛川・沼津等の藩々も皆官軍に屬せし由。  
右探偵の次第、逐一君公へ申上げ、御沙汰を待つ程に、爰に一評議起り、「曩に福田八郎右衛門應援を我に迫るを以て、其の義務を思召し、御味方の御沙汰にあらせられしも、其の御挨拶の使節も未だ遣さざる中に、彼何れへか逃走して、今は影だに見えず。因て、先づ錦旗を奉迎し、追て舊幕の義兵起りて官軍と戦ふ事あらば、其の時、應援忠戦を勵むとも、何の遅きことか之あらん。今、官軍を招待するは一時の計略なり」と。君公にも斯く思召され、因て、其の旨一同へ説き示したる所、違背する者無かりき。

山本村官軍本營より久留里藩重臣御呼び出しの事。

臨機の評議既に決して、官軍歡迎の手續きに及ばんとする内、官軍より重臣の者に「即刻罷り出づべき」旨、使節到來す。是に於て家老首領山本丈太夫・用人小林吉郎右衛門差遣さる處、官軍に於ては銃隊方陣を作り、遠近各所に番兵を置き、中央に錦旗を翻し、威武堂々、觀る者をして畏敬の意を起さしむ。兩人謹肅して命を俟つ。隊長永嶋金次郎・町田房之助等はじめ各隊司令官、軍裝にてピストル銃の打金を揚げて兩人の胸前へ差し向け、示して曰く、「其の藩主黒田筑後守、御不審の筋これあるにつき一戦に及ぶ間、立歸りて籠城致すべし」云々。兩人之を承り、「何共恐惶の至りに堪へず。我が主不肖と雖も、官軍へ對し抗敵する等の儀、毛頭これなく、併しながら、一應主人へ申聞け、御請け申上げた、因て、暫時御猶豫を願ひ奉る」とありし所、「聞き置く」との事につき、兩人馳せて久留

里に歸り、委細言上の後、御前會議を開き、不審申開きの事忽ち議決して、又兩人本營へ出で、隊長に面謁し、「主人筑後守に於て、御沙汰の趣驚き入り、御不審を蒙る廉これ無き」旨を申陳ぶる所あり。夫より詰問應答辯疏數百言、一々記し難し。因て、其の要旨を掲ぐれば左の如し。  
隊長問、「久留里城附近に徳川の脱走兵追々馳せ集るも、之を攻撃せず。且、官軍に報道せざるは何ぞ」  
兩人答、「小藩にして之を討つ力なく、因て、官軍へ報告せんと屢々使差し出し候も、一人も歸り來らず。定めて脱走の爲に囚虜となりし者なるべし。依て、籠城專一に致し居り候」  
又問ふ、「籠城致し居るも、家臣脱走せしは如何」  
答、「藩中脱走者一人も無之候」  
問、「脱走せし者無しとは詐りなり。爰元に證據あり」と、黒田公の御紋附きし胴亂を出し、「これ途中にて拾ひし物なり。脱走なくして如斯胴亂ある謂れなし」といふ。

答、「此の胴亂の紋は當家に限らず。宣化の苗裔、中山家の一族、皆此の紋を用ふ。思ふに、脱走兵の中に此の一族ありしならん。殊に當藩も同じ紋なれども、角や、太し」云々。

原點檢云々の事を

右問答終りて、官軍初めて疑を晴し、「然らば、是より陣營を久留里城下に進め、且、城中點檢すべし」とて、その事を示されたり。

官軍久留里城下宿陣の事。附、杉木良藏嫡子良太郎を打果す事。

直養公御不審蒙りし廉々、申譯け相立ちしを以て、官軍城下市場町に宿陣せらるゝ事となり、閏四月十日、軍隊山本村を發して久留里に到る。此の時、官兵いまだ不審の廉氷解と云ふにはあらざるか、俵田村に掛りし時、小櫃山の翁鬱たるを見て、「若しや、伏兵のあらんも知るべからず」と、暫時發砲に及びしも、之に應ずる者なきを以て進軍し、此の時、小櫃山中に樵夫あり。俄に銃丸の來るを以て大に驚きて逃げ去りしと。山陵の城下に繰り込むや、諸所に番

兵を置き、就中、上町は久留里城及び別郭安住へ出入する樞要の地なるを以て、此所に關門を構へ、藩士は勿論、諸人の出入を檢査したり。時に、藩士出口力衛通りしに、大音にて「何主」と問はれしを以て、「當城臣」と答へし所、「姓名は」といはれ、「出口力衛」と答へ通られたり。之を尋問の初めとして、出入毎に斯くの如し。此の時、別郭安住より城内へ三々五々往來又五人、或は七人、巡邏をなし、齋藤佐吉居宅を以て本營と定めらる。是より先、官軍は醫師山本養仙を以て探偵となす、久留里に遣したる所、二ノ丸巖岩を望む青柳村迄至りしに、我が巡邏隊之を圍み、嚴重質問の上、追ひ拂ひたり。養仙止むを得ず立戻りて之を告げたりと。暫く過ぎて、余養仙に面會の時、此の談あり。且、「久留里城は絶壁數十丈の上にある。此の頂にて見張り居らば、いづくより攻め來るとも知らるべし」と申されたり。又、我が藩人山田留助二男辰之助は、藤堂家に仕へて足輕となる。因て、同家に於て辰之助を久留里に遣し探らしめしと。然れども、其の當時は、官軍とも徳川方とも定まらず。空しく歸りしと。然るに、官軍が久留里領の山本村へ突然進軍せしは、他に探る所ありしならん。晝九ツ半時、官軍

錦旗を翻し、鹿兒島・萩・岡山・津・大村五藩の兵合せて三百餘人、本營を發し、久留里城を點檢す。此の時、藩主直養公には、晴天白日の御身となりしも、一

且御嫌疑を蒙りしを以て、銃砲を差出され、殊に三之丸にて恭順の意を表されたり。既にして官軍戸張門より入り、代官小路より第六天橋を渡り、三之丸廣小路に並列し、夫より五列を組み、追手搦手等の方向へ番兵を出し、少しも油断なかりき。扱、軍隊四列となり、錦旗を中央に建て、頗る威武を示せり。小林吉郎右衛門出迎ふ。隊長曰く、「二之丸まで點檢すべし」と。軍隊を分けて二隊と爲し、一隊は廣小路に留め置き、外一隊を率ゐて攀登することとせり。此の時、杉木良太郎小倉縞の襦袢袴に高足駄をはき、刀の鏢元を握り、腕捲りして唯一人、厩屋敷の門前に仁王立に立つて、「我主君は徳川譜代の大名なり。然るに、一矢も放たず降伏すとは云ひ甲斐なし」と、憤然として怒氣面に顯はれ、官軍を睨み居る其の有様、物凄くぞ見えたりし。さて吉郎右衛門先導にて三之丸の門に入り、後曲輪に至る。一橋梁あり。俗に御太鼓下の橋と稱す。此に懸るとき、ドン／＼／＼と鼓聲響き涉れば、半信半疑の官兵司令官大に驚き、「計略に陥りたり」とや思ひ

けん、遽しく號令を發したり。吉郎右衛門此の體を見て、「唯今のは八ツ半の太鼓太鼓の由來久でござる」と陳べければ、さすがの司令官も心に耻ぢて、赤面の體に見えしこそ、氣の毒にも亦をかしけれ。是より斷崖絶壁に登るや、獅子曲輪を経て二之丸に至り、暫時休憩。隊長心漸く解けて謂ひて曰く、「東海道を下り來るに、斯くの如き天險の要害あらず。脱徒の來襲せざるも宜なり」と、賞せられたり。吉郎右衛門是より本丸へ案内せんとす。隊長曰く、「本丸を檢すれば開城となる。故に見ず」と。夫より藥師曲輪を左に、久留里曲輪を右に見て、北方一二の堀切を越え、焰硝庫下へ出で、腰曲輪に下り、戸張小路より曲尺手門前を経て、元の廣小路に戻り來りて、又一隊となり、程なく退散の號令出で、市場町の陣所へ歸られたり。尤も、銃砲檢閲の者は跡に残りて、其の事に取り掛る。此の時、大砲數十門何れも戸張門の方へ向けありしを見て、「筒先を官軍の方へ向けるは無禮なり」と叱して、向を直さしめ、それより和洋銃砲數百挺、其の中に荻野流百

五十目抱打ちの鐵砲を見て、「之を打つものありや」と尋ねたり。此の時、武器役答へて、「星野磯磨・増井銚輔等を初め、數名あり」と述べたる所、大に感心したりと。聞く、檢閲者某は備前岡山藩士にして、よほど砲術に達したるものなりと云ふ。檢閲終り、悉く武器庫へ納めて封印し歸られたりしが、三日間にして之を解かれたり。鉄砲點檢の時、家中銘々所持の鐵砲破れたる時の不慮に備へしなり。は一挺たりとも差出さず。これ事に来りて見るも計られず。其の時は池水等へ沈める覺悟にて、何れも桐油紙にて包み置きし。是より先、官軍の陣列を目標して悲憤遣る方なき杉木良太郎、官軍の本營に至りて佐幕論を主張し、官兵と大争論に及び、「愈々勝負を決せん」と、一旦家に歸り、軍刀を携へ出でんとする所を、父良藏早くも之を知り、刀を抜いて之を切りしに、良太郎が刀の鏢に刃かゝりて、僅に三寸程切り下げたり。良太郎聲を揚げ、「父上、待ち給へ。切腹仕らん」と、良藏の兩脚へ縋りつくを、向ふへ蹴倒し、眞二ツに切り割つたり。直に其の鮮血を啜ること三度に及びたりと。武士の心得に、血迷ふと云ふ事あり。その血をすれば血迷はずといふ。良藏これを學びしものなり。藩中之を知るものなし。爰に、藩老より官軍

本營に對し、「是迄兵器を携へ、領内晝夜巡邏隊を差出せしが、如何心得べくや」と伺ふ所、「當方にては選兵を出し置くも、矢張り是迄の通り差出すべき」旨、示されたり。時に、四反目關門に懸り、官軍と稱し來る者あり。關守宇佐美八十次郎擢んで之を押へ、通さず。官軍辨疏して通らんとす。八十次郎一寸も引かず。「是より城内へ通じ、許可を得て通すべし。之を待たず理不盡に通るならば、覺悟の上通るべし」と、勇氣を含んで大音聲に陳べければ、官軍も此勢ひに懼れて控えたり。八十次郎自ら城内へ馳せ、支配頭の許可を得て漸く之を通したり。彼是する内、晩景となりしを以て、給人山本留五郎・森勇之丞を初めとして、生田五郎太夫・菊池恭三・杉木瀧磨・今井兼喜・天野鉄太郎・川口良吉等の士數十名、各々兵器を携へ巡邏して押出したり。此の事早くも關門へ通知ありしと見え、之を咎むる者なし。茲に巡邏隊は不入の升形を出で、青柳・箕輪・新田等の各村を巡邏して歸る。其の途次、官軍の邏兵と衝突すること三四回。官兵は五人

或は七人、司令官添ひ、強盜挑燈を携へ、我が巡邏隊に逢ふや、毎に銃炮の筒先を揃へ、打がねを揚げて「何主」と聲掛けられたり。此の時、我が隊も兵器を構へて「久留里藩」と答へたり。逢ふ毎に斯くの如く、彼我の危険知るべし。藩士山崎庄兵衛官軍某藩の陣所に至りりと云ふ。漸く城下上町に至るや、萬夫不當の勇氣ある杉木良藏、余が挑燈の紋を見て、父格左衛門とや思ひけん、腰を屈め、手を地につけて、「森さんですか」と、聲を掛けて敬禮したりしが、勇之丞と分りしを以て立上り、「伴良太郎儀、官軍と争論の上、勝負を決せんとするに及びしを以て、打果したり。之より檢視を受けんと一言を遺して影見えざりき。間もなく告ぐる者あり。」「杉木さん官軍の本營に至り、何か迫り居りし」と。之を聞きし巡邏隊山本留五郎・生田五郎太夫は、良藏の留守宅安住上長屋へ赴き、火の元を注意し、森勇之丞・杉木瀧磨は官軍の本營に至る。此の時、良藏血痕斑々たる着衣に生鞘の軍刀を握りて曰く、「過刻、伴良太郎御本營に於て無禮をなしたり。因て打果した

り。直に御檢視を乞ふ。若し猶豫あらば、此の良藏伴に代りて御相手仕らん」と、怒氣を帯びて詰めたたり。官軍方は事不意に出でたるを以て、辟易の體に見えたりしが、森・杉木兩人其の場に臨むや、一應挨拶の上、「宜しく取計らはれたし」と申されたり。是に於て、兩人良藏を説いて去らしむ。夫より彼我共に一時大騒ぎとなりしが、幸ひに其の他に異狀なくして済みたり。其の後、藩老人をして隊長某に面し、杉木父子の事を訴へて命を待ちしに、更に之を咎めず。却て父子の苦節を感じたる由にて、無事に別れを告げたり。他日、直養公良藏の忠烈を賞して、物を賜はり、また良太郎の義心を憐みて、城外眞勝寺に葬らしむ。因に云ふ。上總國市原郡加茂の人金鱗和吉なる者あり。初め森格左衛門に仕へ、武術を練磨し、後、加茂に歸り角觥を以て業となし居りしが、「官軍望陀郡山本村に來り、舊主格左衛門之と戦ふ」と聞き、「これ舊恩を報ずるの秋なり」と、軍刀手挟み、只一人官軍本營さして駆け付けしに、舊主の此處にあらざ

るを見て、「死して功無し」とや思ひけん、直に我が家へ立ち歸りしと。其の忠勇嘉すべし。嗚呼、夢裡分明に、大敵を引受け戦ふも藩公家臣忠勇の士多し。終に勝利を得て歡呼萬歳を唱へし其の始終、猶ほ眼を離れず。因て、覺え居るまゝを記すと云ふ。

雨城之夢卷之下

世俗に、「夢は逆夢」と稱し、「悪しき夢を見る時は、却て善き事來る」と。宜なる哉。余、雨城大手の邸に在りて愁夢を見るや、其の年 王政復古し、聖代となりて鴻恩に浴する事となれり。所謂る逆夢の謂ならん。我が藩主黒田公、固より勤王を以て心とし、忠精の實効を顯されたるを以て、上下交々安堵を得たり。爰に其の要點を掲げて讀む者の参考に供ふと云ふ。

藩公屢々重臣を西京に遣し、歸封せられし後、官軍總督より御達ありし事。

鞍轡を置かれたる駿足に召させらる。其の他は箕陣笠にて、就中、警衛の士は鐵鞭或は木太刀等を携へ、途次最も嚴重なり。市川に至りて御別を告げ奉る。此の時、「一同大儀」の旨、御意を蒙り、日暮下谷藩邸に歸りたり。君公には恙なく御歸城あらせらる。翌四月二十日、東海道總督府より左の御達ありたり。

近日脱散兇徒等、房總地方へ湊會シ、到ル處暴行殘シ賊良民ノ趣、不レ畏ニ 天威ニ次第、依レ之、鎮撫トシテ官兵ヲ差向ラレ候間、其藩ニ於テモ、應援ノ心得ヲ以テ臨機出兵忠精相勵 勤王之實効可ニ相顯ニ候。監軍安場一平差遣候間、諸般指揮可ニ相受ニ事。

辰四月 總督 實 梁 副將 前 光

久留里 藩 え

是に於て、巡邏隊を組織して、封内取締を致されたり。官軍久留里城下宿陣。尋いで大多喜城に向はる。藩兵從軍人馬糧食の事を司る事。

慶應三年二月廿四日 先帝崩御に付、重臣を西京に遣し 天機を伺ひ奉り、尋いで香奠を泉涌寺に獻じ、翌三月十五日國産を獻す。明治元年三月朔、又重臣を西京に遣し、太刀馬代を獻じて 御元服を祝し、同月十五日、關東御進軍。因て、藩公封に歸らる。此の時、御乗切りにて入らせらる。御先乗りは松崎鑿輔にして、御後乗りは岡本卷耳なり。都合三騎にして常の御登城に異らず。尤も、僅かの供奉はあり。殊に毘沙門形小文字の御枕鎗を携へらる。然れども、當時諸國の浪士入り込み居りて、江戸市街何となく騒々しく見えたとれば、「市川御關所まで、警衛の者召し連れらるべき」旨、老職衆より申上ぐる處、御満足に思召さる。是に於て、武技に長じたる屈強の士村田龜藏・廣澤次郎等を初め十有八名撰拔せらる。余も亦其の員に列す。三月五日、江戸藩邸御出發。此の日、天俄に曇りて既に雨降らんとす。「これ雨城の君の御出馬の爲ならん」と申す者多かりき。扱、君公には御陣笠に黒羅紗の御雨具を着けられ、辻廣判の作鳳凰金高蒔繪の御

明治元年閏四月十日、豫て御達し之ある官軍の先鋒鹿兒島・萩・岡山・津・大村五藩の兵、併せて三百餘人、久留里城下に着營せらるゝに及び、藩公重臣をして鄭重に之を勞はしむ。翌十一日未明、官軍久留里を進發し、見積山を越え、養老川を涉り、大多喜に向はる。十二日、前軍五藩の後詰として、又三百餘人久留里に來着。直に大多喜指して向はれたり。時に、藩兵高橋逸作等を初め數名、輜重を兼ねて從軍す。久留里に於ては、同月十四日、屈竟の藩士三十人を撰擇して久留里城近傍の警備を命ぜられたり。但、三番に相勤むべき旨なり。其の姓名、日割、左の通り。

十四日 杉原協、松崎登一郎、荒木常太郎、廣澤次郎、生田貢三、田原泰輔、山上駒橋、高橋十太郎、小林堅之助、寺田鋌太郎。

十五日 長瀧喜左衛門、山本留五郎、田原治太郎、星野胖司、田原禎次郎、梶川作左衛門、須藤琢磨、木村廉作、山田莊太郎、川口良吉。十六日 森勇之丞、福田右仲、吉田泰藏、杉木瀧磨、

加藤文太郎、鈴木要太郎、反町織衛、杉木新吉、村田龜藏、小林琴治。

此の日、高橋逸作等人馬糧食等の事を勤め畢りて、久留里に歸る。時に、逸作等の談を聴くに、大多喜城主大河内氏、城を開きて寺院に謹慎し、官軍城内に入る。我等城外にありて渾べて隊長の指揮に應じ、功を奏せしが、大多喜城中は餘程の混雜に見えし、云々。

久留里藩の別邑武州高麗郡中山能仁寺兵燹に罹りたる事。

明治元年五月五日、久留里城腰曲輪に於て豪雨中、大小砲の備打荻野流増補新術の銃陣による。或は數十發の早打を試む。尤も、管打火繩打等交せ用ひしが、誠に良好果を得たり。此の日、出席せし人名左の如し。

神山英五郎、寺田疇平、反町織衛、若林周之助、寺田鋌太郎、粕谷辰三郎、村上勝磨、今井亮太郎、菊池恭三、森左膳、増井銚輔、平野廣右衛門、村山文吉、近藤庫太郎、天野鐵太郎、村上福待、石井傳吉、

紫藤義次郎。○砲術世話役として若林四郎兵衛、星野磯磨、芝山庸之助、森勇之丞、榎本杵太郎。

此の月十八日、大依隼人・澁澤喜作等率先して、脱徒二千許人を隨へ、振武隊と稱し、武藏國高麗郡飯能及び中山等へ屯集し、就中、我が藩の菩提寺たる武陽山能仁寺を以て本營となし、上野の彰義隊と聯絡して事を謀らんとす。然るに、十五日彰義隊戦ひ破れて各地に散亂し、又、此の地に入りて振武隊に合併するもの幾百人なるを知らず。廿一日、官軍先發隊備前・佐土原・川越等諸藩兵押寄せ、笹井村に開戦し、廿二日午前十時頃より、能仁寺前に於て大激戦となり、振武隊撤兵となりて民屋或は森林の間より砲發し、官軍も一時は進み兼ねたる處、諸藩勇を鼓し、砲撃突貫、少しも撓まず。振武隊亦對抗吶喊せしが、終に敗走して各地に逃竄す。是に於て、官軍諸隊飯能に入り、尋いで脱兵の根據とせし能仁寺を初め、附近の各寺院を悉く焼き拂つて凱歌を唱へ、午后三時陣を拂へり。此の急報江戸藩邸に達するや、山上靖治左衛門をして直に其

の筋へ届け出でられたり。江戸藩邸日記

脱賊追討として屢々藩兵を繰り出す事。

明治元年六月四日、上總國木更津に屯集せし義勇隊の殘賊數十人、同郡横田村に現れ、官軍の探偵某を慘殺し、尋いで放火の急報、久留里に達するや、豫て相圖の一聲の螺貝響く程こそあれ、士卒三之丸廣小路南端南端に親倉あり。故に呼んで親倉前とも稱す。に集合す。軍監生田五郎太夫、軍事掛廣澤吉郎、物頭大森友彌、大筒奉行若林四郎兵衛、旗奉行根村十藏、戰士槍隊山田傳七郎を初めとして、太鼓役の杉木良藏は起鼓驟然と打鳴し、序鼓に變じ、曳々聲にて、眞里谷村指し押出す。此の時、余は御前手大筒奉行なりしが、請うて遊軍となりて之に加はる。此の日、炎熱燒くが如く、汗流眼に至る。是に於て、依田村小櫃山陵前に少憩し、又進んで三田・山本二村の間に達するや、暫時瑞龍院里見義弘の墓あり。に休憩す。山田傳七郎燒酎を酌んで余に與へらる。余之が爲に暑氣を拂ひ、勇氣益々加はりたり。時に、藩老森格左衛門陣

羽織を着し、采幣を腰に指し、單騎久留里城を發し、諸關門は勿論、陣場を見廻り、大に兵氣を勵ませり。又、開を作りて陣押しせんと、隊伍を整ふる處、斥候戻り來り、「脱徒我が兵の來るを知り、迹を晦して逃走せり」と。是に於て、一聲の揚貝を吹いて凱旋し、日暮歸城す。此の日、藩公より暑氣拂ひを賜はりたり。久留里報參

同年八月五日、知縣事柴山文平の手代池田友四郎よりの急報により、用人芝山次右衛門武者奉行となり、常備兵の一軍を率ゐて上總國市原郡山口へ出陣す。先づ兵を三之丸に備へ、物頭神山英五郎足輕一隊を指揮し、大筒奉行松崎登一郎、術士術者には星野磯磨・榎本村太郎等にて、戰士には村上土三郎・木村廉作・須藤琢磨・一柳友吉・成瀬轍・小林幸之助・大竹定吉等なり。旗奉行には杉浦左司馬、此の他、軍監、小荷駄奉行、軍醫等加はらざるなく、戸張門より出發す。此の時、佐倉藩も亦知縣事の命に依り、佐貫城詰の槍隊の一部四十名久留里に來着し、我が兵と併せて進軍

す。此の日、柿木臺村に泊し、翌六日知縣事の旅館に達し、即日兵を分けて牛久村へ進めし處、脱賊退散。是に於て、九日久留里に歸陣す。久留里畫報參看。

同年九月十日、柴山知縣事より「一小隊差向けらるべき」旨の急報あり。因て用人岡本卷耳之が隊長となり、銃士杉木瀧磨・塚本雄之助を初め四十名、小隊司令官山本三郎、半隊司令官廣澤次郎、分隊司令官田原治太郎、嚮導梶川捨吉、軍醫坂坂良順、會計篠崎龍助等を率ゐて、上總國埴生郡長南へ出張す。對陣數日にして凱旋す。久留里畫報參看。

因に云ふ。我が藩は海防常備は長沼流にして、鎗鐵砲を用ゆ。尤も、眞田流の外、荻野流武衛流の鐵砲は皆管打に改革す。世間之を新發流と稱す。彦根藩最も早く之を用ゐたりと。又、洋式の軍隊あり。和洋共に熟練なるを以て人呼んで龍虎の備へと云へりと。

藩公 朝命を奉じて上京 天機を伺ひ奉り、且、御支配所變換の事。

明治元年十月六日、藩公 朝命を奉じて東京に參觀せらる。此の時、森左膳・荒木彌惣・紫藤義次郎の三士は部屋住、殊に丁年未滿なれども、砲術に長じたるを以て、特に召され、召し連れられたり。八日、天機を伺ひ奉り、此の月十日、支配所武藏國の高麗郡七ヶ村、此の高千九百三十三石七斗一升二合。入間郡の内二ヶ村、此の高六百四十四石一斗二升五合。榛澤郡の内四ヶ村、此の高千九百七十三石五斗五升九合四勺。幡羅郡の内四ヶ村、此の高九百二十八石二斗九升。兒玉郡の内九ヶ村、此の高千六百八十四石九合四勺。賀美郡の内七ヶ村、此の高千四百四十二石六斗六合。比企郡五ヶ村、此の高九百九十三石八斗二升三合三勺七才。埼玉郡の内六ヶ村、上野國新田郡の内二ヶ村、此の高二千五百四十六石五斗九升四合。上野國新田郡の内二百二十石二斗一升二合。山田郡の内一ヶ村、此の高八百三十七石六斗二升三合五勺。上總國市原郡の内二ヶ村、此の高二千八百八十五石八斗七升五合。夷の内を上知隅郡の内六ヶ村、此の高千五百五十五石二斗。夷の内を上知致し、代知として上總國望陀郡の内を賜はれり。

上總國望陀郡之内

- 一、高八百十六石四斗一合 浦田村
- 一、高七百十九石四斗七升五合 俵田村
- 一、高四百七石五斗九升三合 市場村
- 一、高百十八石五斗五升三合 小市部村

- 一、高三百九十五石八斗八升 青柳村
- 一、高六百二十六石四斗一升一合 箕輪村
- 一、高二百四十八石四斗九升七合 新田村
- 一、高八十二石一斗六合 川田村
- 一、高九十五石五斗二升四合 宗政村
- 一、高百三十八石二斗六升三合 大河原村
- 一、高七十八石四斗三升二合 川窪村
- 一、高千七十五石三斗三合 戸崎村
- 一、高百三十七石六合 岩出村
- 一、高三百四十四石九斗八升三合 寺澤村
- 一、高百十八石四斗八升八合 富田村
- 一、高六十五石八斗九合 愛宕村
- 一、高三百十四石三斗一升六合 怒田村
- 一、高二百八十一石八斗二升八合 大谷村
- 一、高二百十石九斗七升四合 川谷村
- 一、高八十七石九斗三升一合 瀧村
- 一、高十九石三斗六升 堰場村
- 一、高二十五石三斗四升七合 山田村

- 一、高百四十六石七斗七升七合 臺村
- 一、高五百十三石五斗九合 長谷川村
- 一、高八十四石二升一合 熊竹村長谷川村枝郷
- 一、高百三十五石九斗二升八合 奥田村同
- 一、高六百八十一石七斗三升八合 末吉村
- 一、高三百七十一石一斗 三田村
- 一、高八十一石四斗三升八合 砂田村
- 一、高四百二十六石四斗四合 貝淵村
- 一、高九百三十四石一斗六升六合 西原村
- 一、高千八百八十八石八斗七升八合 山本村
- 一、高九十五石七升八合 七曲村山本村枝郷
- 一、高二百四十石九斗一升三合 七曲村藤野村枝郷
- 一、高七百二十一石九升三合 下田橋村
- 一、高四百九石三斗七升三合 二階堂村
- 一、高千二百五十三石四斗六升五合 百目木村
- 一、高千三百五十五石六斗八升二合 眞里村
- 一、高七百七十一石一斗八合 菅野村
- 高合壹萬五千五百五十八石一斗壹合、但舊支配所。

從是明治元年戊辰十一月御引渡相成候 新支配所。

同國同郡之内

- 一、高二千四十五石三斗八合一勺 矢那村
- 一、高四百六十六石七斗二升三合 川原井村
- 一、高二百二十九石二斗九升 林村
- 一、高七十三石五升一合三勺一才 川崎村
- 一、高五百五十二石三斗六合一勺 伊豆嶋村
- 一、高二百一石七斗八升七合五勺 上宮田村
- 一、高二百二十五石 大竹村
- 一、高八十一石七斗五升 下宮田村
- 一、高百五十石四斗五合 玉野村
- 一、高七十二石二斗八升 草敷村
- 一、高百六十二石三斗四升六合 打越村
- 一、高千二百二十二石五斗七升一合 下郡村
- 一、高三百八十五石二斗一升四合 吉野田村
- 一、高五百八十一石四升九合 犬成村
- 一、高二百五十六石一斗一合 大鳥居村
- 一、高六百五十九石二斗七升四合 笹子村
- 一、高二千百八十九石九斗七升八合七勺三才 大鳥居村
- 一、高七十六石七升一合 大成 兩村新田
- 一、高六百四十三石二斗五升三合九勺四才 横田村
- 一、高二百六十六石七斗九升二合 椿村
- 一、高六十二石七斗一升五合四勺 有吉村
- 一、高九百八十一石九斗三升三合 眞里谷村
- 一、高百六十七石一斗六升五合六勺四才 瀧口村
- 一、高六百九十六石一升二合六勺五才 高谷村
- 一、高百六十一石八斗八升一合 永吉村
- 一、高五十三石二斗三升八合 日高新村
- 一、高七十九石二斗七升三升八合六勺 三箇村
- 一、高五十三石二斗三升八合 堂谷村

- 一、高三百石 上根岸村
- 一、高百七十九石三斗六升七合 下根岸村
- 一、高二百七十六石四斗七升八合 田川村
- 一、高百四十五石五斗八升三合 佐野村
- 一、高二百三十三石五斗三升七合 戸國村
- 一、高五十三石九斗一升一合 阿部村
- 一、高百四十八石七斗四升七合 千本村
- 一、高三十七石五斗四升三合 古宿村
- 一、高百石七斗六升三合 鳥居臺村
- 一、高四百三十三石八斗八合 平山村
- 一、高八十二石五斗九升三合 朝立村
- 一、高八十二石九斗五升三合 栗坪村
- 一、高四百五十三石二斗六升五合 向郷村
- 一、高九十一石五斗三升八合 大和田村
- 一、高五十五石一斗九升七合 西野村
- 一、高四十二石一斗七升二合 四ノ宮村
- 一、高三十八石七斗九升二合 宿戸村
- 一、高四十五石五斗九升六合 大野宮臺村
- 一、高百二十石一斗六升四合 大山田村
- 一、高八十七石四斗四合 外ヶ野村
- 一、高三十五石九斗五升七合 菅間新田
- 一、高百一石七斗八升 小瀧村
- 一、高八十五石六斗五升八合 打路木村
- 一、高八十二石六斗五升五合 芋窪村
- 一、高六十九石四斗九升六合 谷郷村
- 一、高百十石二斗四合 柳瀬村
- 高合壹萬七千五百二十三石三斗八升五合二勺八才。
- 但、村數五十八。
- 新舊合高三萬三千八十一石四斗八升六合二勺八才。
- 同月十三日、藩公東京御着輦を奉迎し、翌十四日參内。
- 龍顏を拜し御祝酒を拜戴せり。廿三日、天盃御料理を奉戴せらる。十一月朔、御誓約を拜承し、翌十二月八日御還幸を拜し奉る。時に支配所追々靜謐に赴くを以て、同月十七日、久留里巡邏隊を解かれたり。
- 鶴見一學余に謂ひて曰く、「武州中山四ヶ村は黒田公

御祖先墳墓の地に付、新領の内何れの村にても御引換へ被下度旨、彈正臺へ願書差出したる所、久留里に於ては、中山四ヶ村必要とは思へども、今般御渡しの新領は良村にして、收納に至りては三萬石を越ゆ。因て、中山交換願ひの儀、一刻も早く取消すに如かずと、藩老荒木隼太一騎乗切りにて江戸藩邸に來れり。因て、交換願下げを出したり。其の翌日、彈正臺より豫て願出の中山四ヶ村の儀、祖先墳墓の地たるを以て、無代價にて下戻すとのことなりき。然れども交換願下戻請願中なるを以て、之を請くることを得ざりしは遺憾なり云々。

藩公封土奉還を聞届けられ、久留里藩知事に任せらるゝ事。

明治二年三月十八日、藩公封土奉還の表を辨事宛に差出されたり。

謹テ申上候。臣弱冠非才ニシテ未ダ事務ニ洽カラズ。況哉天下ノ大事ヲ議スルニ足ラン。然ト雖、列

藩時勢ヲ斟酌シテ其封土ヲ致スト傳承仕、感激ニ不堪。臣ガ封土ニ於テモ亦列藩同軌ノ御處置被ニ成下候様奉願候。誠恐誠惶。頓首謹言。

己巳三月十八日

黒田筑後守直養

辨事 御中

然るに、六月廿日、藩公久留里藩知事を命ぜられ、此の日、曩に建言せられし封土奉還を聞届けらる。

黒田筑後守

今般版籍奉還之儀ニ付、深ク時勢ヲ被レ爲レ察、廣ク公議ヲ被レ採、政令歸一之思召ヲ以テ言上之通聞食候事。

六月

行政官

是に於て、一藩の投票を以て大少参事を撰定せらる。

是までは家老用人等君公の御撰になりし者なるが、時勢を酌量あらざせられ、廣く一藩投票撰舉の方法を施行せらる。因て門閥を問はず、藩に重望ある者を撰むこととなりき。然るに當時文筆ある者を専用として投票せしを以て、俄に家になりき。其の姓名左の如し。

十一月宣下あり。

大参事 水沼軍右衛門 後軍藏と改む。實名 泰極。

十一月宣下を蒙りし處、御規仰せ出され解官。翌三年十月更に權大参事となる。

- 同 千葉 圭三 實名常通
- 同 森格左衛門 後格藏と改む。實名 光新。
- 同 同上少参事となる權大参事 鶴見 一學 實名以敬
- 同 田丸 惠作 後謙藏。實名 文彬。
- 同 寺田 疇平 實名 寛懷
- 同 廣澤 吉郎 實名 俊徳
- 同 村田 瑜太郎 實名 光照
- 同 篠崎 龍助 實名 廣胖
- 同上に付退職を命ぜらる
- 少参事 岡本 卷耳 實名 正方
- 同 増田 鍊曹 實名 常業
- 知事公直に當撰者を召し、追て太政官より宣下之ある旨を示し、各々事務に就かしむ。宣下年月日等姓名の頭に載す。尋いで屬官を命ぜらる。左の如し。拜命辭職年月不詳。故に茲に略す。
- 大屬 岡本 卷耳 實名前 堀内 峰右衛門 實名 貞壽。
- 權大屬 松田 幾母 實名 久保 傳藏 永類 反町 與左衛門

門 榮士と改む。實名 秀實。香取 壯右衛門 壯藏と改む。山田 循 輔 實名 慈敬。

- 少屬 菊地 恭三 實名 武常 平林 丈右衛門 勉と改む。實名 吉田 整 實名 惟恭 鶴見 東馬 實名 以貴 出口 丈平 實名 明俊 堀内 傳之助 實名 貞利 粕谷 衛助 實名 宗忠 山崎 庄兵衛 實名 左平と改む。高橋 壯吾 實名 常延
- 權少屬 出口 要輔 實名 明則 梶内 尾之吉 實名 貞吉 廣瀬 亮吉 實名 好忠 鳥居 力藏 實名 知近 黒川 徳兵衛 實名 勝之 原 廣右衛門 實名 陳善。清水 三平 實名 徳修 豐藏 晉藏 實名 元道
- 平野 八六 實名 義徳 鈴木 好助 實名 當徳 月崎 喜兵衛 實名 喜平と改む 史生 石江 清助 實名 政紀 關元 勝彌 實名 周親 秋元 丈助 實名 賢行 和田 晋三 實名 義徳 増田 太四郎 實名 常長 北村 裕吉 實名 道成 川俣 源藏 實名 堅之 宮田 源四郎 實名 宣中 吉村 房吉 實名 政從 安西 千次郎 實名 利行
- 應掌 杉木 瀧磨 實名 道茂 須藤 琢磨 實名 高長 椎津 忠藏 實名 一貫 松井 十太 實名 信敏

費舎職員左の如し。

教師 伊藤誠齋行藏と改む。實名俊明。

助教 神山英五郎實名義明 鈴木明助實名重筠

助教見習兼 粕谷辰三郎實名宗禮

句讀師 榎本杵太郎實名政廬(洋學) 須藤琢磨(出前、修業に付辭職) 廳掌

とな 森勇之丞勝藏と改む。實名 村松翁實名長月 土岐

兼藏實名 出口治太郎實名 田村岩吉實名久正 出口力

衛察(大阪兵學) 寺田銚太郎實名寛容 山田莊太郎實名義 月

崎喜惣治實名永賢 久保縛藏實名出前(權大) 屬に擧げらる

副句讀師 國友清之助 鈴木省吾 三隅新太郎(大阪兵學試驗に付辭職)

此外給仕以下卒長及び定番等茲に略す。

同年七月四日、藩公參内 龍顏を拜し、天盃を賜は

り、且、勅語を蒙る。勅語を左に謹掲し奉る。

朕嚮ニ汝百官群臣ト五事ヲ掲ケ天地神明ニ質シ綱紀

ヲ皇張シ億兆ヲ綏安スルヲ誓フ然ルニ兵馬倉卒未タ

其績ヲ底サス朕夙夜上ハ以テ神明ニ畏レ下ハ以テ億

兆ニ慙ツ今ヤ乃チ親臨汝百官群臣ヲ朝會シ大ニ施設

スルノ方ヲ諮詢ス是神州安危ノ決今日ニ在リ誠ニ宜

ク腹心ヲ披キ肺肝ヲ表シ可否ヲ獻替スヘシ朕將ニ勵

精竭力大ニ經始スル所アラントス汝百官群臣ソレ勗

哉

明治二年己巳四月

此の月廿三日、久留里に歸らる。

按ずるに、明治史要己巳九月十四日、蝦夷戰功(箱

館)賞典祿に浴したるもの各等差あり。右附錄戊辰

己巳征討兵員并に死傷表の内、

兵 員 死 傷 藩主邑主隊艦

凡二百三十六人 黒田 直養

己巳六月七日公卿諸侯を華族と稱す。諸藩石數并に

知事家祿表の内。

久留里藩總上享祿三萬石。現石一萬千三百三十六石四二

一。家祿千百二十二石六四二一。知事 黒田直養後

とあり。参考の爲め、爰に附記す。

知事公より年賀狀差出さるゝ事。并に城下

出火、市中取締、藩制改革等の事。

明治三年正月、知事公より御年賀狀を辨官まで差出さ

れたり。

聖上益 御機嫌克被遊御越年、恐悅至極奉存候、右

年始之御祝儀奉申上度、宜敷御執奏奉願候。以上。

正月元日 久留里藩知事 黒田直養 花押

辨官 御中

二月八日、城下市場町失火。是に於て、大少參事を

初め諸士一同戸張門及び安住上木戸へ詰め、參事指圖

を爲し士卒をして消防に従はしむ。光新日記に、二月八

日、今曉七ツ時下町

軍器方幸族山清太郎借家より出火、上町土屋源藏宅にて消

し留む。尤も、同家出店は類焼し、六ツ時頃鎮火。自分共初

め一同安住へ相詰む。尤も、月番兩人共戸張門へ詰め居り候。

諸士へ火掛りを申達し、御隠居様へ御機嫌を伺ひ、諸士火掛

り致し候。姓名帳司憲へ差出す。追て賞與を賜はることな

り。類焼の面々へ不取敢一粥を被下。其の後、郡司より申出

により翌朝モツソウ一本づつ被下。類焼家續四十七軒、新町

湯屋五兵衛共本家九十二棟、土藏十四棟、漆屋七十三、都合

棟數百八十。外に高札場一ヶ

所、下町薩小借家長谷川三郎六月東京市中取締命ぜらる。

久留里藩 半 小隊

第二大隊區五ノ區取締申付候事。但、烏山藩ト交代

可致事。 庚午六月 東京府

自今第二大區五ノ區取締申付。烏山藩ト交代候條、

市中取締隊長エ申付候間、爲心得相達候事。

東京府

久留里藩

是に於て、遠藤百八を隊長に、梶川民彌を副隊長に

仰せ付けらる。其他、出役の者には廣瀬登喜尾、小

林堅之助、河村銳造、星野磯磨、梶川政造、一柳友吉、

今井亮太郎、吉田鍊太郎、根村金治、村上福待、高橋

岩太、村田久助、若林銈三郎、篠崎孫右衛門、小川大

助、中村彈藏、關谷喜一等にして、廿七日久留里を出

發せり。以後時々交代すと雖も、茲に略す。

按ずるに、「市中取締御場所附」と題する書に、「五

區芝神明前邊より濱松町中門前新あみ邊、從五位黒

田筑後守」とあり。又、按ずるに、御持場は初め芝南

佐久間町邊にして、後、本所砂村に轉せられたり。其

の時、市川及び中川流水に生首の浮ぶを拾ひ揚ぐる  
 數個あり。因て探偵せし處、水戸市川三左衛門の黨各  
 所に潜匿し居るを發見し、斬殺し、首級を川中に投  
 じたるものなりと云ふ。参考の爲めに之を記し置く。  
 十一月十五日朝五ツ半時、藩主、一同を三之丸に召  
 され、知事公御用所に出座ありて、今般藩制改革の事  
 を示され、史生之を朗讀し、畢りて後、其の書類司憲  
 役所前に出され、猶ほ拜見を仰せ付けられたり。十二  
 月十六日、陸海軍資金を差出す。左の如し。

陸海軍資金上納

正租稅壹萬千百貳拾六石四斗貳升一合

千百拾二石六斗四升二合一勺 知事家祿

五百石六斗八升八合九勺五才 陸軍資

五百石六斗八升八合九勺五才 海軍資

但一石ニ付金八兩百九十文割

此金千三百六十六兩三分貳朱錢六百二十文

右當十二月分陸海軍資金書面の通上納仕り候以上

庚午十二月十六日 久留里藩

辨官御中

尋いで藩制改革現石分配明細書太政官布告五百七十九  
號に依り編纂せしもの  
 を差出す。左の如し。

藩制改革現石分配明細書

子ヨリ辰マデ五ヶ年平均 現米壹萬八百五拾五石五

斗四升四合

同上 永貳千六百六十七貫拾七文

此現米貳百七十七石八斗七升七合 但 石八兩立

二口 現米一萬千二百六十六石四斗二升一合

内 十分一 現米千二百六十六石四斗四升二合一勺

残り 現米一萬十三石七斗七升八合九勺

此十分一 現米千一石三斗七升七合八勺九才

内 現米五百石六斗八升八合九勺五才 海軍資

現米五百石六斗八升八合九勺五才 陸軍資

再殘現米九千二百四斗壹合壹才

内 官祿 現米九十石、知事。五十四石、大參事。

四十五石、權大參事。二十七石、少參事。十四石四

積ニ候。

知事家祿

斗、大屬。九石、權大屬。五石四斗、少屬。四石五  
 斗、權少屬。三石六斗、史生。三石六斗、廳掌。

此官祿現米五百八拾四石壹斗

現米四千四百七十八石、士族二百八十八人祿。五百四

十四石、卒八十八人祿。二百二十石、小者百人分給使

付共。百八石、士族養老賑恤米。

學校 現米九石、教授一人。十石八斗、助教三人。

十二石六斗、句讀師七人。

軍事 現米十四石四斗、監察一人。十八石、守備官

二人。十六石二斗、小隊令官三人。二十一石六斗、

補備長六人。八石一斗、嚮導三人。

但學校軍資之儀ハ追而御一定之御規則被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候

趣ニ付夫迄ノ處從前之儘差置相改不<sub>レ</sub>申候

現米七百石、廳費諸費之見込。五百石、藩中并ニ東

京邸營繕其外諸費之見込。三百石、管轄中養老救荒

賑恤之見込。百石、管轄中水利堤防橋梁等ノ見込。

百五十石、學校并ニ種痘所諸費ノ見込。百十石、牢

獄諸費ノ見込。

右總計 現米一萬五百八十八石八斗一升九合九勺九才

差引殘 現米六百七十七石六斗一合一勺

但藩債高六萬八千二百兩餘三十年賦元利共支消ノ

積ニ候。

右之通り御座候。以上。

庚午十二月

久留里藩

廣澤參議暴殺事件。并に勅語の御請。尋い  
 で藩知事を免され、居を東京に移す事。

明治四年正月九日、兇賊、廣澤參議を傷く。因て仰  
 せ出されに基き、翌十日届書を差出さる。左の如し。

昨九日曉、何者共不<sub>レ</sub>知、廣澤參議邸エ忍入、御同

人へ深手ヲ爲<sub>レ</sub>負、逃去候趣、右ニ付、仰出ノ趣奉

レ畏候。依<sub>レ</sub>之、東京邸内主々及私塾生徒ニ至ル迄、

嚴密相糺候處、同夜外出ノ者勿論、疑敷者無<sub>レ</sub>御座

候。此段、御届申上候。以上。

辛未正月十日

久留里藩

辨官御中

同月廿二日、知事公東京府貫族となり、且、東京住居を命ぜらる。此の時、御隠居直和公御病氣に依て移轉猶豫の願差出さる。

今般、華族東京住居被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候處、妻儀、私在职中其儘藩地ニ差置申度、并ニ隱居從五位、出京住居爲<sub>レ</sub>仕可<sub>レ</sub>申之處、同人儀、昨年秋中ヨリ病氣ニ而、甚難儀仕候。尤、其後少々宛快方候へ共、未ダ腰部不自由、歩行モ難<sub>二</sub>出來<sub>一</sub>候間、可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>儀ニ候ハ、全快迄藩地ニ差置、療養爲<sub>レ</sub>仕度、此段、奉<sub>レ</sub>願候。以上。

辛未正月廿八日 久留里藩知事 黒田直養

辨官御中

三月四日、管内市場町字澤向牢屋怪火のために焼失す。入牢者十四人焼死す。十日、東京出張の兵員、神宮藩と交代して、一同歸藩。五月、戸張政廳落成して之に移り、宣政局等の名稱を廢し、以來「藩廳と可<sub>レ</sub>申」旨、仰せ出さる。是に於て、三之丸殿宇の一部を學校となし、大手より轉費せしめ、句讀師兩人づつ宿直を命ぜらる。

る。學制沿革七月三日、故廣澤參議變事に付、猶勅詔仰せ出され、右に依て請書差出さる。

廣澤參議變事請  
當二月廿七日被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候故廣澤眞臣之變ニ付、詔書之御趣旨奉<sub>レ</sub>敬承、恐惶至極奉<sub>レ</sub>存候。依<sub>レ</sub>之、管轄内嚴重探索仕、不審之者立入候ハ、速ニ搦捕候様、盡力仕候。右御請申上候。以上。

久留里藩知事 黒田直養

辨官御中

此の月十五日、東京詰少參事鶴見一學參内、大廣間に於て廢藩置縣の詔書を賜はる。

朕惟<sub>レ</sub>ニ更始之時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ萬國ト對峙セント欲セハ宜シク名實相副ヒ政令一ニ歸セシムヘシ朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム然ルニ數百年因襲ノ久シキ或ハ其名有テ其實學ヲサル者アリ何ヲ以テ億兆ヲ保安シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス是務テ冗ヲ去リ簡ニ就

キ有名無實ノ弊ヲ除キ政令多岐之變無ラシメントス

汝群臣其<sub>レ</sub>朕カ意ヲ體セヨ

明治四年辛未七月十四日

即日、知事公本官を免ぜらる。尤も、大少參事以下是迄の通り事務取扱ふべき旨、達せらる。

今般、藩ヲ廢シ縣ヲ被<sub>レ</sub>置候ニ付テハ、追テ御沙汰候迄、大參事以下是迄ノ通り事務取扱可<sub>レ</sub>致事。

辛未七月

太政官

爾來、久留里縣と稱す。十八日、東京府貫族御掛りより呼び出しに付、東京詰少屬鶴見東馬罷り出でたる處、舊知事歸京の御達し之ありき。

別紙ノ通り被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候ニ付、此段相達候事。

未七月

東京府

從五位黒田直養殿

今般、諸藩被<sub>レ</sub>廢候ニ付テハ、元知事ノ通ニ御用有<sub>レ</sub>之候條、一同九月中歸京、此段可<sub>二</sub>相達申<sub>一</sub>候事。

辛未七月

太政官

因て、請書差出さる。

雨城の夢

被免本官御請

私儀被<sub>レ</sub>免<sub>二</sub>本官<sub>一</sub>候段、於<sub>二</sub>久留里表<sub>一</sub>拜承、奉<sub>レ</sub>畏候。右、御請申上候。以上。

辛未七月廿一日

從五位 黒田直養

太政官御中

歸京被<sub>レ</sub>仰付候御請

今般藩被<sub>レ</sub>廢候ニ付テハ、御用之儀御座候間、來ル九月中歸京可<sub>レ</sub>仕旨被<sub>レ</sub>仰渡、於<sub>二</sub>久留里表<sub>一</sub>拜承、奉<sub>レ</sub>畏候。右、御請申上候。以上。

辛未七月廿一日

從五位 黒田直養

東京府御中

茲に、久留里城郭追々破壊して、營繕行届かざるより、八月十六日、廢城の伺書を差出す。

廢城伺

當縣城郭門塀墮壘大破ノ場所、修補不行届<sub>二</sub>候間、破損之儘營繕不<sub>二</sub>差加<sub>一</sub>、樓櫓等ハ破損ニ從而、追々取毀候テモ不<sub>レ</sub>苦候ヤ。此段奉<sub>レ</sub>候。以上。

辛未八月

久留里縣

大藏御省

其の後、指令ありて城門番卒を廢す。九月朔、舊知事直養公朝命を奉じて不日東京に移らる。是に於て、舊臣一同を三之丸大溜に召され、懇篤の命を蒙る。其の略に曰く、

全封土奉還後知事と爲り、勤務僅にして本官を免され、今又朝命を奉じて不日東京に移らんとす。是に於てや汝等と離居眷戀の情堪へ難し。然りと雖も、豈、朝詔に背かんや。希くは自今汝等能く朝旨を遵奉し、忠誠を勵むべきこと。

是に於て、御料理を拜戴す。舊臣も亦他日物を獻じて從來の鴻恩を謝し奉る。八日、直養公御出發。此の時、大少參事は勿論、家令家扶家從等、内務所從來奥にして、俗に御休息と稱せし所。に相詰め、御暇乞を申上げ、上大屬より以下史生に至る迄は三之丸廣小路に、非役の諸士は戸張廣小路に並列して、之を送り奉る。時に、或は詩を賦し、歌を詠じて、お別れを惜しみたり。外に、兵員一隊願ひによりて城外天王原迄奉送したり。尋いで御

隱居直和公御發駕、亦斯の如し。

祿制改革して冗費を除き、且、天長節及び大嘗會等に祝酒を賜はりし事。

豫て東京詰參事より、舊諸藩の振合を申越されたり。依て、之に倣ひて實行せらるゝ事となり、九月十五日、嫡祿を廢して一戸一祿となす。此の時、非役の銃卒は永の暇を賜はれり。尤も一人につき粗六俵づつ之を下さる。又、嫡子に至りては、更に御雇となりて各々二人扶持を賜はり、學校句讀師、或は兵員を勤むる事となれり。聞く、銃卒は元一期抱への足輕なり。故に冗費を除く爲に永の暇を賜はりしものなり。又聞く、鶴舞藩に至りては、卒族を士族に編入して、一人も暇を出せしものなし。又、佐倉藩にては嫡祿を父の持高へ加へ給ひて、一戸一祿としたりと。我役員は東京より申越二十日、天長節に付、大少參事縣廳に於て之を拜賀し、御酒肴料を賜はる。

天長節御祝酒御禮狀

天長節ニ付、奏任判任等外迄御祝酒下賜、難有仕合奉存候。右御禮申上候。

辛未九月二十二日

久留里縣

式部寮御中

十一月十四日、久留里縣廢せられ、木更津縣貴族となる。廿八日、大嘗祭豊明節會を行はせらる。此の時神祇省より告諭達せらる。

大嘗會に付、先般太政官御布告有之候處、左ノ通り重キ御趣旨ニ付、此旨地方末々ニ至ル迄無シ洩深切可ニ申諭候事。

辛未十二月 告諭

神祇省

大嘗會ノ儀ハ 天孫瓊々杵尊降臨ノ時 天祖天照大神詔シテ豊葦原瑞穗國ハ吾御子ノ所知國ト勅シ玉ヒ乃齋庭ノ穗ヲ授ケ玉ヒシヨリ 天孫日向高千穗宮ニ天降りマシノ始テ其稻穗ヲ播テ新穀ヲ聞食ス是レ大嘗新嘗ノ起原也是ヨリ 御歷代年々ノ新嘗祭アリ殊ニ御即位繼體ノ初ニ於テ大嘗ノ大義ヲ行ヒ玉フコトハ 新帝更ニ斯ノ國ヲ所知食シ 天祖ノ封ヲ受ケ玉フ所以ノ御大禮ニシテ國家第一ノ重事タリ其義本

月卯日宸儀忝ク 天祖天神地祇ヲ饗祀マシノ辰日高御座ニ御シテ新穀ノ饗饌ヲ聞食シ即酒饌ヲ百官群臣ニ賜フ是ヲ豊明節會ト云フ夫レ穀ハ 天祖ノ授與シ玉フ所ノ生靈億兆ノ命ヲ保ツ所ノモノニシテ 天皇斯生民ヲ鞠育シ以テ其恩頼ヲ報シ天職ヲ奉シ玉フ事斯ノ如シ、然則大嘗ニ於ケル天下萬民謹ミテ 御趣旨ヲ奉戴シ當日人民休業各其地方産土神ヲ參拜シ天祖ノ德澤ヲ仰キ隆盛ノ洪福ヲ祝セスンハアルヘカラサル也 奏任以下酒饌を賜はる前の如し。

木更津縣廳に於て新正拜賀。尋いで舊城樓櫓等を毀つ事。并に貫屬取締より正副戸長へ引繼ぎの事。

明治五年壬申正月二日、舊權大參事森光新士族總代として官服着用、木更津縣廳へ午前八字、元各縣參事元櫻井縣大參事近藤貞幹・金子正路、少參事中山安敏・倉橋勝升、大屬黒澤行言、佐貫縣大參事石田久靖、鶴牧縣權大參事本田正和、大多喜縣權大參事矢野勝義、飯野縣權大參事織本俊道、花房縣少參事大久保好伴、長尾縣少參事石井述、館

山縣少參事伊東祐之、一宮縣權大屬原爲春、菊間縣大屬神田澤吉、加知山縣大屬窪田光春、松尾縣大屬川副勝善、鶴舞縣權大屬馬杉央、小久保縣權大屬栗橋直。等と共に登廳、權令柴原和出座、一同敬禮新正を賀す。退廳の後、左の達あり。各縣申合セ四縣一人ヅツ明後日ヨリ木更津表ニ詰メベキ旨ナリ。

因て各縣申合せ、久留里に於ては香取壯藏・堀田傳之助・豐藏彌三・田島彌太郎・吉村房吉・増田太四郎・黒川徳平・山崎庄平・鈴木好助等、交るゝ出張し、舊縣を引繼ぐ。此の他山田循輔等臨時出張、悉皆相済みたりき。二月三日、水沼泰極・森光新貫屬取締を命ぜられ、前管内限り久留里組と稱せらる。

水沼泰極  
森光新

當分木更津縣貫族久留里組取締申付候事。

木更津縣

元久留里縣貫族土族卒自今木更津縣貫族ト相稱シ、管内限り久留里組ト唱へ可レ申事。

壬申二月

木更津縣

十五日、兵部省官更木村信卿・徳久陸軍大尉・別喜道和三名來り、川端久左衛門宅を旅館となし、舊城を點檢し、樓櫓殿閣等廣く入札を以て拂ひ下げらる。是に於て城郭毀ちて桑田となる。三月五日、管内戸籍編製區畫を定められ、久留里第五區一劃に編入し、戸長副戸長を置かる。先に投票を縣廳へ出し、今回千葉篠崎等委しくは戸籍取扱。拜命せしが、病氣辭表を出すものあり。所日記に載す。十一日、神武天皇祭典に付、舊縣廳に於て遙拜の式あり。五月十五日、木更津縣屬東重胤來り、銃砲の取調べをなす。二十七日、従前は通稱實名並び用ひ來りしが、自今一名相用ゆべき旨達せらる。第四百十九號

從來通稱名兩様相用來ル輩、自今一名タルベキ事。

壬申五月七日

太政官

是に於て、一般一名となる。六月四日貫屬取締差免。是迄貫族取締の取扱たる事件の重なる課目は、世襲の者從來番代抱替等の名義に付、給祿宛行云々。舊縣廳附屬の建物預けらる。貢米地拂云々。久留里城郭及び舊縣廳坪數取調、戰分無之届。學校及び附屬の物預けらる。城郭兵器取調、家督相續伺、飯米の件、各府縣貫族家祿、神官選舉の數事なりき。

久留里組貫族取締

水沼泰極

森光新

當分久留里組貫族取締申付置候處、差免候事。

但、先般相預置候舊縣廳附屬建物、并ニ貫族土族身分ニ屬シ候書類等、悉皆其居住地ノ戸長副戸長へ引

送可レ申事。

壬申五月晦日

木更津縣

是に於て、六月五日正副戸長へ引渡し、初めて町村部に入る。

因に、去る明治六年癸酉六月十五日、木更津縣を廢し、千葉縣に屬す。

雨城之夢(終)

前掲「雨城の夢」には、著者森勝藏自筆の稿本と及び筆者不明の寫本とある。兩書殆んど同一で、たゞ後者が稿本の字句を少しく修正し、且、重複の箇所二三を削除したに過ぎない。こゝに採録したのは、寫本を底本とし、稿本を以て校訂を加へた。但し、久留里藩方向決定の城中會議に基いて一藩意見を徴した時（四八頁参照）の諸士呈出書面が本文中に掲げられてゐるのに、何故か要路重臣の意見書は一も見えないので、右書面は悉く省略した。又、文中數箇所を参考のため「明治史要」の文を引用してあるが、直接本記事に關係ないものは削除し、稿本巻首に「雨城篇」と題する長古詩あるも、これ亦書中の記事を叙述したものに過ぎぬゆゑ割愛した。

なほ、福田道直が使を久留里藩に遣して向背を問うた時（四七七頁参照）藩主黒田公に贈つた書面は、東海道總督府の記録にも、久留里藩の文書にも見當らないのであるが、圖らずも撤兵隊一參謀の日記中から發見したので左に掲げる。

久留里城主黒田伊勢守足下。足下祖先以來莫大ノ恩祿ヲ賜ハリ、徳川氏衰運ノ時ニ至リ 朝命トハ申テラ 主家ヲ捨テ 王臣ト成ラレ、一國ニ領封保存之術ヲ爲シ候段、皇國人倫ノ道ニ於テ有之間敷所行、畢竟罰 難遁候。自然志ヲ改メ、君臣共ニ脱走致シ、當義軍府ノ差圖ニ隨ヒ、徳川氏ノ爲ニ奉公致候ハ、寛大ノ 所置モ可レ有之候得共、尙後榮ヲ祈リ躊躇致候ニ於テハ、上ハ 皇帝、下ハ萬民ニ對シ、人道未ダ不レ滅事 ナ可レ令レ知候間、理義熟考、明正九ツ時迄確乎不拔之答可レ被ニ申聞一事。

## 眞忠組浪人討伐始末

### 見聞集

浪士共より差出候廻文之寫書。

以書付一申觸候事。

【解説】 文久三年（二五二二）十一月中旬から翌元治元年一月十七日までに亘り、楠晋次郎正光を首領とした浪士の一團が、上總山邊郡小關村新開（今の山武郡片貝町大字小關）旅人宿大村屋伊八方を本據として兵亂を起した。所謂「眞忠組事件」で、土地の人は「大村屋騒動」又は「片貝浪人騒ぎ」といつてゐる。時に別動隊も茂原の東光院に三浦帶刀を將とし、八日市場の福善寺に山内額太郎を將として、尊王攘夷救民を稱へ、附近富家から金穀兵器等の強奪相踵いたが、幕命に依り出動した岩代福島の板倉内膳正勝顯、下總佐倉の堀田鴻之返陸繼、同多古の松平豊後守勝行、上總一ノ宮の加納備中守久宜、并に八州巡吏のために討伐され、首領以下七名戦死、十名捕斬された。片貝町近く作田河畔には、「楠晋次郎三浦帶刀之墓」と誌された墓石がある。今こゝには、筆録者不名の「見聞集」、「元治元子年春上關騒動人數落着」及び八日市場町椎名喜七氏の物した「片貝騒動」の三篇を合せて、假に「眞忠組浪人討伐始末」と名づけた。なほ、この外にも、「楠晋次郎一件」「文久治録盛衰黒戸夢」などの寫本もあるが、確實な文書とは認められぬから割愛した。（稻葉）

眞忠組浪人討伐始末

抑、我等儀は、報國赤心同盟之義士にて、爲ニ國家一 身命を投じ、萬民の困窮を免れしめんの外無ニ他事。其 旨趣は、嘉永年間夷船來泊し、陽に和親を説き、陰に 國郡を併呑せん事を工み、貿易を名として威すに數國 を以てす。此時既に御打攘之御廟算雖レ有レ之、治平連 綿たる御時節、武備御手薄に付、假定約を結び、其内 講武習戰之上、御攘夷可レ被レ爲レ在之御趣意ゆゑ、右接 戰之上は、我等微忠之志を盡さんと、同盟相結び罷在 候處、兎角御手延而已相成候に付、夷賊は愚民姦商を 惑し、利を以て誘引し、皇州日々有用之財を奪ひ、夷 國無用之品物を高價に賣り、國民之困窮、内患之生ず るも不レ願、國政を相預る重き官人ら、賄賂に魂を奪は れ、下民之苦みをも不レ察に付、忠義之武士は爲レ役命 を落し、恥を知るの輩は作病して役を辭し、於レ茲國司



卯上刻過、當御出役様御手一同、板倉内膳正様御人數捕方として御越之節、手向致候に付、御打果に相成、私共爲御立會ニ死骸御見分被遊候處、書面之通相違無御座候。依之印形差上申候。以上。

文久四年正月十七日

今川要作御支配所上總國山邊郡  
小關村新田名主伊八出府ニ付代

百姓代 五郎右衛門  
差添 辨次郎

關東御取締御出役

馬場 俊 藏様  
渡邊 慎次郎様

前書之通り、死骸追而御沙汰有之候迄、村方へ假埋被仰渡、承知奉畏候。依之繼添以請印形差上申候。以上。

右 五郎右衛門  
辨次郎

正月十七日逝去候黨類之内、馬場俊藏様御手先之者、

片貝村ニテ召捕ニ相成候囚人壹人。

本間久次郎知行所上總國山邊郡

片貝村百姓吉右衛門忰市五郎事

當時 齋藤市之助

子二十歳

同日七頃、御同人御手先之者、廣瀬村ニ而召捕候囚人貳人。

川口與八郎知行所テ國同郡堀

上村百姓庄七郎忰吉五郎事

當時 首藤大九郎

子廿六歳

阿倍四郎兵衛知行所同國武射郡

松ヶ谷村百姓源右衛門忰吉五郎事

當時 里見忠次郎

同十八日、御取締駒崎清五郎様、大綱へ御越之道にて召捕候囚人壹人。

阿部越前守組與力給知同國山邊郡

薄島村無宿六右衛門事

當時 山内額太郎

子三十八歳

右四人板倉様へ御預に相成、入牢致居候處、同廿三日堀田様へ御預に相成候。

同十七日、小關村新開より逝去候黨類左之通り、

遠藤森九郎。樋口小四郎。桑田幸作。飛驒定太郎。

東口長作。西郷五郎左衛門。今泉定七。佐久間清一郎。

篠崎直次郎。松戸初太郎。並木巳之五郎。石川千代松。

中川爲次郎。伊藤國之丞。小高兼次郎。荒井半。橋本權次郎。

拾九人

正月十七日、加納備中守様御人數、浪士共茂原村藻原

寺塔中法光院に逗留致居候に付、御召捕方として御越

被成候處、逝去候に付、追懸、近村にて召捕候者共。

三浦帶刀。大木八郎。千葉源次郎。大高泰助。大山重助。

(討捨)矢野重吾。

其餘黨類逝去候旨、翌十八日朝馬場様へ御届有之、御

取締中川孫市様八日市場にて召捕候囚人。

増田八郎。外二人。

眞忠組浪人討伐始末

○ 小關村新開伊八方に罷在候浪人場所諸雜物取調書上之寫。

- 一、金六拾壹兩三分貳朱と百文、但、貳分判壹分銀壹朱銀取交。
- 一、鐵砲拾壹挺。但、玉目貳匁五分位より四匁迄。
- 一、種鳥短筒壹挺。但、玉目三匁五分。
- 一、ヒストン筒壹挺。但、玉目貳匁五分。
- 一、塗木弓 三張。 一、重藤弓 貳張。
- 一、矢 八本。 一、弓掛 一ツ。
- 一、長刀 壹挺。 一、脇差長刀 八振。
- 一、鎗 三本。 一、鎖帷子 一枚。
- 一、鎗身 三本。 一、矢ノ根 五拾本。
- 一、かぶら矢ノ根 貳本。 一、鉛玉 百九拾四。
- 一、玉鑄形 四挺。 一、鉛 五貫百目。
- 一、白鞘刀。但、身長貳尺五寸五分。來國俊と銘有之。
- 一、同刀。同貳尺五寸四分。勝光と有之。
- 一、同脇差。同壹尺七寸。近江守藤原繼廣と有。

二人姓名を缺く

矢野重吾は矢野重郎の誤

- 一、同刀。同貳尺貳分。越中守藤原則休と有。
- 一、同。同貳尺五分。奥州會津下坂と有。
- 一、同。同貳尺三寸五分。無銘。
- 一、同。同貳尺貳寸。長船住則光と有。
- 一、同脇差。同壹尺九寸壹分。菊一文字金重と有。
- 一、拵付刀。身長貳尺六寸五分。萬延紀元庚卯開夏應需武内正胤相州鎌倉住國秀鍛之と有。鏢木瓜縁頭鐵唐獅子目貫兎、柄糸紺。
- 一、同刀。長貳尺五寸五分。鏢鐵角柄糸茶縁頭赤銅草目貫赤銅河骨。
- 一、同脇差。長壹尺五寸五分。鏢眞鍮木瓜縁頭赤銅龍目貫馬柄糸白。
- 一、同。長壹尺八寸五分。武州下原住廣重と有。鏢鐵丸縁頭赤銅水草目貫牛柄糸紺。
- 一、同。長壹尺貳寸五分。鏢鐵丸縁頭赤銅金花籠柄糸茶。
- 一、同。長壹尺七寸五分。鏢鐵木瓜浪千鳥彫縁頭四分一目貫獅子柄糸茶。
- 一、同。長壹尺壹分。鏢鐵はみ出し縁頭鐵鯨目貫丁子車柄糸黒小柄四分一龍。
- 一、同。長壹尺貳寸五分。鏢鐵丸縁頭鐵山水彫目貫菊柄糸黒。
- 一、同。長壹尺四寸三分。鏢鐵丸縁頭鐵水草彫目貫人物柄糸黒。
- 一、同。長壹尺壹分。鏢鐵無地木瓜縁頭四分一くり形目貫揚子木柄糸緞子小柄四分一。
- 一、同。長壹尺壹寸七分。鏢赤銅無地丸縁頭赤銅目貫稻穂柄糸茶。
- 一、同。長壹尺貳寸貳分。鏢鐵浪彫縁頭赤銅目貫牡丹柄糸紺。
- 一、同。長壹尺四寸三分。鏢鐵丸縁頭赤銅七々子目貫稻穂柄糸黒。
- 一、同。長壹尺貳寸四分。鏢鐵丸縁頭鐵山水彫目貫唐草柄糸黒。
- 一、同。長壹尺壹寸貳分。鏢鐵波すかし彫縁頭鐵目貫帆懸船柄糸黒。

- 一、同。長壹尺貳寸五分。鏢鐵木瓜縁頭赤銅柄皮卷目貫魚小柄赤馬彫。
- 一、同。長壹尺九寸四分。鏢鐵丸縁頭鐵角卷かけ目貫赤龍柄糸黒。
- 一、同。長壹尺七寸。鏢鐵丸縁頭鐵象眼目貫ほうん柄糸黒。
- 一、同。長貳尺三寸七分。鏢鐵丸赤銅覆輪鐵縁頭角卷かけ柄糸茶目貫花鳥。
- 一、同脇差。長壹尺貳寸五分。鏢鐵丸浪彫縁頭鐵目貫飾り柄糸黒。
- 一、同刀。長貳尺壹寸。鏢鐵木瓜縁頭四分一太刀作柄糸紺目貫花。
- 一、同脇差。長壹尺九寸。鏢鐵縁頭鐵太刀作柄糸紺目貫馬。
- 一、同。長壹尺八寸四分。鏢鐵象眼入縁頭赤銅目貫龍柄糸黒。
- 一、同。長壹尺四寸八分。鏢鐵角縁頭鐵柄糸茶目貫人物。
- 一、同。長貳尺壹分。鏢鐵はみ出し縁頭鐵鯨目貫丁子車柄糸黒小柄四分一龍。
- 一、同。長壹尺貳寸五分。鏢鐵丸縁頭鐵山水彫目貫菊柄糸黒。
- 一、同。長壹尺四寸三分。鏢鐵丸縁頭鐵水草彫目貫人物柄糸黒。
- 一、同。長壹尺壹分。鏢鐵無地木瓜縁頭四分一くり形目貫揚子木柄糸緞子小柄四分一。
- 一、同。長壹尺壹寸七分。鏢赤銅無地丸縁頭赤銅目貫稻穂柄糸茶。
- 一、同。長壹尺貳寸貳分。鏢鐵浪彫縁頭赤銅目貫牡丹柄糸紺。
- 一、同。長壹尺四寸三分。鏢鐵丸縁頭赤銅七々子目貫稻穂柄糸黒。
- 一、同。長壹尺貳寸四分。鏢鐵丸縁頭鐵山水彫目貫唐草柄糸黒。
- 一、同。長壹尺壹寸貳分。鏢鐵波すかし彫縁頭鐵目貫帆懸船柄糸黒。
- 一、同。長貳尺三寸七分。鏢鐵丸赤銅覆輪鐵縁頭角卷かけ柄糸茶目貫花鳥。
- 一、同。長壹尺九寸四分。鏢鐵丸縁頭鐵角卷かけ目貫赤龍柄糸黒。
- 一、同。長壹尺七寸。鏢鐵丸縁頭鐵象眼目貫ほうん柄糸黒。
- 一、同。長貳尺三寸七分。鏢鐵丸赤銅覆輪鐵縁頭角卷かけ柄糸茶目貫花鳥。
- 一、同脇差。長壹尺貳寸五分。鏢鐵丸浪彫縁頭鐵目貫飾り柄糸黒。
- 一、同刀。長貳尺壹寸。鏢鐵木瓜縁頭四分一太刀作柄糸紺目貫花。
- 一、同脇差。長壹尺九寸。鏢鐵縁頭鐵太刀作柄糸紺目貫馬。
- 一、同。長壹尺八寸四分。鏢鐵象眼入縁頭赤銅目貫龍柄糸黒。
- 一、同。長壹尺四寸八分。鏢鐵角縁頭鐵柄糸茶目貫人物。
- 一、同。長貳尺壹分。鏢鐵はみ出し縁頭鐵鯨目貫丁子車柄糸黒小柄四分一龍。
- 一、同。長壹尺貳寸五分。鏢鐵丸縁頭鐵山水彫目貫菊柄糸黒。
- 一、同。長壹尺四寸三分。鏢鐵丸縁頭鐵水草彫目貫人物柄糸黒。
- 一、同。長壹尺壹分。鏢鐵無地木瓜縁頭四分一くり形目貫揚子木柄糸緞子小柄四分一。
- 一、同。長壹尺壹寸七分。鏢赤銅無地丸縁頭赤銅目貫稻穂柄糸茶。
- 一、同。長壹尺貳寸貳分。鏢鐵浪彫縁頭赤銅目貫牡丹柄糸紺。
- 一、同。長壹尺四寸三分。鏢鐵丸縁頭赤銅七々子目貫稻穂柄糸黒。
- 一、同。長壹尺貳寸四分。鏢鐵丸縁頭鐵山水彫目貫唐草柄糸黒。
- 一、同。長壹尺壹寸貳分。鏢鐵波すかし彫縁頭鐵目貫帆懸船柄糸黒。

- 一、同。長壹尺壹寸壹分。同斷縁頭赤柄糸淺黄。
- 一、同。壹尺九寸五分。鏝目貫なし縁頭赤銅。
- 一、同。長壹尺五寸。鏝なし目貫鶴柄糸黒。
- 一、同。長壹尺。渡世柄縁なし目貫かぼちや。
- 一、同。長貳尺四寸五分。柄鏝なし。
- 一、同。長貳尺三寸。同斷。越前守源信吉と有。
- 一、同。長壹尺貳寸壹分。同斷。無銘。
- 一、同。長貳尺貳寸。同斷。無銘上々身。
- 一、同協差。長壹尺七寸五分。同斷。備前長船勝光と有。
- 一、同。長貳尺貳寸五分。同斷。無銘。
- 一、同協差。長壹尺貳寸貳分。同斷。左と有。
- 一、同。長壹尺貳寸。鏝鐵長木瓜縁頭赤銅目貫柄糸なし。
- 一、同。長壹尺貳寸五分。同斷。無銘。
- 一、同。長八寸五分。同斷。同。
- 一、同。長九寸。同斷。同。
- 一、鎗身。長壹尺五分。同。

- 一、長刀身。長壹尺四寸五分。柄鞘なし。
- 一、拵付脇差。長壹尺七寸。鏝鐵木瓜縁頭銀きせ目貫赤。
- 一、同。長壹尺七寸。鏝鐵丸赤象眼縁頭眞鍮草彫柄糸黒目貫赤瓢箪。
- 一、焼印 貳本。一はさみ 壹挺。一藥研 壹ツ。一陳太鼓 一ツ。但皮 一上總繪圖面 壹枚。一寫本 三拾八冊。一板本 八冊。一石摺本 四冊。一扇子 八本。一書面類 壹包。一守袋 壹ツ。一黒蒔繪印籠 壹ツ。一煙草入 四ツ。一矢立 壹挺。一硯 壹ツ。一黒龜綾紋付小袖 壹ツ但九曜星 一縞縮緬小袖 壹ツ。一黒龜綾羽織 壹ツ九曜星 一白木綿繻絆 壹ツ。一琉球袖綿入 壹ツ。一縞縮緬茶立縞小袖 壹ツ。一地木綿藍三筋縞綿入 壹ツ。一太織鐵色布子 壹ツ。一皮色木綿破羽織。七ツ 一黒龜綾破羽織壹ツ。一黒吳呂通羽織。壹ツ 一鐵色龜綾紋付羽織 壹ツ但紋有澤湯

- 一 紺緞子野袴 壹ツ。 一小倉赤立縞袴 壹ツ。 一小倉鼠立縞袴 三ツ。 二 白晒縞木綿袴 三ツ。 一 唐棧古袴 壹ツ。 一 黒鍔金巾頭巾 二ツ。 一小紋半股引 壹ツ。 一 木綿脚半 六ツ。 一 白晒鉢巻 壹ツ 裏に中川爲 一 更紗小風敷 五ツ。 一 唐木綿四半 壹ツ 裏に記之 一 脇拔 四ツ。 一 更紗三布々 壹ツ 三郎下記有之 一 小倉鼠袴地 壹反。 一 白綸子 壹反 團 壹ツ。 一 紫吳呂 着丈壹反。 一 晒木綿鉢巻 壹ツ 裏に登と記 有之 一 白木綿繻絆 壹ツ。 佐藤

楠晋次郎等本名

- 野州島山城主大久保佐渡守様御領分
- 下野國那須郡向田村農士樋山宮内伴
- 民彌事 當時 楠晋次郎正光 子ノ四十八歳
- 津田英次郎元家來小口順之助事 當時 三浦帶刀有國

眞忠組浪人討伐始末

右者、下總佐倉近在所村名主庄左衛門方門人に相成居候。 一本に「三浦帶刀は津田英次郎家來にて本名小口順之助と云ひ、同家來中安辰之助と申者と口論に及び、既に刃傷にも及ぶべきの處、居合せ候者に押へられ、其の科にて下總國香取郡所村名主小貫平右衛門方へ預けに相成り候處、楠晋次郎・大高泰輔兩人に勧められ候て、上總國山邊郡小關村新開に罷趣し、浪人頭取と相成り候」云々。

正月十七日茂原村刺金村書上寫。

差上申一札之事 今般當所に罷在候浪人ども爲御召捕御出役之處、逃去候に付、居所御改之處、左之品捨有之。 一、劍術稽古道具。 壹組。 一、短刀。 壹本。 一、合藥。 百廿目。 右之通り私ども爲御立合御見分之處、相違無御座。

眞忠組浪人討伐始末

候。依レ之一札差上申處如レ件。

文久四年正月十七日

鹽入義十郎知行所上總國長柄郡茂原村

組頭 逸 作

同妙光寺領

組頭 清兵衛  
名主 金兵衛

加納備中守様御内

岡田順之助様

差上申一札之事

今般御出役様當村に於て、浪士共之内五人御召捕、壹人討捨に相成候に付、右之ものども所持之品私ども爲御立會御改御座候處、左之通り。

小出順之助事

三浦 帶刀所持

一、大小。壹腰。  
一、小紋脚半。壹足。一、木綿胴卷。壹ツ。内守札壹包、金四

兩壹分  
三朱入

一、黒羽二重破羽織。壹枚。紋扇 一、手拭。貳筋。打違

下總八日市場紺屋伊兵衛事

千葉源治郎所持

一、大小。壹腰。

一、吳呂服金入。壹ツ内金拾六兩貳朱入 一、絹袷羽織。壹枚

星 紋月 一、縮緬三尺帶。貳筋。一、鏡扇。一本。一、喜勢留。壹本。一、小紋脚半。壹足。

一、天鷲絨紙入。壹ツ但、絹中形ふ 一、書面類。壹包。一、印形。壹ツ。一、金入。壹ツ無之金子

一、筆。壹本。一、楊枝入。壹ツ。下總國燕里村百姓與一作

大木 八郎所持

一、大小。壹腰。一、喜勢留。壹本。一、扇子。壹本。一、矢立。壹挺。

一、縮緬ふくさ。壹ツ。一、小紋脚半。壹足。一、紙入。壹ツ内書付三通鏡壹ツ

粉藥壹包絹糸少々 一、藥入。壹ツ内金柳刀金創針 一、金入。壹ツ無之金子

一、木

即死人 矢野 重吾所持

一、大小。壹腰。

右之外、御召捕之場所に捨有レ之品左之通り。

一、鐵炮。貳挺但、玉目三匁五分 一、鉛玉。十四。

一、合藥入。二ツ但合藥 一、手鎗。貳筋。一、弓。四張。一、矢。九本。一、筋鐵入棒。壹本。

一、六尺棒。壹本。一、火繩。壹把。一、黒袖袷羽織。壹枚。一、頭巾。貳ツ。一、木綿袋。貳ツ。

一、緋縮緬三尺帶。壹筋。一、提煙草入。壹ツ。一、喜勢留。壹本。一、脇差。貳本。

右之通り、私ども爲御立會御見分に相成候處、書面之通り相違無御座候。依レ之一札差出申候處如レ件。

○加納遠江守人數

壹番 物頭 吉川 日出之助

足輕 小河 才助

但總數貳拾人組

貳番 諸士 小池源之丞

綿胴卷。壹ツ内金五兩三分二朱入 一、脇差付火打袋。壹ツ。一、印形。壹ツ。一、手甲。壹ツ。一、黒龜綾破羽織。壹枚星

佐原橋本宇兵衛事

大鷹 泰助所持

一、大小。壹腰。

一、頭巾。壹ツ。一、三尺帶。壹筋。一、手拭。壹筋。

一、晒木綿たすき。壹ツ。一、鐵扇。壹本。一、煙草入。壹ツ。

一、小紋脚半。壹足。一、喜勢留。壹本。一、木綿胴卷。壹ツ内金四拾六兩三分入

一、黒龜綾破羽織。壹枚打違

海上郡倉橋村百姓六兵衛伴

大山 重助所持

一、大小壹腰。

一、打紐。壹筋。

一、煙草入。壹ツ。一、財布。壹ツ内金壹兩壹分と

一、喜勢留。壹本。一、黒鐵金巾破羽織。壹枚。

八日市場浪人

眞忠組浪人討伐始末

眞忠組浪人討伐始末

但總數三拾人組

岡田順之助

但總員三拾人組

玉前大明神社人

但總員貳拾人組

右者茂原館之爲討手繰出申候。

眞忠義士姓名

楠晋次郎正光 三浦帶刀有國 大高泰輔忠國 樋山小四郎義行 水府浪人。元遠 千葉源次郎政胤 下總海上郡八山ノ内額太郎正盛 上總薄嶋 桑田幸作 下總香取郡大藤太九郎正兼 同國堀上 澤田正三郎 兵衛女房弟。内村音田字一郎藤原正之 宿出生。同國東金 大木八郎光俊 下總香取郡燕里見忠次郎忠房 阿部四郎兵衛知行所 増田角造正則 下總湯春海村 澤田清 下總國海上郡八 宮崎七郎 守浪人。飛田定次郎 上總堀上村定 今泉茂七 同國今泉 片海若太郎 平一忠 下總佐原村地内にて召 廣瀬林三郎 森肥後守知行

兵衛 西郡五郎右衛門 守組與力。結城七郎 上總田中新

井關喜重郎。並木巳之太郎 上總本須賀村五

登。東郷長作。佐久間誠一郎 上總東土川三

林寅之輔。駒形房太郎。松井長太郎。松戸初太郎 上總

出 伊藤彌太郎藤原義晴 同國東金町釜 伊藤勇三郎。

石川菊次郎。石井千代吉 下總海上郡八日 中川爲次郎

上總九十九里 結城吉太郎 同小關村 伊藤國之助 下總海

蓮根村出生。遠藤長五郎 上總松ヶ谷 荒井半上 金坂巳之

助 同 上總甚之助。齋藤市之助 本間久次郎知行所片 橋本權

之丞 上總高田村橋本儀兵衛 尾高長十郎。尾形秀太郎 下

海上郡八日市 篠崎直次郎 上總粟生 小高菊太郎 同國薄

場町出生。大山重助 小姓組長田鶴 村出生。松田八郎 下總倉橋

次郎。笹本徳右衛門。森彦三郎 同國干湯春 大木兼太

郎。櫻井安五郎 上總横地 中郷直太郎。吉田清太郎。

渡邊庄吉。駒崎熊吉。遠藤政吉 上總井ノ内 駒形兼吉。

大網牛太郎 同國東土 押越清八 同國 淺井敬齋 浪人 水戸

八

一人缺

元治元 上關騒動人數落着

上總國山邊郡不動堂村佐久間角兵衛伴東太より 差出雜物之覺。

- 一、白鞘刀。 貳本。 一、拵付脇差 拾六本。
一、拵付刀。 拾六本。 一、白鞘脇差 壹本。
一、鷹口。 四拾本。 一、竹 槍 七拾本。
一、鐵砲三匁五分 六挺。 一、鐵砲 貳匁五分 壹挺。
右之品差出候。

盛哉 宮徳靈

上總國野中源三郎より差出す。

- 一、金七拾兩。

眞忠組浪人討伐始末

- 一、金七拾兩。
上總國市原郡北竹畑村彌三郎。
一、刀。三拾腰。
引合村百十五ヶ村。

板附村
甲船村
三浦名村
押堀村
飯塚村
今泉村
彌太郎
彌三郎

浪人共所々より強談合致候。

金七千七百兩

金七千七百五拾四銖。所々より續談合。

こゝにも
眞忠義士
とて七
十五人の
氏名あり
が略する

借島社は
誤寫か

一、大小。百三拾七腰。 同 斷

御代官今川要作支配所

上總國山邊郡小關村新田

名主出府に付 伊兵衛

百姓代 五郎右衛門

差添 辨四郎

大久保備前守知行所

押堀村百姓

清吉

松野村百姓

四人之處

同村寺院住僧より諸證文之文通を浪人引連集取返之

候一件、吟味之上改繩入田入。

但し、組頭壹人。

地院一件

川堀村

手鎖宿下げ 名主 四郎右衛門

大小遣し一件

同 村

手鎖宿預け 組頭 長左衛門

田地受返候一件

栗生村

市左衛門

外壹人

豕一件取繕遣し候

津邊村

其外糺中糺□三

外壹人

米□り一件

宮村

願入候段糺中

貳拾七人

本繩入田

惣代 四人

○落首

板倉の館で新開つきとほしあとは堀田の咄まぢく

押出しはさてもりつばな佐倉みそ人に喰はれて堀田

ためいき

臆病な浪人水野日向様あとでつよがる結城さむらひ

茂原から大鷹とんで一の宮これを三浦が揚ぐる月星

金持も板倉なくて加納まじ備前徳利で佐倉見物

片貝騒動

頃は文久三年十二月二十六日、八日市場年番土屋信

堀田家は後詰で参戦しない  
水野日向守は就縛浪士の警固を命ぜられた  
徒黨の救助を受け浪士は家内を掃蕩した  
助者や浪士は家内を掃蕩した  
士を家内を掃蕩した  
へ案内した  
罰された

太郎方より救民館眞忠組と申し、貧民救ひとして當分旅宿成ことを話し置き、その夜は澤田常吉へ一泊す。翌二十七日、福善寺を旅館と相定め、村内は勿論四十ヶ村組合中へ左の近状を申觸候。「我等儀、爲國恩窮民救として暫時旅宿中は非常取扱も可致、又は諸の諸勝負非儀非法の輩於有之は急度相糺し可申候。大小の民家裏家末々迄不洩様可申聞旨、此段申達候。

文久三年十二月

三浦帶刀

楠音次郎

山内額太郎を館長とす。

八日市場組合村御中

福善寺館に於て土屋信太郎立合、貧民を呼出し、金五十兩救助す。同年尊王攘夷の論海内に沸騰し、吉村寅太郎等の志士大和十津川に據り楠正成の首塚を弔し、代官鈴木源内を襲殺し、尙討手と接戦自刃せるの時、本郡に近き上總國武射井之内村にも楠正成の後裔楠音次郎正光と稱し、三浦帶刀・大高泰助・千葉源次郎等と相謀り、皇國を愛護し外夷を掃蕩するを名として兵を擧げたるものあり。これ則ち片貝騒動なり。

眞忠組浪人討伐始末

眞忠組は初め井之内村に據つた

楠音次郎正光と稱したるは樋山民彌と云ひしもの、

偶々上總井之内に來り野州島山の浪士といひ、附近の

兒童を集めて讀書習字を教授し、次第に人望を得た

り。一夜海岸を散歩し、浪士三浦・大高に逢ひ、遂に

無頼の徒を蒐集し、文久三年秋に至り自ら眞忠組と稱

し、小關村新開大村伊八方を本陣とし、別に三浦帶刀

を茂原町に遣し、東光院に入りて皇國安穩の祈禱をな

し、更に薄島の浪士山内額太郎をして八日市場福善寺

に入り、三方互に力を協せ、出でて金穀兵器を掠奪し、

以て良民を苦しめ居れり。當時の眞忠組の宿所には

「報國效民館眞忠組當分在所」といへる看板を掲げ、

臨時役所を設け、牢屋を作り、人民困窮の者を救助し、

或は訴訟事件を裁斷せり。是に於て、地方富豪の人に

對し怨敵ある者を眞忠組に訴ふる時は、浪士組隊をな

して富豪を脅迫し、金穀を掠奪し、以て之を報せり。

之がため地方富豪等にして其の難に遭ひたもの甚だ多

し。彼等の浪士匪徒郡に入るや、八日市場田町の人千

葉源次郎・澤田清等、之に應接す。彼等巧に之を説破

千葉氏は  
上永吉の  
千葉彌次  
馬氏であ  
る  
一名戦死  
五名捕縛  
福島藩は  
東金陣屋

鐵砲三十  
挺大砲十  
一門を以  
て襲撃し  
た

し、遂に其の與黨となし、源次郎の如きは茂原分隊副長となりて其の威名を輝すに至り、遂に八日市場福善寺にも分隊を置くに至れり。是に於て、關東取締役馬場俊藏・渡邊愼次郎等命を奉じて之が征討たり。東金の城主板倉内膳正は手兵を以て新開に向ひ、一の宮藩士加納備中守は茂原に向ひ、多古の城主松平豊後守をして八日市場を攻めしめ、佐倉の城主堀田侯をして之が後援たらしむ。板倉内膳正兵東金陣屋より出發して、元治元年正月十七日片貝村本陣寺に至り、一は小關村より、一は田中荒生より隊伍肅々新開を砲撃せり。楠等事の成らざるを察し、大村屋樓上に在りて酒宴を開き、楠晋次郎・澤田正三郎・宮島七郎・井關喜十郎・堀越和七等自刃して死し、其餘は八日市場を指して逃走せり。官軍之を追撃し、作田川岸にて接戦す。八日市場の眞忠組隊（八日市場の人澤田清等戦死す。）は新開を救はんとして來り、井の内村平野屋に來りしも、官軍の追撃を恐れ、解隊分散す。茂原村に於ける分隊の浪士亦四方に出でて掠奪す。正月十五日、下永

吉に若り、千葉氏に亂入し、金穀を奪ふ。たまく征討軍の至るを聞き、茂原を出でて新開に楠と合ひ戦はんとす。刺金臺に至り、官軍の追撃に遭ひ、與黨多く官軍のために捕へられ、關八州取締役馬場俊藏以下東金町西福寺に臨時白洲を建て、牢屋を作り、之が取調べに従事し、堀田侯・板倉内膳正・水野日向守・加納備中守・松平豊後守等の兵を以て之を警固し、文久四年四月二浦帶刀以下死罪獄門及び遠島に處せられたる者數十人、その他連類者千有餘人、多くは之を放免せり。

眞忠組浪人討伐始末（終）

元治元甲子常總見聞志

【解説】元治元年（二五二四）の筑波山事件に關八州信越其他諸藩から出兵した際、佐倉及び關宿藩も亦これに加つたが、本書には佐倉藩出兵について若干の記事が見える。十數枚の寫本で、千葉縣圖書館にも一部備へられてある。（稻葉）

松山戦争

【解説】明治元年十月六日、水戸藩士諸生派の主領市川三左衛門ほか五十餘名が、水戸地の戦争から銚子を経て八日市場へ來ると、天狗黨尼子仙太郎等二百餘名これを追跡して松山村（匝瑳郡匝瑳村松山）で戦つた。市川は負傷して逃れ、東陽村宮川の太木佐内に寄り、江戸へ出たが、捕へられて處刑された。この戦鬪で落命せる二十五名の首級は水戸へ持参され、胴體のみ埋めたのを「戦死二十五人之墓」といつてあるが、二十五人中その氏名の稍正確に近い者を挙げると、朝比奈彌太郎、市川主計、生井秀三郎、宮田常之介、佐藤主税、富山理介、大久保貞藏、佐藤留之助、緑川隆三郎、橋本小三郎、生井松次郎、鈴木欣一郎、朝比奈勲負、友部徳之介、大高彌兵衛、山田惣二郎、青山清七、小貫理三郎、佐藤留男、外に姓不詳の吉三郎、安藏、清兵衛だけが分る。天狗黨でも川又友吉、早川平吉、和田喜兵衛、齋藤傳藏等の戦死者あつたといふから、それらの死體も或は二十五人中に數へられたであらうか。當時の習慣として首級は皆これを取り去り、胴體のみ捨て置く例なので、收容に際し胴體の主人を知ること甚だ困難な事情もあつて、遂に其の氏名を知り得られなかつたのであらう。なほ、松山戦争に舊多古藩松平豊後守と高崎藩松平右京之亮と天狗黨へ助勢してゐる。本書は即ち上記始末を採録したもので、誰人の手に成つたのか不明である。筆者所藏の寫本には「椎名喜七氏か」と附記されてあるが、椎名氏ならば前掲「片貝騷動」（眞忠組浪人討伐始末の一部）の記録者で、八日市場町に住し、事件の當時すでに二十歳近かつた筈である。（稻葉）

紀元二千六百年  
念  
房總叢書第五卷  
(史傳)  
(其三)  
(終)

昭和十六年八月七日 印刷  
昭和十六年八月十日 發行

(紀元二千六百年  
念  
房總叢書第五卷)

編輯者兼

紀元二千六百年  
念  
房總叢書刊行會

代表者 廿日出逸曉

印刷者

東京市小石川區久堅町百八番地  
大橋 松雄

印刷所

東京市小石川區久堅町百八番地  
共同印刷株式會社

發行所

紀元二千六百年  
念  
房總叢書刊行會  
千葉市市場町二番地  
千葉縣圖書館內  
振替東京一六八四八四番

909  
58



石の島 には 24

かき 510 高島 24

子屋

終